

平成29年度商工観光労働行政
施策・予算の概要

平成29年4月

滋賀県商工観光労働部

目 次

| | | |
|-----------------------------|-------|----|
| 1. 平成 29 年度商工観光労働行政施策・予算の概要 | ----- | 1 |
| 平成 29 年度商工観光労働部施策の方針 | ----- | 3 |
| 平成 29 年度商工観光労働部予算の概要 | ----- | 17 |
| 予 算 総 額 | ----- | 17 |
| 予算科目別一覧 | ----- | 17 |
| 予算所属別一覧 | ----- | 18 |
| 2. 平成 29 年度事業概要 | ----- | 20 |
| 商 工 政 策 課 | ----- | 21 |
| 中小企業支援課 | ----- | 22 |
| モノづくり振興課 | ----- | 26 |
| (企業誘致推進室) | ----- | 26 |
| 労働雇用政策課 | ----- | 31 |
| 女性活躍推進課 | ----- | 33 |
| 観 光 交 流 局 | ----- | 35 |
| 3. 平成 29 年度制度融資一覧表 | ----- | 58 |
| 4. 商工観光労働部行政機構 | ----- | 66 |
| 5. 商工観光労働部分掌事務 | ----- | 68 |
| 6. 商工観光労働部関係地方機関等 | ----- | 72 |
| 7. 商工観光労働部関係団体 | ----- | 76 |

1. 平成29年度商工観光労働行政施策・予算の概要

平成29年度 商工観光労働部 施策の方針

経営資源 平成29年度予算 181億円
 本 庁 1局5課1室 117人
 地方機関 5機関 98人

世界にはばたく成長エンジンと地域経済循環の絆で形づくる“滋賀発の産業・雇用”の創造

メッセージ 商工観光労働部は、「新しい豊かさ」の創造に向け、「IoT」の活用などにより、新たな強みを生み出す滋賀発の産業の創造を図り、地場産業や中小企業・小規模事業者の活性化を進めるとともに、「日本遺産」・「びわイチ」をはじめとした魅力あふれる観光を推進します。

また、インターンシップや、人手不足分野などの人材育成・確保を進めることで、将来の滋賀の産業を支える人材力を強化するとともに、企業の働き方改革の推進や、女性の就労支援の拡充を通じて、すべての人が活躍できる社会の実現に向けて取り組みます。

滋賀県基本構想

- 1 子どもの生きる力を育み、若者や女性が輝く社会の実現
- 2 すべての人に居場所と出番があり、最期まで充実した人生を送れる社会の実現
- 3 滋賀の強みを活かし、新たな強みを生み出す滋賀発の産業の創造
- 4 豊かに実る美しい地域づくりと滋賀・びわ湖ブランドの発信

人口減少を見据えた豊かな滋賀づくり総合戦略

| | | | | |
|--|---|---|--|--|
| <p>働く力・稼ぐ力向上プロジェクト</p> <ul style="list-style-type: none"> 女性の活躍推進 障害者の就労支援 働き方改革の推進 | <p>滋賀ウォーターバレープロジェクト</p> <ul style="list-style-type: none"> 水環境ビジネス機会の創出 滋賀ウォーターバレーの推進 | <p>次世代のための成長産業創出プロジェクト</p> <ul style="list-style-type: none"> 創業の推進 イノベーションの創出 地域産業の魅力発信と活性化 | <p>産業人材育成・確保プロジェクト</p> <ul style="list-style-type: none"> 滋賀で働く優秀な人材の確保 滋賀の産業を支える人材の育成 | <p>滋賀の素材・魅力磨き上げプロジェクト</p> <ul style="list-style-type: none"> 滋賀の魅力発信 周遊を促すための観光資源の磨き上げとパッケージ化 受入体制の整備 |
|--|---|---|--|--|

滋賀県産業振興ビジョン【概要】

第1 ビジョン策定の趣旨

- 1 ビジョン策定の背景・意義
中長期的な視点から、「何を強みとして、どのような産業やビジネスモデルを成長の“エンジン”として振興し、さらに県内での経済循環をどのように促進していくのか」といった視点から産業振興のあり方を考え、戦略的に取組を図るため策定
- 2 ビジョンの県政における位置付け
○ 本県における産業振興施策を総合的に推進するための中長期の指針
○ 「滋賀県基本構想」に基づき部門別計画の一つ
○ 「滋賀県中小企業の活性化の推進に関する条例」に基づく施策の展開とあいまって、本県経済の発展、雇用の維持・拡大、地域の活性化を目指すもの 等
- 3 計画期間 10年：平成27年度（2015年度）～平成36年度（2024年度）

第2 本県産業の現状と課題

- 1 本県産業を取り巻く経済・社会情勢の変化
(1) 国内の動向 ○ 人口減少と少子高齢化の進行
○ 製造業における海外現地生産比率の上昇
○ 東日本大震災を契機としたエネルギーをめぐる社会情勢の変化
○ 東京オリンピック・パラリンピック、本県での国民体育大会等の開催 等
(2) 世界の動向 ○ アジアをはじめとする新興国市場の拡大 等
(3) 国の成長戦略等における施策の方向
○ 成長戦略の推進 ○ 「小規模企業振興基本法」の施行 ○ 地方創生の推進

2 本県の特徴と課題

- 豊かな自然環境と多くの歴史遺産・文化資産 ○ 恵まれた地理的条件と広域交通基盤
- 県内総生産に占める第二次産業の割合の高さ
- 製造業のほとんどの業種が「域外需要産業」
- 進む県内企業の海外事業展開 ○ 受け継がれる「三方よし」の精神
- 取引先との信頼関係と技術力を強みとする中小企業、一方、難しい人材の確保・育成
- 様々な分野の大企業の「サテライト工場や研究所が多く立地
- 多くの産地で激しい状況にある地場産業
- 減少傾向にある商業・サービス業の事業所数と従業者数
- 若者を取り巻く厳しい雇用情勢 ○ 女性の労働力率の低さと大きな潜在力
- 豊富な地域資源、一方で、宿泊・滞在型観光の少なさ、ブランド力の弱さ
- 教育研究機関が多数立地 ○ 全国第1位のF.T.T.H（光回線）世帯普及率 等

第3 産業振興の基本的な考え方

1 基本理念

世界にはばたく成長エンジンと地域経済循環の総てで形づくる
“滋賀発の産業・雇用”の創造

2 ビジョンが目指す姿

- ☆新たな成長産業の創出により、『日本を支えるたくましい経済が創造』
- ☆挑戦する企業の活躍により、『地域経済の活性化、雇用の維持・拡大』
- ☆世界に通用するブランド価値の発信により、『滋賀のステータスが向上』
- ☆地域貢献企業の集積により、『地域を支え、地域が潤う循環型経済が確立』
- ☆イノベーションの連続により、『新たなビジネスモデルが次々と展開』

3 産業振興施策を進めるにあたっての視点

- ① 産業活動を支える『事業環境づくり』の視点
- ② 地域の特徴を活かした『まちづくり』の視点
- ③ 本県産業を担う『人づくり』の視点
- ④ 多様な産業の集積を活かした『つながりづくり』の視点
- ⑤ 中小企業の強みを伸ばす『競争力づくり』の視点
- ⑥ 追従を許さない『モノづくり』の視点
- ⑦ 滋賀ならではの『ことづくり』の視点
- ⑧ 一人ひとりの県民の『幸せづくり』の視点

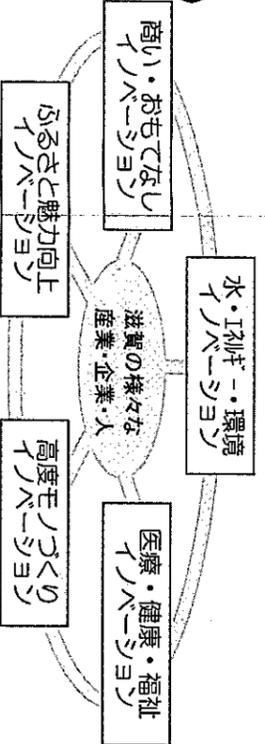
第4 産業振興の基本的方向

1 今後の本県経済を牽引する産業

(1) 振興を図るべき産業

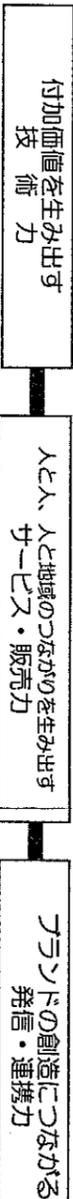


(2) 当面、重点的に取り込む5つのイノベーション



※イノベーション：新たな価値を創造し、社会や暮らしによりよい変化をもたらすこと

(3) 本県産業の強化を図る3つの企業力【地域の経済や社会の担い手として重要な役割を果たす中小企業・小規模事業者の課題を踏まえ、特性に応じて強化】



2 産業振興施策の基本

- (1) 企業の経営基盤力の強化
○ 経営基盤の強化に対する支援
○ 創業および新事業創出の促進
○ 中小企業・小規模事業者の活性化
○ 企業立地の促進
- (2) これからの産業を担う人材力の強化
○ キャリア教育等の推進
○ 産業のニーズにあった人材の育成・確保
○ グローバル人材の育成・確保
○ 中小企業の人材育成に対する支援
○ 起業家の育成等
○ 県内大学生等の定着促進
○ 若者の活躍推進 ○ 女性の活躍推進
○ 障害者の活躍推進 ○ 高齢者の活躍推進
○ 外国人材の活用 ○ ワーク・ライフ・バランスの推進
○ 雇用のミスマッチの解消等 ○ 優れた技能の伝承
- (3) 新たな価値や力を生み出す連携力の強化
○ 異分野・異業種間の連携の推進
○ 企業間連携の推進
○ 産学官金民および地域との連携の推進
○ 広域での地域間連携の推進
○ 中小企業支援機関や公設試験研究機関間の連携の推進
- (4) 海外の需要を取り込む国際展開力の強化
○ 企業の海外展開に対する支援
○ 海外からの企業誘致の推進 ○ 海外からの誘客の推進
- (5) 経済循環力の強化
○ 地域資源の活用の促進
○ 滋賀の資源をつなぐイネート機能の充実
○ 県内での企業間取引の促進
○ 「地産地消型」・「自立分散型」エネルギー社会の創造に向けての取組の推進
- (6) 事業活動を支える地域力の強化
○ 企業で働く人やその家族が住みやすいまちづくり ○ 「滋賀・びわ湖ブランド」の取組推進
○ コミュニティビジネスの推進 ○ 人と物の交流を支えるインフラの整備 ○ 産業用地の確保

第5 ビジョンの推進

1 各主体の役割

- 県の役割 庁内の関係部局が連携し、総合的に施策を推進するとともに、県内企業へのヒヤリングや関係団体・市町等との意見・情報交換を行うなどして、本県産業の実態や課題の把握と、それらを踏まえた施策の構築等に努める。また、必要な調査・研究を実施。
- 企業の役割 ○ 関係団体等の役割 ○ 大学等教育・研究機関の役割 ○ 金融機関の役割 ○ 県民の役割

2 市町や国等との連携

市町と連携・協力し、それぞれの地域の特性や実情に応じた産業の創出・振興を図ること 等

3 本県経済・産業の活性化状況のモニタリング

毎年度、有識者等の意見を聴きながら、本県経済・産業の動向について、量的（客観的）および質的（主観的）の両面からモニタリングを行い、その状況を把握・分析し、具体的な施策の構築や検証等に活用

滋賀県中小企業の活性化の推進に関する条例の概要

前文 ・中小企業の果たしてきた役割の重要性と本県の特徴 ・中小企業を取り巻く状況
 ・中小企業の活性化の意義 ・条例を制定する目的

1.目的 中小企業の活性化を推進し、もって本県の経済および社会の発展に寄与する

2.定義 「中小企業者」、「中小企業の活性化」、「小規模企業者」、「大企業者」について必要な定義を規定

3.基本理念

- 中小企業者の自主的な努力および創造的な活動が尊重されること
- 小規模企業の活力が最大限に発揮され、その事業の持続的な発展が図られること
- 小規模企業者に配慮する等中小企業者の経営規模が勘案されること
- 地域の特性に応じた産業の振興、地域住民の利便の増進その他の地域づくりに資するものとなること
- ものづくり産業の集積、環境の保全のためのこれまでの取組その他の本県の特徴が生かされること
- 県、中小企業者、中小企業に関係する団体、大企業者、大学その他の教育研究機関、金融機関、国、他の地方公共団体の連携および協力が図られること

4. 県の責務
 ・中小企業活性化施策の総合的な策定・実施
 ・中小企業者、関係団体等、国、市町等と連携、情報提供支援等

5. 中小企業者の努力
 ・自主的・自立的に経営の向上と改善に努める
 ・地域の経済・社会への貢献に努める

6. 関係団体等の役割

(1)中小企業に関係する団体の役割
 ・支援および協力を積極的に努める

(2)大企業者の役割
 ・取引拡充、研究開発支援、商工会議所等への加入等により、中小企業の活性化に資するよう努める

(3)大学その他の教育研究機関の役割
 ・研究開発、新事業創出、人材確保・育成への支援等により、中小企業の活性化に資するよう努める

(4)金融機関の役割
 ・資金需要に適切に対応、経営改善への支援等により、中小企業の活性化に資するよう努める

7. 県民の役割
 ・中小企業の活性化への関心と理解を深め、中小企業者が供給する物品の購入等により、中小企業の活性化に資するよう努める

8.施策の基本

(1)中小企業による自らの成長を目指す取組の円滑化
 ・将来において成長発展が期待される分野における 参入・事業活動の促進、県民の安全・安心に配慮した 事業活動の促進、海外における円滑な事業展開の促進

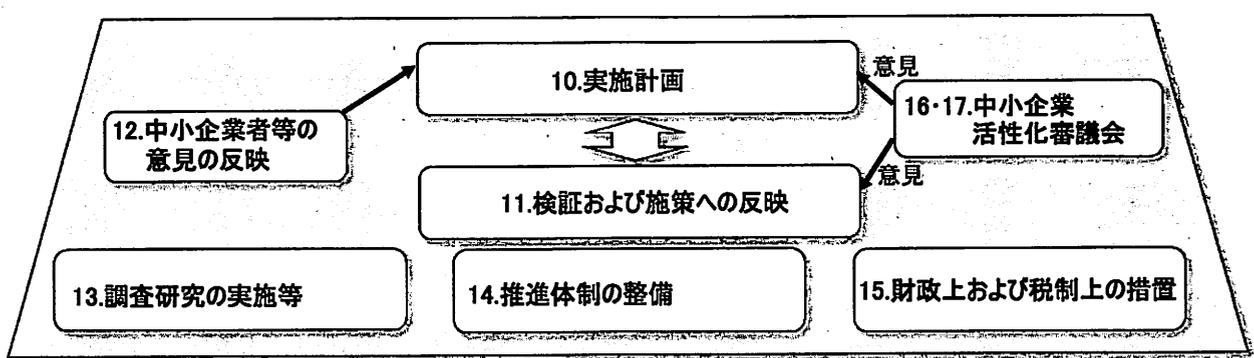
(2)中小企業の経営基盤の強化
 ・人材の確保・育成、経営の安定・向上、創業・新事業の創出の促進、物品・役務等への需要の増進

(3)産業分野の特性に応じた中小企業の事業活動の活発化
 ・ものづくり産業、小売商業・サービス業、観光等産業分野の特性に応じた事業機会の増大

9.連携および協力の推進

(1)県は、中小企業者および関係団体等の有機的な連携を促進

(2)中小企業者および関係団体等は、施策実施に協力するよう努める



18.滋賀県ちいさな企業応援月間

県民の間に広く小規模企業をはじめとする中小企業への関心および理解を深めるとともに、小規模企業者等による中小企業活性化施策の活用を促進

施策の基本に基づく平成29年度施策の体系

注1)「小規模企業者への配慮等」欄は、事業の目的や性質が以下のいずれかに該当する場合に○を付しています。
 ・事業の主なねらいが、小規模企業者の振興・支援であるもの。
 ・事業の実施内容・方法の一部に「小規模企業者枠」等を設ける等、小規模企業者を要件とするものを設けるもの。
 ・事業の実施の利用者の大半が、小規模企業者になる(と予想される)もの。
 ・その他小規模企業者に配慮する要素があるもの。
 注2)「創生事業・基金事業」欄は、国の「地方創生推進交付金」および県の「滋賀県中小企業活性化推進基金」を財源として活用する予定の事業を指します。

(1) 中小企業の自らの成長を目指す取組の円滑化(条例第8条第2項)

23事業

| ア 将来において成長発展が期待される分野における参入および事業活動の促進 | | | | | | | 13事業 |
|--------------------------------------|------------------------------|------|------------------|-----------------|--------------|------------------|--------------------|
| 番号 | 事業名 | 新規事業 | 重点事項にかかる 主な事業 | 小規模企業者への 配慮等 | 創生事業 基金事業 | H29予算 (単位:千円) | 担当課 |
| 1 | 地域産業活性化・地方創生に向けた高度ICT人材育成事業 | ○ | イノベーション・創業 | | 創生 | 29,300 | 私学・大学振興課 (県立大学) |
| 2 | エネルギー社会トップモデル形成推進事業 | | | | 創生 | 25,000 | エネルギー政策課 |
| 3 | (仮称)滋賀県ICT推進戦略策定事業 | ○ | イノベーション・創業 | | 創生 | 3,410 | 情報政策課 |
| 4 | IoT活用イノベーション創出支援事業 | ○ | イノベーション・創業 | | 創生 | 37,436 | 商工政策課 |
| 5 | 滋賀ウォーターパレー・水環境ビジネス推進事業 | | イノベーション・創業 | | 創生 | 46,100 | 商工政策課 |
| 6 | 滋賀のクリエイティブ産業振興事業 | | | ○ | | 4,608 | 商工政策課 |
| 7 | クリエイティブ産業活用モデル創出事業 | | | ○ | | 4,900 | 商工政策課 |
| 8 | 中小企業振興資金貸付金(政策推進資金(成長産業育成枠)) | | | ○ | | 17,000 | 中小企業支援課 |
| 9 | 滋賀発成長産業発掘・育成事業 | | イノベーション・創業 | | 創生 | 14,200 | モノづくり振興課 |
| 10 | IoTイノベーション創出推進事業 | ○ | イノベーション・創業 | ○ | 創生 | 1,123 | モノづくり振興課 |
| 11 | びわ湖環境ビジネスメッセ開催事業 | | | | | 10,000 | モノづくり振興課 |
| 12 | 医工連携ものづくりプロジェクト創出支援事業 | | イノベーション・創業 | | | 4,842 | モノづくり振興課 |
| 13 | 健康創生産業育成事業 | | イノベーション・創業 | | 創生 | 20,639 | モノづくり振興課 |

| イ 県民の安全および安心に配慮した事業活動の促進 | | | | | | | 2事業 |
|--------------------------|------------------------|------|------------------|-----------------|--------------|------------------|-----------|
| 番号 | 事業名 | 新規事業 | 重点事項にかかる 主な事業 | 小規模企業者への 配慮等 | 創生事業 基金事業 | H29予算 (単位:千円) | 担当課 |
| 14 | 「セーフドしが」の普及事業 | | | | | 367 | 生活衛生課 |
| 15 | 「おいしいが うれしが」キャンペーン推進事業 | | | | | 1,719 | 食のブランド推進課 |

| ウ 海外における円滑な事業の展開の促進 | | | | | | | 8事業 |
|---------------------|---------------------------------|------|------------------|-----------------|--------------|------------------|--------------------------|
| 番号 | 事業名 | 新規事業 | 重点事項にかかる 主な事業 | 小規模企業者への 配慮等 | 創生事業 基金事業 | H29予算 (単位:千円) | 担当課 |
| 16 | 汚水処理分野における技術協力プロジェクト | | | | | 2,100 | 下水道課 |
| 17 | 台南市政府と現地企業との経済交流に関する覚書に基づく事業の推進 | | | | | - | 商工政策課 |
| 18 | 海外展開技術支援事業 | | | | 基金 | 2,773 | モノづくり振興課 (工業技術総合センター) |
| 19 | 海外展開総合支援事業 | | | ○ | 基金 | 5,516 | 商工政策課 |
| 20 | | | | | 基金 | 5,000 | 商工政策課 |
| 21 | | | | | 基金 | 2,784 | 商工政策課 |
| 22 | | ○ | | | | 10,650 | 商工政策課 |
| 23 | FOOD BRAND OH! Mi海外プロモーション事業 | ○ | | ○ | 創生 | 12,426 | 食のブランド推進課 |

(2) 中小企業の経営基盤の強化(条例第8条第3項)

55事業

| ア 中小企業の事業活動を担う人材の確保および育成 | | | | | | | 24事業 |
|--------------------------|----------------------------------|------|------------------|-----------------|--------------|------------------|----------|
| 番号 | 事業名 | 新規事業 | 重点事項にかかる 主な事業 | 小規模企業者への 配慮等 | 創生事業 基金事業 | H29予算 (単位:千円) | 担当課 |
| 24 | 統計講演費 | | | | | 423 | 統計課 |
| 25 | 統計相談費 | | | | | 327 | 統計課 |
| 26 | 滋賀のくすり振興対策費(地場製薬企業薬事エキスパート育成補助金) | | | | 基金 | 500 | 薬務感染症対策課 |
| 27 | 女性の就労サポート事業(滋賀マザーズジョブステーション事業) | | | | | 52,000 | 女性活躍推進課 |
| | | | | | | 2,280 | 子ども・青少年局 |
| 28 | プロフェッショナル人材戦略拠点運営事業 | | | | 創生 | 35,000 | 商工政策課 |
| 29 | ものづくり人材育成事業「滋賀ものづくり経営改善センター」 | | | | 基金 | 7,888 | 商工政策課 |
| 30 | 滋賀発の産業・雇用創造推進プロジェクト | | 共生社会 | | | 251,861 | 労働雇用政策課 |
| 31 | 省エネ・創エネ導入促進人材育成事業 | | | | | 21,505 | 労働雇用政策課 |
| 32 | しが企業における障害者定着推進事業 | ○ | 共生社会 | | 基金 | 500 | 労働雇用政策課 |
| 33 | 中小企業働き方改革推進事業 | ○ | 共生社会 | | 創生 | 9,745 | 労働雇用政策課 |
| 34 | 若年者総合就業支援事業 | | | | | 18,087 | 労働雇用政策課 |
| 35 | 若年者就労トータルサポート事業(ふるさと滋賀就職応援事業) | | 共生社会 | | | 12,156 | 労働雇用政策課 |
| 36 | 産業人材育成・確保のグッドジョブプロジェクト事業 | | 共生社会 | | 創生 | 26,500 | 労働雇用政策課 |
| 37 | 働き・暮らし応援センター事業 | | | | | 9,671 | 労働雇用政策課 |

| 番号 | 事業名 | 新規事業 | 重点事項にかかる 主な事業 | 小規模企業者への 配慮等 | 創生事業 基金事業 | H29予算 (単位:千円) | 担当課 |
|----|-------------------------|------|------------------|-----------------|--------------|------------------|---------|
| 38 | 職業訓練事業費 | | | | | 5,171 | 労働雇用政策課 |
| 39 | 職業能力開発振興事業費 | | | | | 76,561 | 労働雇用政策課 |
| 40 | 中小企業人材育成促進事業 | | | | 基金 | 3,985 | 労働雇用政策課 |
| 41 | 滋賀のイクボスプロジェクト養成講座開催事業 | | | | | 1,218 | 女性活躍推進課 |
| 42 | 働く場における女性活躍推進事業 | | 共生社会 | | | 1,303 | 女性活躍推進課 |
| 43 | 高等学校教育設備の整備(産業教育設備) | | | | 創生 | 31,184 | 教育総務課 |
| 44 | 職業的自立と社会参加をめざした職業教育充実事業 | | 共生社会 | | 基金 | 8,687 | 特別支援教育課 |
| 45 | 中学生チャレンジウィーク事業 | | 共生社会 | | 創生 | 801 | 幼小中教育課 |
| 46 | 専門高校プロフェッショナル人材育成事業 | | 共生社会 | | 創生 | 6,000 | 高校教育課 |
| 47 | 次代を担う生徒のキャリア教育推進事業 | ○ | 共生社会 | | 創生 | 6,900 | 高校教育課 |

イ 中小企業の経営の安定および向上 12事業

| 番号 | 事業名 | 新規事業 | 重点事項にかかる 主な事業 | 小規模企業者への 配慮等 | 創生事業 基金事業 | H29予算 (単位:千円) | 担当課 |
|----|---|------|------------------|-----------------|--------------|------------------|----------|
| 48 | 省エネルギー推進加速化事業 | | | | 創生 | 41,862 | エネルギー政策課 |
| 49 | 分散型エネルギーシステム導入加速化事業 | | | | | 19,838 | エネルギー政策課 |
| 50 | 【産業振興総合支援推進事業】 (公財)滋賀県産産支援フーズの支援体制の強化等 | | | | | 216,713 | 商工政策課 |
| 51 | 事業継続計画策定支援事業 | | | ○ | | 815 | 中小企業支援課 |
| 52 | 中小企業振興資金貸付金(経営支援資金、セーフティネット資金等) | | | ○ | | 9,248,000 | 中小企業支援課 |
| 53 | 中小企業振興資金保証料軽減補助事業 | | | ○ | | 170,388 | 中小企業支援課 |
| 54 | 県中小企業支援センター事業 | | | ○ | | 11,083 | 中小企業支援課 |
| 55 | 小規模事業経営支援事業費補助金 | | | ○ | | 1,500,275 | 中小企業支援課 |
| 56 | 一般活動費補助金(商工会連合会・商工会議所連合会) | | | ○ | | 22,664 | 中小企業支援課 |
| 57 | 中小企業連携組織対策事業費補助金 | | | ○ | | 103,164 | 中小企業支援課 |
| 58 | 中小企業団体中央会一般活動費補助金 | | | ○ | | 10,698 | 中小企業支援課 |
| 59 | 下請企業振興事業費補助金 | | | ○ | | 4,396 | モノづくり振興課 |

ウ 中小企業の創業および新たな事業の創出の促進 13事業

| 番号 | 事業名 | 新規事業 | 重点事項にかかる 主な事業 | 小規模企業者への 配慮等 | 創生事業 基金事業 | H29予算 (単位:千円) | 担当課 |
|----|--|------|------------------|-----------------|--------------|------------------|--------------|
| 60 | 【地域経済循環促進事業】 滋賀の資源をつなぐプロジェクトの推進 | | | ○ | 創生 | 7,800 | 商工政策課 |
| 61 | 【地域経済循環促進事業】 コミュニティビジネス・ソーシャルビジネス推進事業 | | | ○ | 創生 | 910 | 商工政策課 |
| 62 | 【産業振興総合支援推進事業】 コラボしが21インキュベーション | | | | | 1,900 | 商工政策課 |
| 63 | 滋賀発創業・新事業促進事業 | ○ | イノベーション・創業 | ○ | 創生 | 10,973 | 中小企業支援課 |
| 64 | 地と知をつむぐビジネスデザイン構築事業(SOHO型ビジネス支援事業) | | | ○ | | 38,806 | 中小企業支援課 |
| 65 | しがインキュベーション施設入居者販路開拓支援補助金 | | | ○ | 基金 | 3,599 | 中小企業支援課 |
| 66 | 地域の創業応援隊事業 | | イノベーション・創業 | ○ | | 6,300 | 中小企業支援課 |
| 67 | 中小企業経営革新支援事業 | | | ○ | | 15,341 | 中小企業支援課 |
| 68 | しが新事業応援ファンド | | | ○ | | - | 中小企業支援課 |
| 69 | 中小企業振興資金貸付金(政策推進資金(新事業促進枠)) | | | ○ | | 132,000 | 中小企業支援課 |
| 70 | 中小企業振興資金貸付金(開業資金) | | イノベーション・創業 | ○ | | 165,000 | 中小企業支援課 |
| 71 | 知財シーズ発掘・発信事業 | | イノベーション・創業 | | | 690 | モノづくり振興課 |
| 72 | 産業界のための情報基盤整備事業 | ○ | | | 基金 | 3,000 | 生涯学習課(県立図書館) |

エ 中小企業者が供給する物品、役務等に対する需要の増進 6事業

| 番号 | 事業名 | 新規事業 | 重点事項にかかる 主な事業 | 小規模企業者への 配慮等 | 創生事業 基金事業 | H29予算 (単位:千円) | 担当課 |
|----|------------------------|------|------------------|-----------------|--------------|------------------|---------|
| 73 | 滋賀県リサイクル製品認定事業 | | | ○ | | 1,376 | 循環社会推進課 |
| 74 | 滋賀の感性を伝える「ココール」事業 | | | | | 3,370 | 商工政策課 |
| 75 | 体感型「ココール」魅力発信事業 | | | | 創生 | 7,431 | 商工政策課 |
| 76 | 新商品等バイオニア認定制度トライアル発注事業 | | | ○ | | 500 | 中小企業支援課 |
| 77 | ちゃばら「滋賀県コーナー」管理運営事業 | | | ○ | | 11,346 | 観光交流局 |
| 78 | 「琵琶湖八珍」ブランド化事業 | | | ○ | 基金 | 3,326 | 水産課 |

(3) 産業分野の特性に応じた中小企業の事業活動の活発化(条例第8条第4項)

29事業

| ア ものづくり産業を担う中小企業の事業機会の増大 | | | | | | | 14事業 |
|--------------------------|---------------------------------|------|------------------|-----------------|--------------|------------------|---------------------------|
| 番号 | 事業名 | 新規事業 | 重点事項にかかる 主な事業 | 小規模企業者への 配慮等 | 創生事業 基金事業 | H29予算 (単位:千円) | 担当課 |
| 79 | 伝統的工芸品月間等参加事業 | | 小規模 | ○ | | 3,043 | 中小企業支援課 |
| 80 | 伝統の技と美「滋賀の匠展」開催事業 | | 小規模 | ○ | 基金 | 1,973 | 中小企業支援課 |
| 81 | 来て、見て、ふれ「メイド・イン滋賀」魅力発信・体感事業 | ○ | 小規模 | ○ | 創生 | 1,600 | 中小企業支援課 |
| | | | | | | 4,870 | モノづくり振興課 |
| 82 | ちいさなもののづくり企業等成長促進事業 | | 小規模 | ○ | 創生 | 8,600 | モノづくり振興課 |
| 83 | 近江技術てんびん博覧会 | | | | | 842 | モノづくり振興課 |
| 84 | プロジェクトチャレンジ支援事業 | | | ○ | 創生 | 52,058 | モノづくり振興課 |
| 85 | テクノファクトリーの運営 | | | | | 490 | モノづくり振興課 |
| 86 | 企業化支援推進費 | | | | | 6,164 | モノづくり振興課 (工業技術総合センター) |
| 87 | 工業技術総合センター試験研究指導費 | | | | | 138,688 | モノづくり振興課 (工業技術総合センター) |
| 88 | 東北部工業技術センター試験研究指導費 | | | | | 127,808 | モノづくり振興課 (東北部工業技術センター) |
| 89 | 滋賀の地域産業振興総合支援事業 | | 小規模 | ○ | 創生 | 25,079 | モノづくり振興課 |
| 90 | 緑地地場産物の連携による新たな製品の開発とブランド強化推進事業 | ○ | 小規模 | ○ | 基金 | 2,359 | モノづくり振興課 (東北部工業技術センター) |
| 91 | 「Made in SHIGA」企業立地助成金 | | | | | 179,914 | 企業誘致推進室 |
| 92 | 近江の地酒普及促進事業 | | 小規模 | ○ | 基金 | 2,872 | 観光交流局 |

イ 小売商業およびサービス業の振興を通じた中小企業の事業機会の増大

3事業

| 番号 | 事業名 | 新規事業 | 重点事項にかかる 主な事業 | 小規模企業者への 配慮等 | 創生事業 基金事業 | H29予算 (単位:千円) | 担当課 |
|----|---------------------|------|------------------|-----------------|--------------|------------------|---------|
| 93 | にぎわいのまちづくり総合支援事業 | | 小規模 | ○ | | 12,500 | 中小企業支援課 |
| 94 | 商店街等空き店舗活用マッチング支援事業 | | 小規模 | ○ | 基金 | 925 | 中小企業支援課 |
| 95 | きらり輝く個店★企業応援事業 | ○ | 小規模 | ○ | 基金 | 7,338 | 中小企業支援課 |

ウ 観光客の来訪および滞在の促進による中小企業の事業機会の増大

7事業

| 番号 | 事業名 | 新規事業 | 重点事項にかかる 主な事業 | 小規模企業者への 配慮等 | 創生事業 基金事業 | H29予算 (単位:千円) | 担当課 |
|-----|--------------------------|------|------------------|-----------------|--------------|------------------|-------|
| 96 | 滋賀・びわ湖ブランド推進事業 | | | | 創生 | 324,334 | 広報課 |
| 97 | 県域無料Wi-Fi整備促進事業 | | | | 基金 | 12,873 | 情報政策課 |
| 98 | びわ子観光推進事業 | | | ○ | 創生 | 17,136 | 観光交流局 |
| 99 | 観光まちづくり推進事業 | | イノベーション・創業 | ○ | 創生 | 18,200 | 観光交流局 |
| 100 | 観光物産振興事業負担金(観光物産情報発信事業等) | | | ○ | | 71,982 | 観光交流局 |
| 101 | 首都圏観光情報発信事業 | | | ○ | | 2,493 | 観光交流局 |
| 102 | 地域活性化支援事業 | | | ○ | | 14,000 | 観光交流局 |

エ その他の産業分野の特性に応じた中小企業の事業機会の増大

5事業

| 番号 | 事業名 | 新規事業 | 重点事項にかかる 主な事業 | 小規模企業者への 配慮等 | 創生事業 基金事業 | H29予算 (単位:千円) | 担当課 |
|-----|---------------------|------|------------------|-----------------|--------------|------------------|-----------|
| 103 | 滋賀県産業廃棄物減量化支援事業 | | | ○ | | 15,090 | 循環社会推進課 |
| 104 | 森の資源研究開発事業費補助金 | | | ○ | | 5,000 | 森林政策課 |
| 105 | 滋賀の魅力ある力強い卸売市場づくり事業 | | | | 基金 | 750 | 食のブランド推進課 |
| 106 | 近江牛魅力発信事業 | | | | 創生 | 12,341 | 畜産課 |
| 107 | 建設産業適正化推進事業 | | | ○ | 基金 | 2,730 | 監理課 |

(4) 中小企業者および関係団体等との有機的な連携の推進(条例第9条第1項)

9事業

| 番号 | 事業名 | 新規事業 | 重点事項にかかる 主な事業 | 小規模企業者への 配慮等 | 創生事業 基金事業 | H29予算 (単位:千円) | 担当課 |
|-----|-------------------|------|------------------|-----------------|--------------|------------------|----------|
| 108 | 国立環境研究所移転関連事業 | | イノベーション・創業 | ○ | 創生 | 141,342 | 環境政策課 |
| 109 | 伊藤忠商事株式会社との連携協定 | | | | | - | 商工政策課 |
| 110 | 滋賀県ちいさな企業応援月間事業 | | 小規模 | ○ | 基金 | 2,247 | 中小企業支援課 |
| 111 | 中小企業活性化推進事業 | | | ○ | 基金 | 1,075 | 中小企業支援課 |
| 112 | 産学官連携推進事業 | | | | 創生 | 12,724 | モノづくり振興課 |
| 113 | 全国菓子大博覧会参加事業 | ○ | | ○ | | 1,500 | 観光交流局 |
| 114 | 6次産業化ネットワーク活動整備事業 | | | ○ | | 63,060 | 農業経営課 |
| 115 | 6次産業化ネットワーク活動推進事業 | | | ○ | | 17,250 | 農業経営課 |
| 116 | 農林水産業新ビジネス創造支援事業 | ○ | イノベーション・創業 | ○ | 創生 | 13,000 | 農業経営課 |

| | | | | | | | |
|----|--|-------|--|--|--|--------------|--|
| 合計 | | 116事業 | | | | 13,941,960千円 | |
|----|--|-------|--|--|--|--------------|--|

近江の地場産業および近江の地場製品の振興に関する 基本的な指針 概要版

1 基本指針の位置づけ等

- 目的：現状と課題を明らかにし、県が目指すべき方向性と必要な施策の内容を示すことにより、施策の総合的な推進を図ることを目的とする。
- 期間：基本目標に向けた平成29年度から33年度までの5年間

2 近江の地場産業および近江の地場製品を取り巻く現状と課題

- 近江の地場産業で製造される物品
 - ・ 生産額は横ばいまたは減少傾向で、販路開拓や商品開発といった需要開拓に苦心しており、各産地の有する高度なものづくり技術を十分に活かした市場へのアプローチが課題。
- 伝統的工芸品
 - ・ 厳しい経営環境に置かれており、経営面では営業力・販売力の維持強化、人材面では後継者不足による技法の伝承・技術力の維持等、販売面では情報発信力やPR力等の弱さが課題。
- 農林畜水産物等
 - ・ 消費拡大に向けブランド強化等が進められているが、安定供給に向けた問題、県外での認知度向上、地産地消および国内外市場への販路開拓、担い手の確保・育成、人材育成等が課題。

3 基本的な方向

- 近江の地場製品の需要の拡大
 - ・ 近江の地場製品の有する歴史、伝統、文化や技術といった価値の発信
 - ・ 県民の地場産業等に対する認知度向上と地産地消の推進
 - ・ 首都圏や海外といった新たな市場への販路拡大
- 近江の地場産業事業者等の経営基盤の強化
 - ・ 経営改善および合理化の支援
 - ・ 資金供給の円滑化
- 社会経済情勢に対応した新たな取組および多様な分野における事業展開の推進
 - ・ 消費者の嗜好や社会情勢の変化に応じた新商品・新技術の開発促進
 - ・ 新ビジネスの創出に向けた多様な主体の連携による取組の促進
- 担い手となる人材の確保・育成、資質の向上および優れた技術等の継承の推進
 - ・ 担い手となる人材の確保と後継者の育成および技術の継承の推進
 - ・ 未来の後継者の確保に向けた取組の推進

4 基本目標

- 将来の姿
県民の近江の地場産業や近江の地場製品に対する誇りと愛着を基盤として地産地消の取組が進むとともに、首都圏等や海外への販路拡大や業種間の連携の推進による新たな市場開拓によって認知度が向上し、滋賀県全体のブランド力強化につながっている。
- 基本目標
 - ・ 県民の地場産業や地場製品についての理解が進み、生活の中で日常的に地場製品を購入・使用している。
 - ・ 全国や海外へのPRが進み、一部の地場製品については継続的な取引が行われるとともに、「近江の地場製品」として消費者の認知度が向上している。
 - ・ 県内外の人々が地場産業等の生産の現場に触れる機会が増え、新たに地場産業等に携わりたいと希望する人が増加している。

5 施策の内容

- 近江の地場製品の需要拡大のための、新商品の開発に対する支援、情報の提供、新たな販路の開拓の促進等
- 近江の地場産業事業者等の経営基盤強化のための、経営改善および合理化、資金の供給の円滑化等
- 新商品開発等に係る調査研究、多様な分野における事業展開の促進
- 担い手となる人材の確保・育成、資質向上への支援、優れた技術等の継承の推進等
- 近江の地場産業および近江の地場製品に対する関心および理解を深めるための、普及啓発、多様な学習機会の提供等
- 近江の地場産業および近江の地場製品に関する実態について定期的な調査および分析

6 推進体制

- 庁内推進体制の整備、関係者による協議会の運営、関係機関・団体との連携

パートナーしがプラン 2020

滋賀県男女共同参画計画・滋賀県女性活躍推進計画

男女共同参画社会基本法、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律、および滋賀県男女共同参画推進条例に基づき、平成 28 年度（2016 年度）を初年度とし、平成 32 年度（2020 年度）までを目標年度とする「パートナーしがプラン 2020(滋賀県男女共同参画計画・滋賀県女性活躍推進計画)」を策定しました。

「あらゆる場面で『男女共同参画』を実感できる滋賀へ～男女共同参画で、夢や希望に満ちた新しい豊かさを～」を目標に掲げ、県民一人ひとりが持てる個性や能力を存分に発揮し、互いに生きがいをもって意欲的に暮らすことができる男女共同参画社会の実現に向け、総合的かつ計画的に施策を推進していきます。

計画の目標

あらゆる場面で
『男女共同参画』を実感できる滋賀へ
～男女共同参画で、夢や希望に満ちた新しい豊かさを～

重点推進目標値

| | 現状 | 平成 32 年度 目標 |
|--|-------------|----------------|
| ① 「男性は仕事をし、女性は家庭を守るべき」という考え方に同感しない人の割合 (H26) | 53.2% | 70.0% |
| ② 女性の就業率（25～44歳） | 66.4% (H22) | 73.0% |
| ③ 管理的職業従事者に占める女性の割合 (H22) | 11.7% | 18.0% |
| ④ 男性の育児休業取得率 (H26) | 1.9% | 6.0% |

重視すべき視点

女性の活躍推進による
地域の活性化

男性にとっての男女共同参画

重点施策と取組の方向

重点施策 1

家庭・地域における
男女共同参画の
推進

- ① 男女共同参画の推進に向けた意識改革と人づくり
- ② 地域の様々な活動分野における女性の参画促進
- ③ 男性の家庭・地域活動への参画促進
- ④ 多様なライフスタイルに対応した子育て支援・介護支援の充実
- ⑤ 多様な選択を可能とするライフ&キャリア教育の推進

重点施策 2

働く場における
男女共同参画の
推進

- ① 男女の均等な雇用機会の確保
- ② 女性の働く場への参画・能力発揮に向けた支援
- ③ 政策・方針決定の場に参画する女性が増える環境づくり
- ④ 働き方を見直し、ワーク・ライフ・バランスが実現される職場環境づくり
- ⑤ 女性の起業等への支援

重点施策 3

男女の人権尊重と
安心して暮らせる
社会づくり

- ① 男女の人権尊重についての意識の浸透と教育の充実
- ② セクシュアルハラスメント対策の推進
- ③ DV（ドメスティック・バイオレンス）対策の推進
- ④ 性暴力、ストーカー行為等あらゆる男女間の暴力に対する取組の推進
- ⑤ 生涯を通じた健康づくり
- ⑥ 様々な困難を抱える人々への支援

計画の
総合的な推進

- ① 県の推進体制の充実
- ② 多様な主体との連携強化
- ③ 県立男女共同参画センターの機能の充実
- ④ 調査・研究の推進

カラット CARAT滋賀・女性・元気プロジェクト

○ 進路選択や出産・子育て、再就労、起業、キャリアアップなどのライフステージにおいて、女性がいきいきと働き、暮らすことができるよう、女性の活躍推進に向け、切れ目のない、きめ細かな支援を行う「CARAT滋賀・女性・元気プロジェクト」に取り組んでいます。

プロジェクトの方向性

【重点項目1】働く場への参画拡大に向けた支援

(1) 女性が継続して就労できるために

■ワーク・ライフ・バランスの推進

- 経済団体との連携・協働による中小企業を対象としたワーク・ライフ・バランスの推進
- 短時間勤務制度等、柔軟な働き方の普及促進
- 男性の家事・育児参画の促進
- 経営者に対する意識改革

■キャリア形成支援

- 発達段階に応じたキャリア教育の推進
- 学生等を対象としたキャリア形成支援

■仕事と子育ての両立支援

- 育児休業復帰に向けた支援
- 多様な働き方に対応した保育サービスの充実

(2) 女性が再チャレンジできるために

■再チャレンジへの総合的支援

- 滋賀マザーズジョブステーションの充実
- 育児等による離職者の再雇用に対するインセンティブの付与
- 経済団体等との連携・協働による離職中の女性の再就職に向けた支援
- 女性の多様な働き方の普及

【重点項目2】意思決定過程への参画拡大に向けた支援

(1) 企業において女性の管理職が増えるために

■キャリア・アップへの支援

- ロールモデル（キャリア形成での目標となる女性）との交流機会の創出
- 女性のキャリア・アップ支援

■女性活躍に向けた企業の取組促進

- 企業の女性活躍状況の見える化
- 経営者に対する意識改革

(2) 様々な分野で活躍する女性リーダー等が増えるために

■女性リーダー等の交流推進

- 女性経営者等、各分野で活躍する女性の交流機会の創出

【重点項目3】様々な場面での能力発揮に向けた支援

(1) 女性が起業できるために

■起業への多面的なサポート

- 女性の起業に対する経営支援
- 女性に対する起業の知識やノウハウの提供
- 6次産業化に取り組む女性農業者への支援
- 女性のNPO活動やソーシャルビジネス（地域課題解決に向けたビジネス）に対する支援

(2) 女性が能力を発揮できるために

■多様な活躍への支援

- 女性の感性や視点を活かすことができる機会や場の創出
- 女性の主体的なキャリア選択に対する相談、研修等支援の充実
- 女性の活躍推進に向けた好事例の紹介等、情報発信の充実

県庁における取組

～隼より始めよ～県庁において女性の活躍推進に取り組みます！

- 育休中・育休復帰職員への支援の充実
- 男女とも働きやすい職場環境づくり
- 附属機関における女性委員比率の向上
- 女性職員の管理職への積極的な登用および登用に向けた育成
- 女性警察官の採用・登用の拡大

問い合わせ先

滋賀県商工観光労働部 女性活躍推進課

TEL 077-528-3770

カラット CARAT PJ 滋賀・女性・元気プロジェクト

平成29年度の展開

【予算額 883,881千円】

女性活躍に向けた企業の取組促進

- ・ 滋賀のイクボス養成講座開催事業
【女性活躍推進課：1,218千円】

女性リーダー等の交流推進

- ・ 女性医師ネットワーク運営事業
【医療政策課：19,900千円】

キャリア・アップへの支援

- 【新】・働く女性のモチベーションup
応援セミナー開催事業
【女性活躍推進課：245千円】
- ・働く女性のキャリアアップ支援
セミナー開催事業
【女性活躍推進課：350千円】

女性の
管理職が
増える

仕事と子育ての両立支援

- ・ 医師確保総合対策事業
(女性医師の働きやすい職場づくり)
【健康医療課：50,149千円】
- ・ 子育て支援環境緊急整備事業
【子ども・青少年局：609,267千円】
- ・ 保育士・保育所支援センター運営事業
【子ども・青少年局：9,210千円】
- ・ 保育士修学資金貸付事業
【子ども・青少年局：29,184千円】
- ・ 放課後児童支援員認定資格研修事業
【子ども・青少年局：1,854千円】
- ・ 家庭的保育者等養成事業
【子ども・青少年局：1,088千円】
- ・ 女性の継続就業応援セミナー開催事業
(育休後編)
【女性活躍推進課：708千円】

ワーク・ライフ・バランスの推進

- 【新】・中小企業働き方推進事業
【労働雇用政策課：9,745千円】
- ・ 滋賀のパパママパートナーシップ応援
プロジェクト
【女性活躍推進課：876千円】
- ・ 仕事と生活の調和推進事業
【女性活躍推進課：486千円】

ワーク・ライフ
・バランスが
実現できる

キャリア・アップ

継続就労

様々な分野で
起業が
できる

起業

結婚・出産・ 子育て

起業への多面的なサポート

- ・ 中小企業金融対策費・開業資金(女性創業枠)
【中小企業支援課：15,475千円】
- 【新】・女性の力を活かしたアグリビジネス創出事業
【農業経営課：6,090千円】

多様な活躍への支援

- ・ しがの女性活躍応援事業
【女性活躍推進課：480千円】
- ・ 市町女性活躍推進事業費補助金
【女性活躍推進課：11,520千円】
- 【新】・多様性実感カフェ開催事業
【女性活躍推進課：450千円】
- ・ 女性のチャレンジ支援事業
【男女共同参画センター：969千円】
- ・ 地域を支える建設産業魅力アップ事業
【監理課：7,000千円】
- ・ 女性アスリート・指導者育成支援事業
【スポーツ局：900千円】

進路 選択

就職

キャリア形成支援

- 【新】・女子中学生の多様な進路選択支援事業
【女性活躍推進課：1,000千円】
- ・ 学校教育におけるキャリア教育の実施
【幼小中教育課・高校教育課・
特別支援教育課：22,388千円】

県庁における取組

- 【拡】・女性職員活躍推進事業
【人事課：1,871千円】
- ・ 「滋賀県警察特定事業主行動計画」及び
「滋賀県警察における女性警察官の採用・
登用の拡大に向けた計画」の推進
【警察本部警務課：1,418千円】

離職

再チャレンジ
ができる

再チャレンジへの総合的支援

- ・ 子育て女性等職業能力開発事業
【労働雇用政策課：19,041千円】
- 【拡】・ 滋賀マザーズジョブステーション事業
【女性活躍推進課/子ども・青少年局：54,280千円】
- ・ 女性の多様な働き方普及事業
【女性活躍推進課：6,719千円】

平成 29 年度滋賀県「観光交流」振興指針アクションプランの概要

□平成 29 年度における観光施策の展開について

滋賀県「観光交流」振興指針(H26年1月策定)に基づく取組を、社会情勢の変化等を反映させながら加速していきます。

平成 28 年度における取組の状況

- ・滋賀の多彩な魅力を虹になぞらえた、ターゲットを絞った情報発信を平成 27 年度から継続して実施
- ・日本遺産、ピワイチ、映画のロケ地などの観光資源の磨き上げと、これらを活用した誘客の推進
- ・地域におけるDMOの形成・確立に向けた、観光まちづくりの取組支援による観光振興の仕組みづくりの推進

※DMO：観光地経営の視点に立った観光地域づくりの舵取り役として、多様な関係者と協働しながら戦略を策定するとともに、それを着実に実施する調整機能を備えた法人をいう。

課題認識

滋賀県の“いいもの”が国内外に十分浸透していない

H30の大型観光キャンペーンに向けた機運醸成と地域における受入体制整備が必要

より計画的・体系的なピワイチの推進が必要

DMOを中心とした観光振興の仕組みづくりが必要

平成 29 年度における事業展開

- ・滋賀の魅力を実際に見て、触れて、食べることができる体験型の発信を行うとともに、滋賀への誘引の役割を担う首都圏情報発信拠点（平成 29 年 10 月にオープン予定）で、ターゲットを意識した戦略的な情報発信を行う。
- ・平成 30 年度の大型観光キャンペーンに向け、平成 29 年度に開催する「日本遺産 滋賀・びわ湖 水の文化ぐると博」とも連動して、効果的なPRとプロモーションに取り組む。また、市町と連携して、旅行者の受入体制の整備に取り組む。
- ・「ピワイチ」を安心・安全に、多様な人々が楽しめるコンテンツとして確立していくため、官民協働により総合的な推進計画を策定することにより、体系的に施策を推進する。

認知度、興味度の向上

「認知」の壁を破る！

特色あるツーリズムの展開

「来訪」の壁を破る！

満足度の向上
再訪へのつながり

「再訪」の壁を破る！

経済波及効果！
地域活性化！

□アクションプランにおける目標ごとの具体的な取組

□観光地「滋賀」の認知度向上

＜戦略＞

- 琵琶湖・滋賀をキーワードとしたブランドの創造と発信
- ターゲットを意識した継続的な情報発信強化

＜主な取組＞

- ・首都圏情報発信拠点整備事業
- ・国際観光推進事業（情報発信）

＜成果指標＞

- ①観光意欲度 23位
※地域ブランド調査
- ②東南アジアからの宿泊者数 50,000人
※宿泊旅行統計調査

□「滋賀ならではの」特色あるツーリズムの展開

＜戦略＞

- 滋賀の特色を際立たせる誘客活動の推進
- 学生、地域住民等による「観光交流」の推進

＜主な取組＞

- ・日本遺産・琵琶湖魅力発信事業
- ・ピワイチ観光推進事業

＜成果指標＞

- ①歴史・文化目的の入込客数 1,210万人
- ②自然目的の入込客数 110万人
- ③ｽﾍﾟｰｽ・レクリエーション目的の入込客数 1,060万人
- ④買物・食等目的の観光入込客数 600万人
※滋賀県観光入込客統計調査

□「観光交流」推進の体制づくり

＜戦略＞

- 来訪者を温かく迎える人材の育成
- 「観光交流」推進に向けた基盤の整備

＜主な取組＞

- ・観光まちづくり推進事業
- ・県域無料Wi-Fi整備促進事業

＜成果指標＞

- ①満足との回答者の割合 90%
- ②再訪意向の回答者の割合 75%
※①、②旅行・観光消費動向調査
- ③外国人観光客滞在率 95%
※③RESAS(地域経済分析システム)

＜総合成果指標＞

- ・観光入込客数（延べ） 4,900万人
 - ・外国人観光入込客数（延べ） 50万人
 - ・宿泊者数 385万人
 - ・外国人宿泊者数 40万人
 - ・観光消費額 1,670億円
- ※滋賀県観光入込客統計調査

近江の地酒でもてなし、その普及を促進する条例の概要

前文・目的

肥沃な土壌、豊富な水資源等の豊かな自然の恩恵の下で、近江の地酒が果たしている役割、発酵食品に代表される本県の食文化の歴史等に対する理解を深めつつ、豊かで潤いのある県民生活の形成に資するよう、近江の地酒を積極的に使用してもてなし、その普及を促進していく。

【県の役割】

乾杯等の方法により

- ・広報活動の充実
- ・新たな需要の開拓促進
- ・良質な酒米の生産の推進
- ・その他必要な環境の整備

【事業者の役割】

- ・県産米を用いた質の高い地酒の製造
- ・乾杯等の実施の積極的推進
- ・地酒の積極的な販売・提供
- ・自然環境の保全

【県民、滞在者、旅行者の協力】

- ・乾杯等の方法により近江の地酒に関する取組への協力
- ・県外からの旅行者等に地酒を積極的に使用したもてなし

構成員として参画

近江の地酒もてなし普及促進協議会

〔協議会構成員による近江の地酒需要拡大の取組の実施〕

需要に関する最新の状況把握、地酒使用の促進、適切な情報提供、需要拡大に向けた啓発、その他必要な取組

滋賀県多文化共生推進プラン（改定版）の概要

第1章 プラン改定にあたって

＜背景・趣旨＞

- ・外国人人口は、平成20年末32,292人をピークに減少傾向。平成25年末24,712人
- ・基礎的行政サービスの提供の必要性→外国人住民も住民基本台帳制度の対象となる（H24.7）
- ・「日本再興戦略」改訂2014（H26.6）では、高度外国人材受入環境の整備や外国人技能実習制度の見直しなどが検討。
- ・日本人住民と外国人住民が共に多文化共生の社会づくりを推進し、一人ひとりの多様性が認められ、誰にとっても暮らしやすい、豊かで活力に満ちた魅力ある社会が必要。

＜計画期間＞

- ・平成27年（2015年）度～平成31年（2019年）度の5年間

第2章 外国人住民の概況等

＜現状・課題＞

- ・滋賀県人口：減少局面に入ったと推測される（H26.10.1）
- ・外国人人口：平成20年末をピークに減少。ブラジル国籍が大きく減少。在留資格別では「永住者」が増加傾向。
- ・製造業に従事する割合が61.5%と高く、また、派遣・請負事業所に就労している割合も51.5%で、不安定な就労形態が多い。
- ・日本語指導が必要な公立学校外国人児童生徒数は、小学校では減少傾向であるものの、中学校および高等学校では増加傾向。など

第3章 多文化共生の推進に関する基本的な考え方

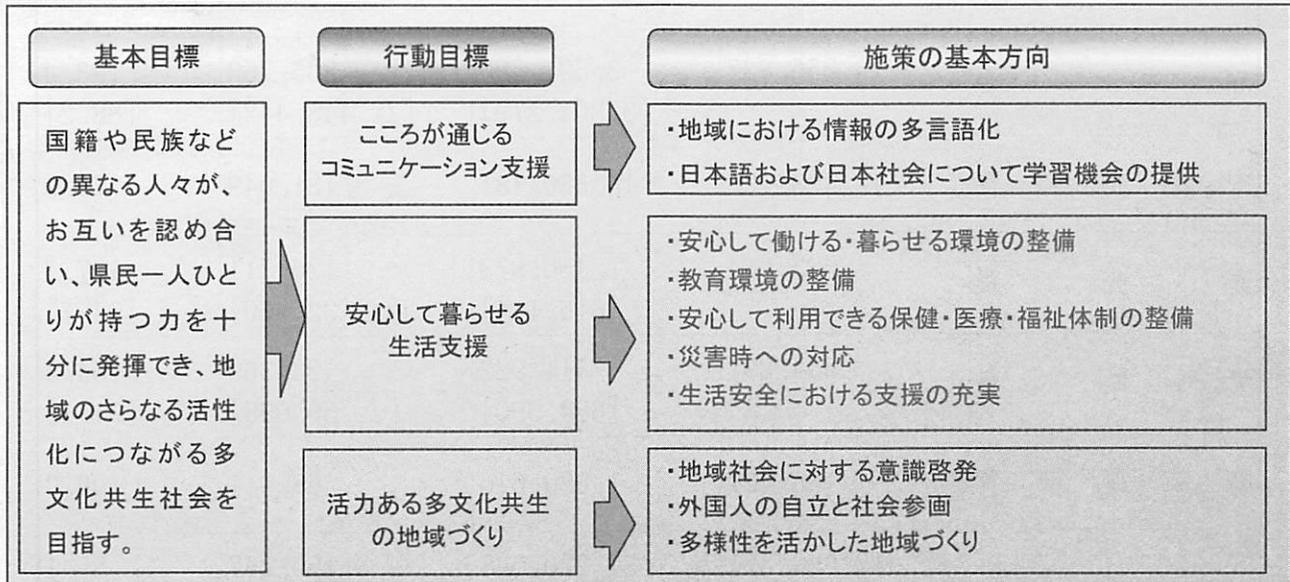
＜意義＞

- ・地域の活性化
- ・ユニバーサルデザインの地域づくりの推進
- ・県民の人権意識の高揚
- ・県民の異文化理解力や国際感覚の向上
- ・市民活動団体と協働した地域づくりの推進

＜基本目標＞

国籍や民族などの異なる人々が、お互いを認め合い、県民一人ひとりが持つ力を十分に発揮でき、地域のさらなる活性化につながる多文化共生社会を目指す。

第4章 多文化共生施策の展開



第5章 多文化共生施策の推進

- ・各主体の役割（国、県、市町、国際交流協会、市民活動団体、企業、大学、自治会、県民）
- ・推進体制（多文化共生推進本部、広域的な連携）
- ・プランの進行管理（事業進捗状況把握、モニタリング指標、中間・期末評価）

平成29年度商工観光労働部予算の概要

1. 予算総額（一般会計）

（単位：千円）

| 年度 区分 | 平成29年度 | 平成28年度 | 比較増減 | 比率（%） |
|------------------------|-------------|------------------------------|--------------------------------|----------------|
| 県一般会計予算 | 534,300,000 | 544,580,000 [545,282,973] | △ 10,280,000 [△ 10,982,973] | 98.1 [98.0] |
| 商工観光労働部予算 | 18,060,371 | 21,220,628 [21,664,956] | △ 3,160,257 [△ 3,604,585] | 85.1 [83.4] |
| 県予算に商工観光労働部予算の占める割合（%） | 3.4 | 3.9 [4.0] | | |

2. 予算科目（項）別一覧

（単位：千円）

| 年度 区分 | 平成29年度 | 平成28年度 | 比較増減 | 比率（%） |
|----------|------------|----------------------------|------------------------------|-----------------|
| 総合政策企画費 | 0 | 11,346 | △ 11,346 | — |
| 商工業費 | 3,355,837 | 3,591,590 [3,804,279] | △ 235,753 [△ 448,442] | 93.4 [88.2] |
| 中小企業費 | 12,428,132 | 15,559,181 | △ 3,131,049 | 79.9 |
| 観光費 | 583,684 | 456,973 [616,144] | 126,711 [△ 32,460] | 127.7 [94.7] |
| 労政費 | 534,291 | 511,922 [584,390] | 22,369 [△ 50,099] | 104.4 [91.4] |
| 職業訓練費 | 1,158,427 | 1,089,616 | 68,811 | 106.3 |
| 計 | 18,060,371 | 21,220,628 [21,664,956] | △ 3,160,257 [△ 3,604,585] | 85.1 [83.4] |

※ 組織改編後の額

※ 平成28年度の[]は、「地方創生加速化交付金」を含めた額

平成29年度予算所属別一覧

予算所属別一覧（一般会計）

(単位：千円)

| 所属名 | 区分 | 平成29年度予算額 | 平成28年度予算額 | 比率 (%) |
|-------------|-----|------------|----------------------------|------------------|
| 商工政策課 | 事業費 | 649,654 | 510,989 [661,994] | 127.1 [98.1] |
| | 職員費 | 178,525 | 172,183 | 103.7 |
| | 計 | 828,179 | 683,172 [834,177] | 121.2 [99.3] |
| 中小企業支援課 | 事業費 | 11,573,800 | 14,844,328 | 78.0 |
| | 職員費 | 127,394 | 122,512 | 104.0 |
| | 計 | 11,701,194 | 14,966,840 | 78.2 |
| モノづくり振興課 | 事業費 | 1,551,619 | 1,734,366 [1,796,050] | 89.5 [86.4] |
| | 職員費 | 181,017 | 179,195 | 101.0 |
| | 計 | 1,732,636 | 1,913,561 [1,975,245] | 90.5 [87.7] |
| 計量検定所 | 事業費 | 29,792 | 18,556 | 160.6 |
| | 職員費 | 49,013 | 47,520 | 103.1 |
| | 計 | 78,805 | 66,076 | 119.3 |
| 工業技術総合センター | 事業費 | 203,743 | 233,747 | 87.2 |
| | 職員費 | 276,720 | 285,586 | 96.9 |
| | 計 | 480,463 | 519,333 | 92.5 |
| 東北部工業技術センター | 事業費 | 158,128 | 152,093 | 104.0 |
| | 職員費 | 186,355 | 187,399 | 99.4 |
| | 計 | 344,483 | 339,492 | 101.5 |
| 労働雇用政策課 | 事業費 | 1,278,468 | 1,165,549 [1,238,017] | 109.7 [103.3] |
| | 職員費 | 414,250 | 435,989 | 95.0 |
| | 計 | 1,692,718 | 1,601,538 [1,674,006] | 105.7 [101.1] |
| 女性活躍推進課 | 事業費 | 141,796 | 194,337 | 73.0 |
| | 職員費 | 95,697 | 120,857 | 79.2 |
| | 計 | 237,493 | 315,194 | 75.3 |
| 観光交流局 | 事業費 | 684,612 | 511,874 [671,045] | 133.7 [102.0] |
| | 職員費 | 279,788 | 303,548 | 92.2 |
| | 計 | 964,400 | 815,422 [974,593] | 118.3 [99.0] |
| 商工観光労働部計 | 事業費 | 16,271,612 | 19,365,839 [19,810,167] | 84.0 [82.1] |
| | 職員費 | 1,788,759 | 1,854,789 | 96.4 |
| | 計 | 18,060,371 | 21,220,628 [21,664,956] | 85.1 [83.4] |

※ 組織改編後の額

※ 平成28年度の[]は、「地方創生加速化交付金」を含めた額

予算所属別一覧（特別会計）

| | | | |
|------------------|-----------|-----------|------|
| 中小企業支援資金貸付事業特別会計 | 1,436,800 | 2,701,200 | 53.2 |
|------------------|-----------|-----------|------|

2. 平成29年度事業概要

商工政策課
中小企業支援課
モノづくり振興課
(企業誘致推進室)
労働雇用政策課
女性活躍推進課
観光交流局

※ 「当初予算額」欄について

国……国庫支出金

使……使用料及び手数料

財……財産収入

繰……繰入金

諸……諸収入

起……起債

○……一般財源

※ 「説明」欄について

創……地方創生枠による事業

長……長寿命化等推進特別枠による事業

◎……新規項目

| 事業名 | 当初予算額 (前年度予算額) | 説明 |
|---------------------------------|--|---|
| <p>【商工政策課】</p> <p>商工労働行政推進費</p> | <p>396,290 (269,532)</p> <p>国 65,892</p> <p>財 61,069</p> <p>繰 6,622</p> <p>○ 262,707</p> | <p>① 1 滋賀ウォーターバレー・水環境ビジネス推進事業（資料1） 46,100</p> <p>産学官民連携のプラットフォームである「しが水環境ビジネス推進フォーラム」の活動を基盤として、高い成長が見込まれるアジア市場を重点にビジネスプロジェクトの創出・展開を図るため、県内企業が行う実現可能性調査や実証実験等を支援する。また、国内外の見本市への出展に加え、海外の水環境ビジネス企業の招聘を行うなど、販路開拓支援を強化する。</p> <p>② 2 IoT活用イノベーション創出支援事業（資料2） 37,436</p> <p>新たな需要を開拓し、経済循環を促進していくため、産業振興ビジョンに掲げる5つのイノベーションをテーマとして、県内中小企業等が行う新たなビジネスモデルの創出に向け、近年、特に注目されているIoTに焦点を当て、これを活用した取組への助成を行う。</p> |
| <p>海外展開総合支援事業費</p> | <p>23,950 (18,048)</p> <p>繰 10,510</p> <p>○ 13,440</p> | <p>1 海外展開総合支援事業（資料3） 23,950</p> <p>(1) 海外展開現地活動支援事業 5,000</p> <p>県内の中小企業の海外における円滑な事業展開の促進を図るため、海外での見本市出展、市場調査に必要となる経費の一部を助成する。</p> <p>(2) ベトナム経済交流推進事業 2,784</p> <p>ベトナムホーチミン市と締結した経済・産業分野等の協力に関する覚書に基づき、県内企業の当該地域におけるビジネス展開を重点的に支援する。</p> <p>(3) 海外展開連携事業 10,650</p> <p>新たに開設されるジェトロ貿易情報センターの運営経費の一部を負担する。</p> |

| 事業名 | 当初予算額 (前年度予算額) | 説明 |
|----------------------------|---|--|
| 中小企業支援事業普及費 | 10,801 (5,822) 国 3,715 〇 7,086 | <p>創 1 体感型「ココール」魅力発信事業（資料4） 7,431 首都圏情報発信拠点と連携した「ココール」の体験型イベントを開催する。また、「ココール」のセレクションのデジタルストーリーブックを含んだWebサイトを構築し、リアルとネットでの情報発信を複合的に実施することで、滋賀のファン開拓および滋賀への誘客につなげる。</p> |
| 【中小企業支援課】 商工労働行政推進費 | 74,325 (70,460) 国 5,486 財 184 繰 6,921 〇 61,734 | <p>1 滋賀県ちいさな企業応援月間事業 2,247 “ちいさな企業”向け施策について周知等を図るため、10月の「滋賀県ちいさな企業応援月間」に関係機関と連携してセミナーや施策説明会、相談会等を開催する。</p> <p>2 地と知をつむぐビジネスデザイン構築事業 38,806 （SOHO型ビジネス支援事業） 創業まもない小規模な事業者の活動支援とネットワーク形成の促進を図るため、草津および米原に設置するSOHOビジネスオフィスの運営等を行うとともに、入居者に対する相談・指導等、起業家の発掘から育成までを一体的に推進する。</p> <p>(1) 草津SOHOビジネスオフィス指定管理者管理料 4,371 (2) 米原SOHO事業者支援業務委託料 6,489</p> |

| 事業名 | 当初予算額 (前年度予算額) | 説明 |
|-----------------------------------|---|--|
| | | <p>3 地域の創業応援隊事業 6,300 起業家の立場で様々な相談に応じることのできるノウハウをもった人材であるインキュベーション・マネージャー（IM）を養成し、起業家の発掘および事業化の促進を通じて、開業率の向上につなげる。</p> <p>④① 4 滋賀発創業・新事業促進事業（資料5） 10,973 県内における創業・起業の気運醸成と起業家の発掘、新事業展開を促進するため、ビジネスプランコンテストを行うとともに、県内での事業化による地域経済の活性化につなげる。</p> |
| <p>商店街振興対策費</p> <p>繰</p> <p>⊖</p> | <p>23,437 (33,645)</p> <p>8,263</p> <p>15,174</p> | <p>1 にぎわいのまちづくり総合支援事業 12,500 商店街振興組合等が行う、地域の特性を活かした商店街の魅力向上や地域のふれあい創出、空き店舗対策などの取組により、地域社会が抱える課題の解決や商店街等のにぎわいを創出しようとする事業を支援する。</p> <p>④② 2 きらり輝く個店★企業応援事業（資料6） 7,338 県内の個店・企業や商店街の活性化を図るため、魅力的な商品やサービスを展開している個店や商店街などの取り組み等をWebに動画配信する。</p> |

| 事業名 | 当初予算額 (前年度予算額) | 説明 |
|------------------------|--|---|
| <p>物産振興事業費</p> | <p>6,866 (5,270)</p> <p>国 800</p> <p>繰上 1,973</p> <p>△ 4,093</p> | <p>1 伝統の技と美「滋賀の匠展」開催事業 1,973 県および国指定の伝統的工芸品の価値を広く県民に伝えるとともに販売を促進するため、展示をメインとして、実演や体験等を内容とした展示会を開催する。</p> <p>② 来て、見て、ふれ「メイド・イン滋賀」魅力発信・体感事業（資料7） 1,600 県が新たに整備する首都圏情報発信拠点等において、本県の地場産業や伝統的工芸品の魅力を消費者等に発信し、体感いただくことで、県産品の消費拡大や本県への来訪者の拡大を図る。</p> |
| <p>中小企業支援事業普及費</p> | <p>18,783 (18,630)</p> <p>△ 18,783</p> | <p>1 中小企業経営革新支援事業 15,341 中小企業の新事業を促進するため、「中小企業等経営強化法」に基づく経営革新計画の承認および外部専門家による指導・助言を行うとともに、商品化、販路開拓等に要する経費の一部を助成する。</p> |
| <p>商工会・商工会議所活動強化費</p> | <p>1,523,402 (1,532,676)</p> <p>△ 1,523,402</p> | <p>1 小規模事業経営支援事業費補助金 1,500,275 商工会、商工会議所および商工会連合会が小規模事業者のために行う経営改善普及事業等に要する経費に対して助成する。</p> |
| <p>中小企業団体中央会等活動促進費</p> | <p>114,078 (113,374)</p> <p>△ 114,078</p> | <p>1 中小企業連携組織対策事業費補助金 103,164 滋賀県中小企業団体中央会が中小企業の組織化、育成および指導のために行う事業に要する経費に対して助成する。</p> |

| 事業名 | 当初予算額 (前年度予算額) | 説明 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--------------------|-----------------------------------|--|-----|-----|-------|-------------|---------|-----------|-----|---------|-----------|--------------------|---------|-----------|-----------|---------|-----------|------------------|-----------|------------|-----|-----------|------------|-----|-----------|------------|-----------------|-----------|------------|-----|---------|-----------|-----|-----------|------------|--------------|---------|-----------|--------|---------|-----------|---------|--------|---------|--------|--------|---------|---------|---|-----------|----------------|---------|-----------|-------------|--------|---------|-------------|-----------|-----------|-----|---------|-----------|--------------|--------|-----------|-------------|---------|-----------|-------------------|---------|-----------|----------------|---------|-----------|-----|---------|---|----------|---------|---|----|-----------|------------|
| 中小企業金融対策費 | 9,799,978 (12,907,342) | <p>1 中小企業振興資金貸付金 9,562,000 中小企業者の経営安定等を図るため、制度融資を実施する。 (単位：千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>資金名</th> <th>予算額</th> <th>新規貸付枠</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>経営支援資金(しえん)</td> <td>550,000</td> <td>6,500,000</td> </tr> <tr> <td>一般枠</td> <td>156,000</td> <td>2,500,000</td> </tr> <tr> <td>小規模企業者枠、小規模企業者つなぎ枠</td> <td>208,000</td> <td>2,400,000</td> </tr> <tr> <td>小規模企業者特別枠</td> <td>186,000</td> <td>1,600,000</td> </tr> <tr> <td>セーフティネット資金(しんらい)</td> <td>4,594,000</td> <td>37,300,000</td> </tr> <tr> <td>新規枠</td> <td>3,331,000</td> <td>11,200,000</td> </tr> <tr> <td>借換枠</td> <td>1,263,000</td> <td>26,100,000</td> </tr> <tr> <td>緊急経済対策資金(きんきゅう)</td> <td>1,981,000</td> <td>26,400,000</td> </tr> <tr> <td>新規枠</td> <td>842,000</td> <td>7,500,000</td> </tr> <tr> <td>借換枠</td> <td>1,139,000</td> <td>18,900,000</td> </tr> <tr> <td>政策推進資金(すいしん)</td> <td>992,000</td> <td>7,370,000</td> </tr> <tr> <td>新事業促進枠</td> <td>132,000</td> <td>1,300,000</td> </tr> <tr> <td>成長産業育成枠</td> <td>17,000</td> <td>260,000</td> </tr> <tr> <td>経営力強化枠</td> <td>21,000</td> <td>760,000</td> </tr> <tr> <td>再生支援枠 ※</td> <td>-</td> <td>3,200,000</td> </tr> <tr> <td>省エネ・再生可能エネルギー枠</td> <td>795,000</td> <td>1,600,000</td> </tr> <tr> <td>空き家・空き店舗再生枠</td> <td>27,000</td> <td>250,000</td> </tr> <tr> <td>短期事業資金(たんき)</td> <td>1,009,000</td> <td>9,500,000</td> </tr> <tr> <td>通常枠</td> <td>914,000</td> <td>8,200,000</td> </tr> <tr> <td>手形・電子記録債権割引枠</td> <td>95,000</td> <td>1,300,000</td> </tr> <tr> <td>開業資金(かいぎょう)</td> <td>165,000</td> <td>3,400,000</td> </tr> <tr> <td>創業枠、創業サポート枠、女性創業枠</td> <td>165,000</td> <td>3,400,000</td> </tr> <tr> <td>市町小規模企業者小口簡易資金</td> <td>124,000</td> <td>8,000,000</td> </tr> <tr> <td>旧制度</td> <td>147,000</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>震災緊急対策資金</td> <td>147,000</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>9,562,000</td> <td>98,470,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>※政策推進資金(再生支援枠)は預託なし</p> <p>2 中小企業振興資金保証料軽減補助事業 170,388 中小企業者等の保証料負担を軽減するため、滋賀県信用保証協会に対し補助金を交付する。</p> | 資金名 | 予算額 | 新規貸付枠 | 経営支援資金(しえん) | 550,000 | 6,500,000 | 一般枠 | 156,000 | 2,500,000 | 小規模企業者枠、小規模企業者つなぎ枠 | 208,000 | 2,400,000 | 小規模企業者特別枠 | 186,000 | 1,600,000 | セーフティネット資金(しんらい) | 4,594,000 | 37,300,000 | 新規枠 | 3,331,000 | 11,200,000 | 借換枠 | 1,263,000 | 26,100,000 | 緊急経済対策資金(きんきゅう) | 1,981,000 | 26,400,000 | 新規枠 | 842,000 | 7,500,000 | 借換枠 | 1,139,000 | 18,900,000 | 政策推進資金(すいしん) | 992,000 | 7,370,000 | 新事業促進枠 | 132,000 | 1,300,000 | 成長産業育成枠 | 17,000 | 260,000 | 経営力強化枠 | 21,000 | 760,000 | 再生支援枠 ※ | - | 3,200,000 | 省エネ・再生可能エネルギー枠 | 795,000 | 1,600,000 | 空き家・空き店舗再生枠 | 27,000 | 250,000 | 短期事業資金(たんき) | 1,009,000 | 9,500,000 | 通常枠 | 914,000 | 8,200,000 | 手形・電子記録債権割引枠 | 95,000 | 1,300,000 | 開業資金(かいぎょう) | 165,000 | 3,400,000 | 創業枠、創業サポート枠、女性創業枠 | 165,000 | 3,400,000 | 市町小規模企業者小口簡易資金 | 124,000 | 8,000,000 | 旧制度 | 147,000 | - | 震災緊急対策資金 | 147,000 | - | 合計 | 9,562,000 | 98,470,000 |
| 資金名 | 予算額 | 新規貸付枠 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 経営支援資金(しえん) | 550,000 | 6,500,000 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 一般枠 | 156,000 | 2,500,000 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 小規模企業者枠、小規模企業者つなぎ枠 | 208,000 | 2,400,000 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 小規模企業者特別枠 | 186,000 | 1,600,000 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| セーフティネット資金(しんらい) | 4,594,000 | 37,300,000 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 新規枠 | 3,331,000 | 11,200,000 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 借換枠 | 1,263,000 | 26,100,000 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 緊急経済対策資金(きんきゅう) | 1,981,000 | 26,400,000 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 新規枠 | 842,000 | 7,500,000 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 借換枠 | 1,139,000 | 18,900,000 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 政策推進資金(すいしん) | 992,000 | 7,370,000 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 新事業促進枠 | 132,000 | 1,300,000 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 成長産業育成枠 | 17,000 | 260,000 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 経営力強化枠 | 21,000 | 760,000 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 再生支援枠 ※ | - | 3,200,000 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 省エネ・再生可能エネルギー枠 | 795,000 | 1,600,000 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 空き家・空き店舗再生枠 | 27,000 | 250,000 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 短期事業資金(たんき) | 1,009,000 | 9,500,000 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 通常枠 | 914,000 | 8,200,000 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 手形・電子記録債権割引枠 | 95,000 | 1,300,000 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 開業資金(かいぎょう) | 165,000 | 3,400,000 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 創業枠、創業サポート枠、女性創業枠 | 165,000 | 3,400,000 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 市町小規模企業者小口簡易資金 | 124,000 | 8,000,000 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 旧制度 | 147,000 | - | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 震災緊急対策資金 | 147,000 | - | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 合計 | 9,562,000 | 98,470,000 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 使 600 諸 9,562,000 ○ 237,378 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 事業名 | 当初予算額 (前年度予算額) | 説明 |
|----------------------------------|---|--|
| <p>【モノづくり振興課】</p> <p>陶芸の森事業費</p> | <p>195,990 (272,518)</p> <p>使 1,170</p> <p>繰 3,780</p> <p>起 11,800</p> <p>⊖ 179,240</p> | <p>1 陶芸の森事業費 192,210</p> <p>(1) 陶芸の森指定管理者管理料 171,830 県民が気軽に本物の陶芸に触れ、交流する拠点となる陶芸の森について、事業の実施および施設の管理運営等の業務を行うため、指定管理者に管理料を支出する。</p> <p>長(2) 長期保全計画に基づく予防保全工事 12,272 陶芸の森の長期保全計画に基づく予防保全工事を実施する。</p> |
| <p>工業立地指導対策費</p> | <p>1,132,656 (1,305,301)</p> <p>国 75,283</p> <p>諸 1,361</p> <p>⊖ 1,056,012</p> | <p>1 企業誘致推進事業 1,060,905</p> <p>(1) 「Made in SHIGA」企業立地助成金 179,914 滋賀県経済の活性化を図るため、今後の成長が見込まれる産業分野における企業の本社機能、研究開発拠点、マザー工場などの新規立地や県内工場等の増設に対し、その費用の一部を助成する。</p> <p>(2) 創造型モノづくり企業立地促進助成金 575,631 次世代産業を育成し、本県産業の競争力強化を図るため、研究開発機能を有する事業所の設置に対し、その費用の一部を助成する。</p> <p>(3) 滋賀でモノづくり企業応援助成金 286,940 県内への投資促進とモノづくり基盤の強化を図るため、高付加価値型企業や内需型企業の新規立地または県内工場等の増設に対して、その費用の一部を助成する。</p> |

| 事業名 | 当初予算額 (前年度予算額) | 説明 |
|------------------|---|---|
| | | <p>創(4) 外資系企業誘致促進事業 7,792</p> <p>JETRO 等と連携したプロモーション活動や個別誘致活動の展開、首都圏でのセミナーの開催による外資系企業誘致の促進を図る。</p> |
| 工業技術振興対策費 | <p>30,145 (30,012)</p> <p>国 4,300</p> <p>財 491</p> <p>⊖ 25,354</p> | <p>1 知的所有権活用促進事業 12,435</p> <p>(1) 知財シーズ発掘・発信事業 690</p> <p>モノづくり企業、大学、研究機関等の有する知的財産（開放特許等）について、産学官や企業間の交流・マッチングを図ることにより、県内中小企業による新製品の開発や新事業の創出、既存製品の高付加価値化等を支援する。</p> <p>2 近江技術てんびん棒事業 842</p> <p>県内企業の持つ優れた技術を県内外大手企業に対して直接かつ具体的に提案する展示商談会を開催することで、県内企業の取引機会の提供・拡大を図る。</p> |
| 滋賀の新しい産業づくり推進事業費 | <p>148,567 (113,394)</p> <p>国 61,771</p> <p>使 80</p> <p>諸 131</p> <p>⊖ 86,585</p> | <p>創1 産学官連携推進事業 13,847</p> <p>(1) IoT イノベーション創出推進事業（資料8） 1,123</p> <p>地域課題の解決や IoT ビジネスの創出を目指す多様な分野の関係者への情報提供と交流の場を提供することで、IoT の活用により現場の課題解決を図る新たなサービス・製品の創出と事業化を促進する。</p> |

| 事業名 | 当初予算額 (前年度予算額) | 説明 |
|-----|-------------------|--|
| | | <p>2 びわ湖環境ビジネスメッセ開催事業 23,000</p> <p>創(1) ビジネスチャンス拡大事業 13,000 第20回目となる「びわ湖環境ビジネスメッセ2017」において、環境関連の最先端技術等を紹介する特別企画展示や著名講師によるセミナー等を実施することで、来場者の増加につなげ、県内企業のビジネスチャンスの拡大を図る。</p> <p>創3 プロジェクトチャレンジ支援事業（資料10） 52,058 「滋賀県産業振興ビジョン」に掲げる本県経済を牽引するイノベーションにかかる新産業を創出するため、技術開発計画から成果の事業化までの計画認定および認定された計画に基づき企業が行う技術開発等に必要な経費の一部を助成する。</p> <p>創4 滋賀発成長産業発掘・育成事業（資料9） 14,200 新たな成長分野を切り拓き滋賀の経済成長を牽引する滋賀発成長産業の発掘・育成に必要なハンズオン支援の強化を図る。</p> <p>創5 健康創生産業育成事業 20,639 国内外において今後の成長が期待される健康創生産業の創出・振興を図るため、健康寿命の延伸に寄与する医療・健康機器の開発・事業化や新たな健康支援サービスの創出を支援する。</p> |

| 事業名 | 当初予算額 (前年度予算額) | 説明 |
|----------------------|---|--|
| <p>地場産業総合振興対策費</p> | <p>29,949 (9,091)</p> <p>国 14,974</p> <p>⊖ 14,975</p> | <p>創1 滋賀の地域産業振興総合支援事業(資料11) 25,079 地場産業および地場製品のブランド力の向上、後継者育成、海外展開や販路拡大等の戦略的、持続的な取り組みに支援する。</p> <p>新創2 来て、見て、ふれ「メイド・イン滋賀」魅力発信・体感事業(資料7) 4,870 県が新たに整備する首都圏情報発信拠点等において、本県の地場産業や伝統的工芸品の魅力を消費者等に発信し、体感いただくことで、県産品の消費拡大や本県への来訪者の拡大を図る。</p> |
| <p>計量検定所運営費</p> | <p>17,970 (7,684)</p> <p>使 300</p> <p>起 8,500</p> <p>⊖ 9,170</p> | <p>新長1 庁舎整備費 10,340 計量検定所の長期保全計画に基づく予防保全工事を実施する。</p> |
| <p>工業技術総合センター運営費</p> | <p>72,358 (85,213)</p> <p>使 20,962</p> <p>諸 172</p> <p>⊖ 51,224</p> | <p>長1 庁舎整備費 10,076 工業技術総合センターの長期保全計画に基づく予防保全工事を実施する。</p> |

| 事業名 | 当初予算額 (前年度予算額) | 説明 |
|--------------------|---|---|
| 工業技術総合センター試験研究指導費 | 141,461 (149,178) 国 13,890 使 52,528 財 234 繰 17,159 諸 39,980 〇 17,670 | 1 外部競争的資金導入型研究開発事業 25,830 国等の外部資金の積極的な導入により、技術開発や共同研究および県内企業への技術移転を加速的に進め、もって競争力の強化と新産業の創出を図る。 |
| 東北部工業技術センター試験研究指導費 | 130,167 (126,154) 国 11,875 使 28,182 繰 18,705 諸 63,113 〇 8,292 | 1 外部競争的資金導入型研究開発事業 49,900 国等の外部資金の積極的な導入により、技術開発や共同研究および県内企業への技術移転を加速的に進め、もって競争力の強化と新産業の創出を図る。 |

| 事業名 | 当初予算額 (前年度予算額) | 説明 |
|---|--|--|
| <p>【労働雇用政策課】</p> <p>仕事と家庭両立支援 促進費</p> | <p>9,745 (3,013)</p> <p>国 4,872</p> <p>⊖ 4,873</p> | <p>① ① 中小企業働き方改革推進事業（資料12） 9,745</p> <p>県内中小企業の働き方改革をさらに推進するため、企業の取組意欲向上につながる合同企業説明会や企業向け研修の実施、相談支援等を行うとともに、学生向けセミナーの開催等により働き方改革への理解を高め、関心を深める。</p> |
| <p>雇用安定対策費</p> | <p>93,380 (77,755)</p> <p>国 16,366</p> <p>⊖ 77,014</p> | <p>① ① 産業人材育成・確保のグッドジョブプロジェクト事業（資料13） 26,500</p> <p>県内企業および農業法人等の人材確保を図るため、企業の採用活動に関する相談や、企業情報の発信を行うとともに、インターンシップの推進により学生の職業観の醸成や県内企業等の理解を促進することで、県内企業等への就職者の増加や就職におけるミスマッチの解消を図る。</p> <p>① ② 移住・U I J ターン就職相談・情報発信事業 6,233</p> <p>東京のふるさと回帰支援センターに、「仕事」「住まい」など移住に係る相談や情報提供にワンストップで対応できる、移住・U I J ターン就職相談窓口を設置し、本県への移住を促進する。</p> |

| 事業名 | 当初予算額 (前年度予算額) | 説明 |
|-------------|--|--|
| 就職促進援助費 | 32,937 (35,295) 国 2,248 繰 500 〇 30,189 | ① 1 しが企業における障害者定着推進事業 500 企業における職場適応援助者（ジョブコーチ）の設置を促進し、障害者の職場定着を高めるために、ジョブコーチ養成研修を実施する。 |
| 戦略産業雇用創造費 | 251,861 (251,861) 国 201,488 〇 50,373 | 1 滋賀発の産業・雇用創造推進プロジェクト事業 251,861 本県製造業の中で特に高い成長性や雇用創出効果が見込まれる分野において、重点的に県内企業の人材確保や新分野への進出、研究開発による事業拡大等を支援するとともに、若年者を中心とした求職者の就労支援を行うことにより、雇用の受け皿づくりと安定的かつ良質な雇用の創造を図る。 |
| 公共職業能力開発事業費 | 692,365 (527,511) 国 628,081 使 108 繰 3,985 諸 4,149 〇 56,042 | 1 省エネ・創エネ導入促進人材育成事業 21,505 県立高等技術専門学校において、省エネルギー住宅や安全・安心な住宅の施工技術を有する人材および再生可能エネルギーに関する幅広い知識・技能を有する人材を育成する職業訓練を実施するため、訓練用機器の整備と指導員の研修を実施する。 ② 2 地域創生人材育成事業(資料14) 175,219 人手不足が生じている分野および人手不足が懸念される成長分野等の人材育成・確保を図るため、企業や民間教育訓練機関等と連携し多様な職業訓練を実施する。 |

| 事業名 | 当初予算額 (前年度予算額) | 説明 |
|-------------------|---------------------|---|
| 女性の就労サポート 事業費 | 58,719 (54,619) | <p>1 滋賀マザーズジョブステーション事業(資料16) 52,000 子育てをしながら再就職を希望する女性等を対象とし、仕事と子育ての両立に向けたアドバイスや託児の実施、就労相談、求人情報の提供や職業紹介など、就労支援をワンストップで行う「滋賀マザーズジョブステーション」を運営する。</p> <p>2 女性の多様な働き方普及事業(資料15) 6,719 女性の多様な働き方を普及するため、育児や介護などの理由により、外で働くことが困難な女性を対象とした在宅ワークという働き方を考えるセミナーおよび在宅ワーカー・発注企業等との業務の受注を目的としたミニマッチング交流会を開催する。</p> |
| | 国 3,359 | |
| | 使 79 | |
| | 諸 15 | |
| | ⊖ 55,266 | |
| 女性活躍推進事業費 | 13,303 (12,146) | <p>1 働く場における女性活躍推進事業(資料15) 1,303 働く場における女性の活躍を推進するため、働く女性自身の意欲、資質向上を図るセミナーとライフプランを見据えたキャリアビジョンを描くためのセミナーを開催する。</p> |
| | 国 11,760 | |
| | ⊖ 1,543 | |
| 男女共同参画センタ ー事業費 | 55,907 (111,005) | <p>1 男女共同参画推進拠点事業(資料17) 13,185 県民、事業者および市町による男女共同参画の取組を支援するための拠点施設として、講座・研修等・チャレンジ支援・情報収集発信等の事業を行う。</p> <p>(1) 女性のチャレンジ支援事業(資料17) 969 意欲ある女性があらゆる分野で活躍できるよう、きめ細かな支援ができる体制を整え、女性の社会参画を総合的に支援する。</p> |
| | 使 14,377 | |
| | 繰 700 | |
| | 諸 1,598 | |
| | ⊖ 39,232 | |

| 事業名 | 当初予算額 (前年度予算額) | 説明 |
|--|--|--|
| <p>【観光交流局】</p> <p>友好諸国経済交流 推進費</p> | <p>22,033 (15,867)</p> <p>繰 300</p> <p>諸 3,000</p> <p>○ 18,733</p> | <p>① 1 ミシガン州滋賀県姉妹県州 50 周年記念事業(資料 18) 10,700 ミシガン州と滋賀県の姉妹友好交流 50 周年を祝し、記念式典 を開催し、特に若者、文化、芸術分野の重層的な交流を推進する。</p> |
| <p>国際交流施設管理 運営費</p> | <p>80,940 (57,220)</p> <p>使 12,654</p> <p>財 11,058</p> <p>諸 13,091</p> <p>起 31,500</p> <p>○ 12,637</p> | <p>1 ミシガン州立大学連合日本センター管理運営事業 77,388</p> <p>長(1) ミシガン州立大学連合日本センター長寿命化推進事業 36,564 ミシガン州立大学連合日本センター長期保全計画に基づ き、センター棟外壁修繕工事、空調設備修繕工事等の予防保 全工事を実施する。</p> |

| 事業名 | 当初予算額 (前年度予算額) | 説明 |
|---------|----------------------|---|
| 観光振興推進費 | 368,651 (211,869) | 1 県域観光物産振興組織事業推進費 167,707 本県の観光物産振興の中核的組織である(公社)びわこビ ジタービューローが実施する観光物産振興事業に要する経費に 対して負担金等を支出し、民間活力を生かした観光施策の展開を 図る。 |
| | 国 84,636 | |
| | 線 2,872 | |
| | ○ 281,143 | 創2 国際観光推進事業 18,700 訪日旅行者を本県に誘致するため、欧州に対してプロモーション 活動を実施することにより新たな市場の開拓に取り組むほか、 パンフレットの充実や多言語対応など、受入環境の向上を図る。 |
| | | 創3 ビワイチ観光推進事業(資料19) 17,136 「ビワイチ」に代表されるサイクルツーリズムを中心に、来訪 者を迎え入れる取組を県内に広く展開するなど、体験型観光を推 進し、発信することによって、誘客促進および本県の認知度向上 を目指す。 創4 観光キャンペーン推進事業(資料20) 75,000 平成30年度の大型観光キャンペーンの実施に向け、県内各市 町や観光関連団体、観光事業者等と連携して、その企画検討や調 整を行うとともに、受入環境の整備を進める。 |

| 事業名 | 当初予算額 (前年度予算額) | 説明 |
|----------|--|--|
| | | <p>創5 日本遺産・琵琶湖魅力発信事業(資料 21) 45,000 日本遺産をテーマとした観光キャンペーン「日本遺産 滋賀・びわ湖 水の文化ぐるっと博」を展開し、日本遺産の認知向上を図るとともに、実際に多くの来訪者へ取組検証や成功体験の積み重ねを図ることで、地域の持続的な活性化に繋がるツーリズムの定着を目指す。</p> <p>創6 観光まちづくり推進事業 18,200 県内各市町や観光関連団体、観光事業者、住民など、多様な主体が参加、連携し、観光をキーにまちづくりに取り組み、観光振興のレベルアップと地域の活性化を目指す。</p> |
| 観光客誘致促進費 | <p>34,350 (45,817)</p> <p>⊖ 34,350</p> | <p>1 観光イベント推進事業 30,500 観光客の積極的な誘致を図るため、一定の観光誘客が見込める地域主催のイベントに対して助成する。</p> <p>2 映像誘致・ロケ支援事業 3,600 映画、テレビ等の映像を通じて本県の豊かな自然や歴史・文化遺産を広く発信することにより、本県のイメージアップと観光および地域の振興を図る。</p> |

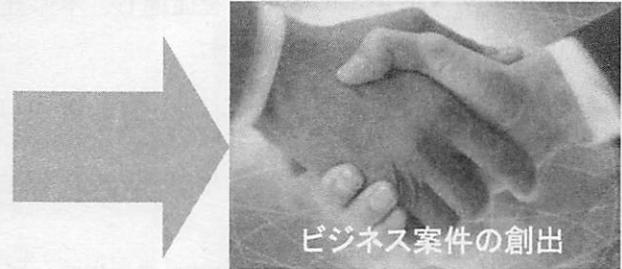
滋賀ウォーターバレー・水環境ビジネス推進事業

29年度予算額：46,100千円(27年度補正予算額：49,000千円)

産学官民に蓄積されてきた琵琶湖保全の技術や経験、ノウハウ等を活かして、企業や大学等の研究機関、製品や技術、情報が集積され、水環境ビジネスが自律的に推進されることを目指す。

●海外展開事業化モデル事業

- 県内企業がチームを組んで行う実現可能性調査、現地での実証実験、効果の検証を支援
- 上限1000万円×2か所(補助率1/2)
- これにより、モデルとなるビジネスプロジェクトの創出・展開を促す。



●分科会の開催

- プロジェクトの創出に向けた、海外展開対象国ごとのチームの組成・運営の強化
- *対象予定国：中国、台湾、ベトナム
- 国立環境研究所琵琶湖分室の開設を契機に、産官学民の共同研究を推進

●商機拡大等支援

- 海外や首都圏等での見本市への出展による販路開拓・マッチング機会の拡充
- 平成29年度の新しい取組として、ジェトロや大阪府と連携して海外の水環境関連企業を招聘し、商談会を開催

●プロジェクト創出に向けた案件発掘・コーディネート活動

- 対象国の情報収集・分析、課題発掘、ビジネス化に向けた方向性の整理
- プロジェクト創出に向けたメンバー企業の開拓、パートナーの発掘
- 事業計画の策定、国資金等の活用支援
- 現地政府機関等との協議・調整、現地企業等との技術交流・マッチング

●広報活動

- 多言語による冊子・DVDを活用した広報活動

●情報提供・収集活動

- セミナーの開催等により、世界の水環境ビジネスに関する情報の提供・共有や、ネットワークの構築

●水環境ビジネス産業調査

- 水環境関連産業の経済規模や集積の度合いを対象とする調査を実施



しが水環境ビジネス推進フォーラム

※29.4.1現在 メンバー147社・団体
(事務局：滋賀県商工観光労働部商工政策課)

I o T 活用イノベーション創出支援事業

新規 29 年度予算額：37,436 千円

【目的】

この補助金は、中小企業者等が行う「I o T」(※1) 活用による「イノベーション」(※2) の創出を図るための取組に対し、予算の範囲内で経費の一部を補助することにより、新たな需要の開拓や県内での経済循環の活発化につながるなど、本県経済を牽引する新しいビジネスモデルの構築等を促進し、本県経済の活性化と雇用の維持・拡大、地域の活性化を図ることを目的とします。

〔※1 I o T : Internet of Things の略で、「モノのインターネット」と呼ばれる。自動車、家電、ロボット、施設などあらゆるモノがインターネットにつながり、情報のやり取りをすることで、モノのデータ化やそれに基づく自動化等が進展し、新たな付加価値を生み出す。〕

〔※2 イノベーション：「滋賀県産業振興ビジョン」(平成27年3月策定)に基づき、新しい技術や商品・サービスの開発をはじめ、それまでのモノや仕組みなどに対して、新しい発想や技術を取り入れて、新たな価値を創造し、社会や暮らしによりよい変化をもたらすこと。〕

【補助対象とするイノベーションのテーマ】

「滋賀県産業振興ビジョン」に定める以下の5つのテーマに資する事業

- | | | |
|------------------|----------------|---------------|
| (1) 「水・エネルギー・環境」 | (2) 「医療・健康・福祉」 | (3) 「高度モノづくり」 |
| (4) 「ふるさと魅力向上」 | (5) 「商い・おもてなし」 | |

【補助対象者】 県内に事務所または事業所を有する中小企業者等

【補助対象事業】

I o T 活用により、イノベーションの創出に資するビジネスモデルの構築を図るために実施される以下の事業の全部または一部

- (1) 新たな技術・商品・サービスの開発（既存技術等の転用や組合せ、隠れた価値の発掘（設計・デザイン、アイデアの活用等）を含む。）事業
- (2) 商品等の新たな生産および販売方式の開発事業
- (3) サービスの新たな提供方式の開発事業
- (4) 新たな市場の開拓、販路の拡大事業
- (5) 新たな原材料・資源の開発事業
- (6) その他、I o T 活用によるイノベーションの創出に資するビジネスモデルの構築を図るための取組として知事が適当と認めた事業

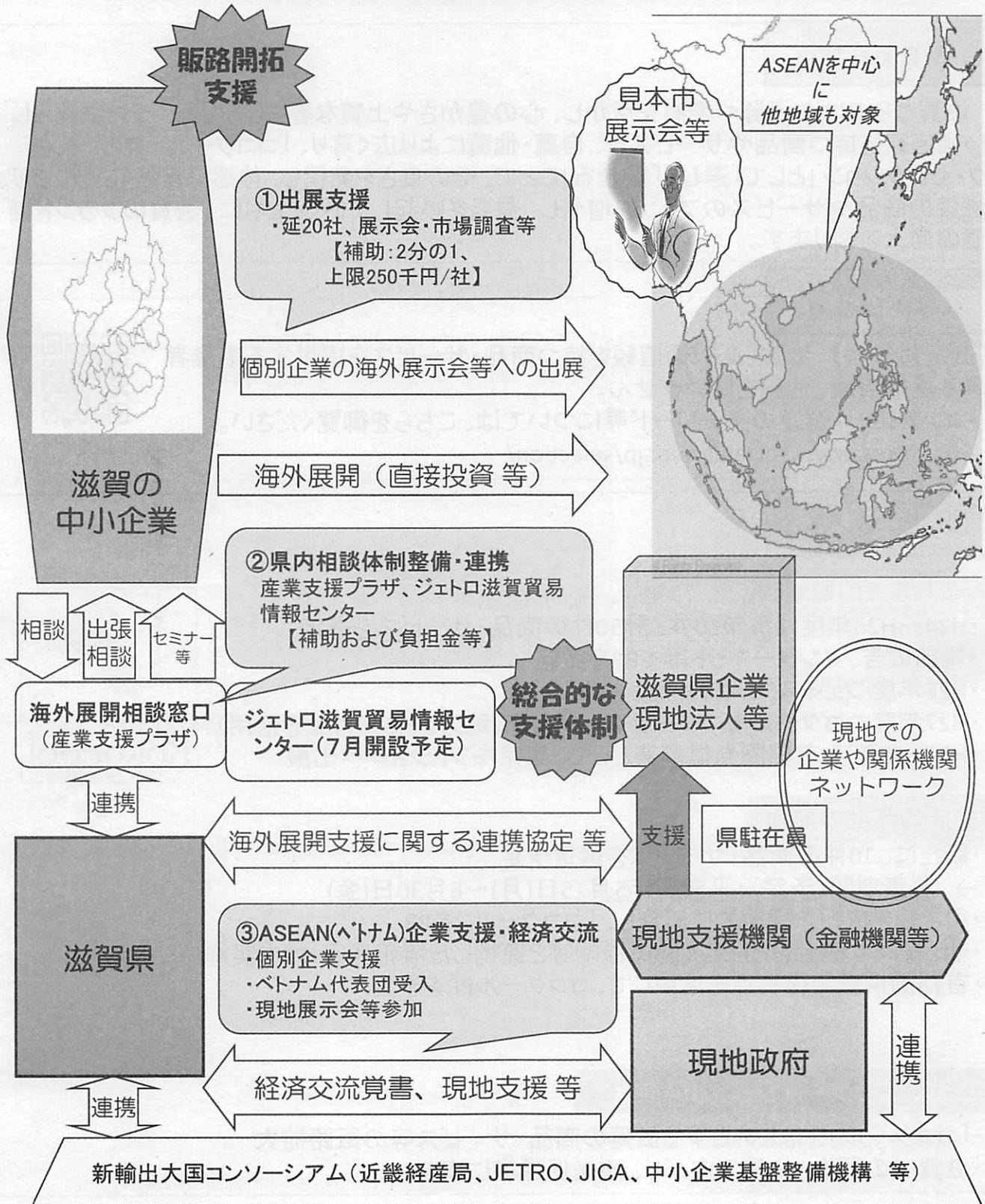
【補助率等】

- (1) 補助率：補助対象経費の3分の2以内
- (2) 補助限度額：1件あたり100万円以上、1,000万円以内

中小企業の海外展開への総合的な支援

29年度予算額: 23,950千円 (28年度予算額: 18,048千円)

国内の人口減、市場・労働力縮小の中、成長が見込まれる海外需要の取り込みによる企業成長を支援



滋賀の感性を伝える「ココクール」事業および体感型魅力発信事業

29年度予算額: 10,801千円(28年度予算額: 5,822千円)

○ 「ココクール マザーレイク・セレクション」を選定し、首都圏などへ発信します。

趣旨・目的

滋賀ならではの資源や素材を活かし、心の豊かさや上質な暮らしぶりといった滋賀らしい価値観を持つ商品やサービスを、自薦・他薦により広く募り、「ココクール マザーレイク・セレクション」として「選び」「魅せる」ことで、その良さを発信し、体感いただくことにより、滋賀の商品やサービスのファンを増やし、需要を喚起していくとともに、滋賀のブランド価値の向上を図ります。

対象となる方

【選定対象者】 滋賀らしい価値観を持つ商品・サービスを提供する事業者
※応募は自薦、他薦を問いません。

コンセプトや選定のキーワード等については、こちらを御覧ください。

→ <http://www.shigaplaza.or.jp/selection/>



公式HP

支援内容

これまでの取組

- ・H24～H28年度に毎年10件、計50件の商品・サービスを選定
- ・雑誌広告、インターネット等でPRを実施
- ・H26年度 フェイスブックの開設
- ・H27年度 ココクールモニターツアーを実施(地方創生交付金を活用)
- ・H27、28年度 首都圏発信事業として、東京ギフトショーへ出展



平成29年度の取組

- ・新たに、10件の商品・サービスを選定予定
- 募集期間(予定):平成29年5月15日(月)～6月30日(金)
- ・引き続き広報を積極的に実施し、「ココクール」をPR
- ・他、様々な機会をとらえて関係機関等と連携した情報発信・PRを実施
- ・首都圏情報発信拠点を活用して、ココクールPRを予定

滋賀のブランド価値・魅力の向上

- ・「ココクール」をはじめとする滋賀の商品・サービス等の販路拡大
- ・滋賀への関心・共感の広がり、観光促進等に寄与

滋賀発創業・新事業促進事業

新規 29年度予算額:10,973千円

■趣旨

【現状】

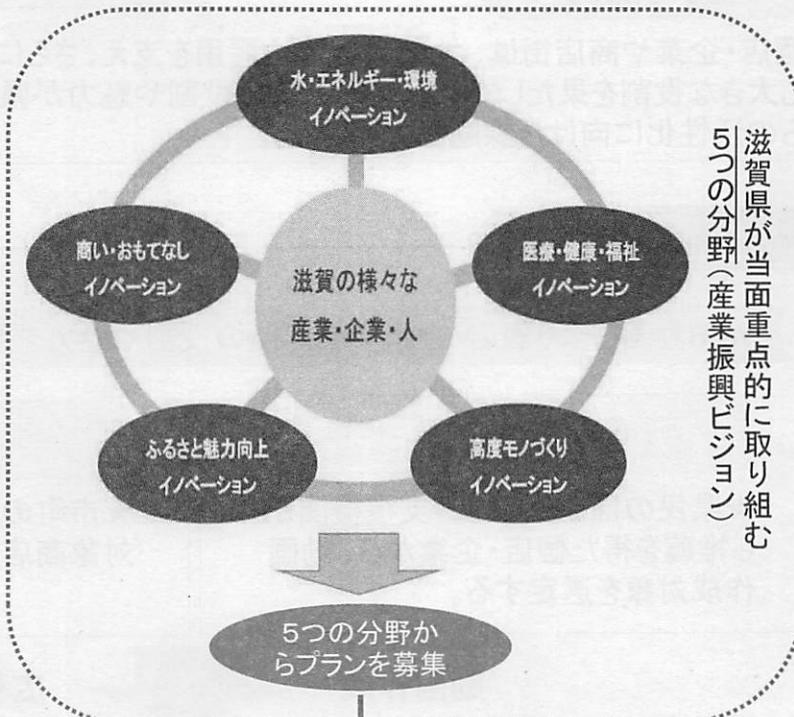
- 人口減少社会
- 「滋賀県産業振興ビジョン」の重点5分野

対応策

有望なビジネスプランを募集し、表彰

- 創業・起業の機運醸成
- 起業家の発掘
- 新事業展開を促進
- 地域経済の活性化

■事業概要



滋賀県が当面重点的に取り組む5つの分野(産業振興ビジョン)

産業支援機関・大学・市町・金融機関等

連携

滋賀県が求める創業・新事業の掘り起こし



・様々な媒体を活用し、広く全国に向けて周知
・あわせて、県内の創業支援情報を発信

・ビジネスプランのブラッシュアップを実施

・公開にて実施
・賞金授与あり

きらり輝く個店★企業応援事業

新規 29年度予算額: 7,338千円

現状と課題

個店・企業や商店街は、地域の経済や雇用を支え、さらにはコミュニティ維持にとっても大きな役割を果たしている。しかしその役割や魅力が県民に十分認知されず、それらの活性化に向けた課題となっている。

事業内容

WEB動画により個店・企業や商店街の役割や魅力を発信し、活性化につなげる

個店・企業

★県民のほか、市町や支援機関から推薦を得た個店・企業から、動画作成対象を選定する。

商店街

★市町の推薦をもとに、動画作成対象商店街を選定する。

動画作成

広報発信

- ☆県民への訴えかけにより、個店・企業や商店街への関心を集めて集客を図る
- ☆動画作成・発信の対象を、同業者や周辺店舗へのモデルとし、その活性化を図る



来て、見て、ふれ「メイド・イン滋賀」魅力発信・体感事業

新規 29年度予算額:6,470千円

(中小企業支援課:1,600千円、モノづくり振興課:4,870千円)

地場産業等を取り巻く現状

- ・滋賀県の地場産業や伝統的工芸品といった資源は全国であまり認知されていない。
- ・地場産業や伝統的工芸品の良さを伝えるとともに販売促進に繋がるツールを持っていない。

一方で

- ・今年度、首都圏情報発信拠点が整備され、一大消費地である首都圏での情報発信のための機運がある。
- ・地場産業や伝統的工芸品は高価格の商品でも、首都圏での購買意欲は高い。

事業内容

地場産業および伝統的工芸品プロモーション映像の制作

(中小企業支援課:1,600千円、モノづくり振興課:3,000千円)

首都圏情報発信拠点や展示会等において来訪者や周囲を通りがかった人の注目を集め、来客数の増加や商談の効果促進、さらには滋賀県のイメージアップにつなげることを目指して地場産業および滋賀の伝統的工芸品をPRする映像を制作する。

首都圏における展示会等出展支援

(モノづくり振興課:1,870千円)

滋賀県中小企業団体中央会が地場産業組合や地場製品の生産者向けに実施する首都圏での展示会への出展事業や展示会に向けた勉強会の開催事業等に対して、出展費用や講師の招聘に伴う費用を支援する。

勉強会、商品のブラッシュアップ、展示会への出展を経験しながら、企業自らがブランド力を高める力を養うためのプラットフォームづくりを行う。

事業効果

- ・消費者のニーズ等を直接知る機会が高付加価値化やマーケティングに繋がる。
- ・滋賀の地場産業や伝統的工芸品の魅力や技術の高さ等を消費者に伝え、ブランド価値の向上や消費の拡大、ひいては本県への来訪者の拡大に繋がる。

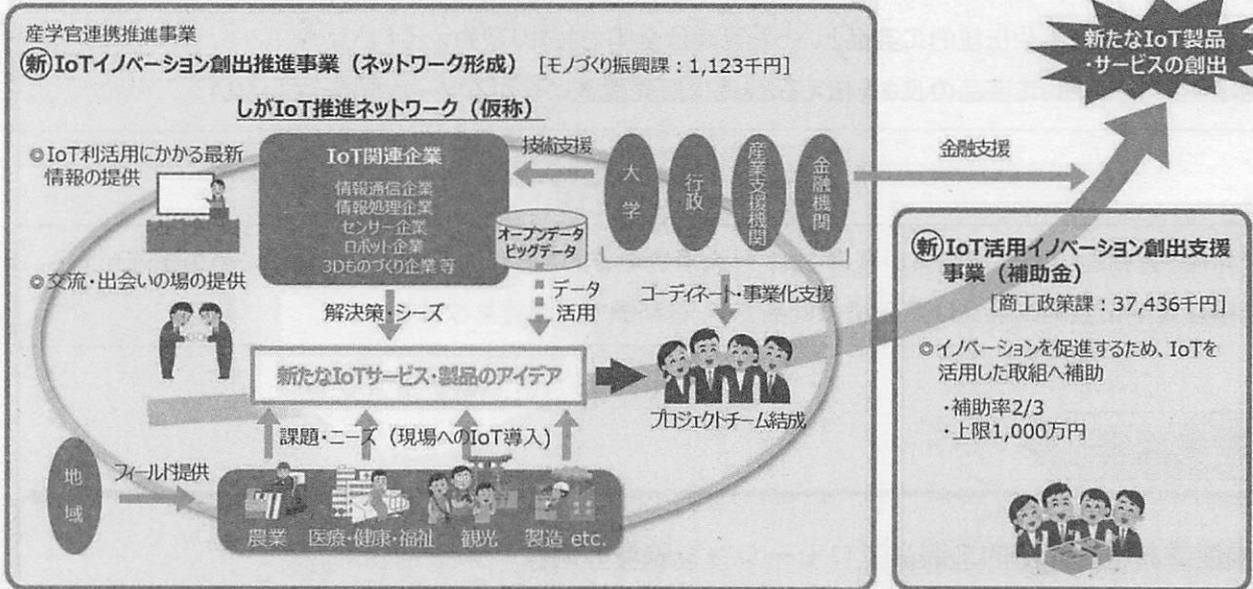
IoT イノベーション創出推進事業

新規 29年度予算額:38,559千円

(商工政策課:37,436千円(再掲)、モノづくり振興課:1,123千円)

目的

新ビジネスの創出や地域課題の解決等に資する新たなIoT製品・サービスの創出と事業化を目指し、IoTの利活用に係る最新情報や交流・出会いの場の提供、IoTプロジェクトの構築等を進めるとともに、本県経済を牽引すると見込まれる効果の高いプロジェクトに対し資金面から支援を行う。



滋賀発成長産業発掘・育成事業

29年度予算額:14,200千円(27年度補正予算額:16,268千円)

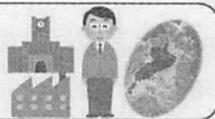
目的

グローバル競争の一層の激化と国内市場の縮小が見込まれる中、**新たな成長分野を切り拓き、滋賀の経済成長を牽引する“滋賀発成長産業（ものづくりメガベンチャー※1）”の発掘・育成を図る。**

※1 メガベンチャー：IPO（新規株式公開）やM&A（合併・買収）等により資金と事業力を得て世界を相手に活躍するベンチャー企業

滋賀の強み

- 理工系大学の集積（研究シーズ）
- ものづくり企業の集積（開発・製造力）
- 大手企業OBの存在（技術・ノウハウ）
- 琵琶湖とその研究成果（水・環境技術）



メガベンチャー創出への素地は揃っているが、①前例のないものや失敗に寛容な文化・風土、②創業者や支援関係者の気運・やりがいい、③世界へ引っ張り上げるためのハンズオン支援環境等が不足

ベンチャーを成功へと導く“プラットフォームづくり”が必要

解決策

そこで、**ものづくりメガベンチャーの創出に必要な技術・知識、経験・ノウハウ、大学・大企業・金融機関等との幅広いネットワークを有するシードアクセラレータ等との協働により、以下の取組を行う。**

SHIGA TECH PLANTER (H28実績)

次世代技術と情熱をもって滋賀から世界を変えようとする研究開発型ベンチャーを発掘・育成するスタートアップ支援プログラム

ビジネスプランコンテスト

大学 金融機関 行政等

ファイナリスト等への継続支援

シード（スタートアップ） → アーリー → ミドル（エクスピション） → レイター → IPO等

滋賀県に立地 経済成長を牽引

“モノづくり技術”や“水・環境技術”等に関連するビジネスシーズを発掘!!

事業説明会 ビジネスシーズ発掘

発掘されたビジネスシーズを基に事業化プランをブラッシュアップ

メンタリング 実務セミナー

優れた事業化プランには、継続的なハンズオン支援の機会を提供

連携・支援

パートナー企業（大手製造業）

成果発表会 デモデイ

ゴール

滋賀の強みを活かした研究開発型ものづくりベンチャーの発掘・育成と、これらを取り巻く多様な主体による**ものづくりメガベンチャー創出に向けた取組が自立・継続的に行われるベンチャー・エコシステム※2の形成を図り、本県経済の成長と産業基盤の強化を図る。**

※2 エコシステム --- 複数の企業・大学等がパートナーシップを組み、互いの技術や資本を生かし、消費者や社会を巻き込みながら、共存共栄していく仕組み

プロジェクトチャレンジ支援事業

29年度予算額:52,058千円(28年度予算額:52,112千円)

事業概要

新製品・新技術開発における構想段階から研究開発、その成果の事業化まで各段階にあった支援制度により、中小企業者の技術開発を促進し、製品の高付加価値化、新分野への進出など新産業の創造等を目的とした制度です。

事業内容

1. キックオフステージ

研究開発等事業計画の技術的可能性、事業化可能性を検証するための調査研究およびアイデアの権利化

補助限度額:100万円以内

2. チャレンジステージ

十分な調査研究と基礎研究の結果をもとに行う新技術の実用化や新製品の試作等のための研究開発

補助限度額:100万円超～2,000万円以内

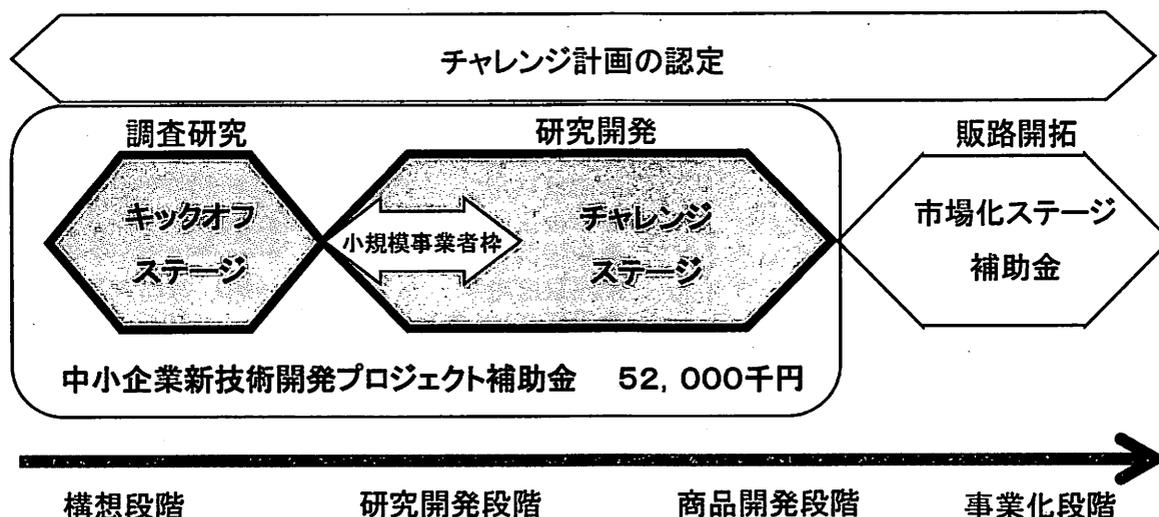
○小規模事業者枠

補助限度額:100万円超～300万円以内

技術分野

「水・エネルギー・環境」、「医療・健康・福祉」、「高度モノづくり」、「ふるさと魅力向上」、「商い・おもてなし」のいずれかに関連した分野

プロジェクトチャレンジ支援事業



滋賀の地域産業振興総合支援事業

29年度予算額: 25,079千円 (27年度補正予算額: 26,039千円)

◇本県の優れた地域資源である地場産業等の「稼ぐ力」を高め、地方創生の核となる新たな成長産業として育成するため、施策推進協議会の運営を行うとともに、地場産業および地域特産品の振興のための戦略的な取組を支援する。

■施策推進協議会の運営 (179千円)

➢地域産業関係者等で構成する協議会を開催し、各界から出された意見・提案等を踏まえながら、関連施策の総合的かつ計画的な推進を図る。(学識経験者、地場産業・地域特産品関係者、行政から14名の委員で構成)

★地場産業組合の課題

(H28実施のヒアリング調査から)

- 海外展開戦略 …3組合
- 販路開拓・商品開発…4組合
- 後継者確保・育成 …6組合

■地場産業組合等指導支援事業

(3,300千円)

➢滋賀県中小企業団体中央会が行う、地場産業のブランド構築やPRおよび新事業創出のための組合指導、研修、経営相談、その他本県地場産業および地場産品の振興に向けた取組を支援する。

■地場産業組合海外展開戦略等支援事業

(17,000千円)

➢地場産業組合の新たな市場開拓に向けた海外展開戦略、県内外の需要拡大を目指す販路開拓・商品開発・市場調査、今後の持続的発展に向けた後継者確保・育成などの戦略的な取組を支援する。

■地域特産品組合販路開拓等支援事業

(4,600千円)

➢地域特産品組合の需要拡大に向けた販路開拓、商品開発、市場調査などの取組を支援するとともに、地場産業組合等と連携した異業種連携の取組を支援する。

滋賀県中小企業団体中央会
(定額補助)

- ・地場産業ブランド発信推進会議の運営
(地場産業組合等で構成)
- ・県内外でのブランド発信・PR
- ・組合指導・研修・経営相談
- ・その他地場産業振興等の取組

地場産業組合
(1/2補助)

- ・海外展開戦略
- ・県内外需要拡大
販路開拓、商品開発
(デザイン力化)、
市場調査等
- ・後継者確保・育成
 - 長浜縮緬
 - 彦根バルブ
 - 彦根仏壇
 - 彦根ファンデーション
 - 湖東麻織物
 - 甲賀・日野製薬
 - 信楽陶器
 - 高島綿織物
 - 高島扇骨

地域特産品組合
(1/2補助)

- ・販路開拓
- ・商品開発
- ・市場調査

- 食品
- 工芸
- 他

異業種間連携
(1/2補助)

- (例) 食品×食品、
食品×工芸

★推進協議会委員からの意見

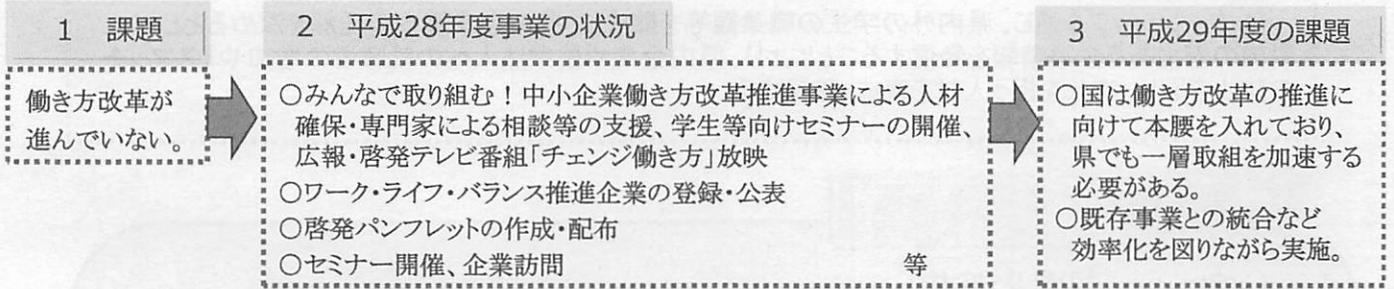
(H28開催の施策推進協議会から)

- 県民に地場産業をもっと知っていただき、もっと使っていただけるよう、県も応援していただきたい。

中小企業働き方改革推進事業

働き方改革を推進するため、
 ・県内中小企業の取組意欲向上につながる支援
 ・働き方改革への理解を深め、関心を高める取組
 を行う。

新規 29年度予算額：9,745千円



4 課題解決に向けて

「滋賀県働き方改革推進ワーキングチーム」(平成28年6月発足)

国(滋賀労働局)
 県(労働雇用政策課
 ・女性活躍推進課
 ・子ども青少年局)

経済団体(滋賀経済産業協会)
 県内企業(滋賀銀行)

労働関係団体
 (連合滋賀)

大学等
 (立命館大学)

官民連携で施策検討、実践

5 平成29年度の取組

① 県内中小企業の取組意欲向上につながる支援

人材確保支援

★企業合同説明会開催

ふるさと滋賀就職応援事業の合同企業説明会と一体で実施。県内2回、県外1回を予定。

専門家による支援

★働き方改革実践研修の開催

中小企業経営者や幹部社員を対象に、働き方改革の取組を始め、続けるための研修を専門家(社会保険労務士)により実施。

取組効果の見える化

働き方改革に取り組んでいる企業が、取組効果がどのようなかアンケートにより調査する。(労働関係調査事業「労働条件実態調査」にて実施。対象1,000社)

企業への相談支援

★働き方改革に関する推進員による相談支援

既存のワーク・ライフ・バランス推進員について、働き方改革推進を担うことを位置づけ、県内中小企業や関係団体への働きかけ・相談支援を実施。

滋賀の中小企業 魅力発信

★企業の取組紹介

(見える化冊子、ワーク・ライフ・バランス推進企業の登録、学生等向けセミナー)

② 働き方改革へ理解を深め、関心を高める取組

★学生等向けセミナーの開催

県内大学の学生と県外大学の県内出身学生を対象に、働くことや働き方を考え、滋賀でのキャリア形成や定着を目指す連続セミナーを開催。

関連

ワーク・ライフ・バランス講演会の開催

ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発を広く図るため、県民向け講演会を開催する。(女性活躍推進課)

中小企業の働き方改革を推進し、働きたくなる職場づくりを目指す

(事業の目標) ワーク・ライフ・バランス推進企業登録数 平成27年度：763件 ⇒ 平成31年度：1,000件

産業人材育成・確保のグッドジョブ  プロジェクト事業

29年度予算額:26,500千円(27年度補正予算額:32,666千円)

1 目的

インターンシップを通じ、県内外の学生の職業観等を醸成し、県内企業等への理解を深めるとともに、県内の魅力ある企業情報を発信することにより、県内企業や農業法人への就職者の増加やミスマッチの防止を図り、次代を担う人材を育成・確保する。

2 事業概要

1. インターンシップの普及・拡大

・平成28年度に設立した滋賀インターンシップ推進協議会において意見交換を行い、学生、企業双方にとって魅力ある県域のインターンシップを実施

滋賀インターンシップ推進協議会

【構成メンバー:大学・経済団体・金融機関・農業団体・労働団体・行政機関】

夏季(8~9月頃)および春季(2月頃)に5日間以上のインターンシップを実施
 > 20企業に対し、学生50名の参加



| | |
|------------------|--|
| 受入企業の開拓・コンサルティング | 企業訪問やセミナーの開催により受入企業を開拓するとともに、必要に応じて、受入企業に対するインターンシップの実施体制やプログラムの構築などのコンサルティングを実施 |
| 事前交流会 | インターンシップにおける適切なマッチングを図るため、学生と企業との事前交流会を開催 |
| 事前・事後研修 | 参加学生に対し、ビジネスマナー等の「事前研修会」を実施するとともに、インターンシップで学んだ事項等を振り返り、成果報告会に向けた準備等を行う「事後研修会」を実施 |
| 成果報告会 | 参加学生の報告を受けてインターンシップの成果を関係者が共有するための報告会を開催 |

2. 企業の採用活動に関する相談

・人材採用に関して様々な悩みを持つ県内企業等に対して、採用活動に必要なアドバイスを実施

3. 県内企業等の魅力発信

・企業PR冊子の制作
 ・企業情報サイト「WORKしが」による情報発信



産業人材の育成および確保

地域創生人材育成事業

目的

新規 29年度予算額：175,219千円

人手不足が生じている分野および人手不足が懸念される成長分野等の人材育成・確保を図るため、企業や民間教育訓練機関等と連携し多様な職業訓練を実施する。

人手不足の状況と要因

○物流分野では、小型貨物の需要の増加等により、今後さらに人手不足が見込まれることから、ドライバー等の人材育成が必要

○建設分野では、若手入職者の減少と高齢化が進む一方で、オリンピック、パラリンピックや国民体育大会の開催により、更なる人手不足が見込まれることから、建設業に従事する人材の育成が必要

○介護分野では、少子高齢化による生産年齢人口の減少等により、介護人材の人手不足が進みつつあり、介護従事者の人材育成が必要

○IT分野では、パソコンを使用した商取引等の増加とともに、汎用性が高いオブジェクト指向型のプログラミング言語であるJava等の知識を持つ人材の必要性が高まるなど、求人増が見込まれることからWeb・DTPデザイナーやプログラマー等の人材育成が必要

事業概要

○人手不足分野において、雇用につながる実践的な雇用型の職業訓練を実施

○職業訓練の概要
社会人基礎、各職業分野の基礎および実践、資格（免許）取得に関する訓練を実施

○本事業で育成する人材
・トラックドライバー
・建設機械オペレーター
・介護職員
・Web・DTPデザイナー
・Javaプログラマー など

○効果的な事業実施のため、国（滋賀労働局）、関係団体等で構成する「地域人材育成協議会」を設置

【事業の目標】

雇用創出者数252人（平成29～31年度合計）

カラット

CARAT滋賀・女性・元気プロジェクト（女性活躍推進課所管分）

29年度予算額：24,052千円（28年度予算額：23,958千円）

[新]多様性実感事業

【1,450千円】

●多様性実感カフェ開催事業

男女共同参画社会づくり実現のための課題となっている固定的な性別役割分担意識の解消に向け、意識変容につながる新しい手法であるワールドカフェ方式を用いたワークショップを開催。

●女子中学生の多様な進路選択支援事業

女性中学生に対し、性別にとらわれない多様な進路選択を促すことを目的に、特に女性の志望が少ない分野（理系等）の学科・職業を紹介する映像教材を作成。

しがの女性活躍応援事業

【480千円】

女性が持てる力を存分に発揮できる社会の実現に向けた気運の醸成を図るため、女性の活躍を応援するフォーラムを開催。フォーラムでは、基調講演の他、女性の活躍につながる取組や新しい働き方のアイデアを表彰する「カラットさんコンテスト」を開催。

女性の多様な働き方普及事業

【6,719千円】

外で働くことが困難な女性に対する在宅での働き方を考えるセミナーや、企業に対する在宅ワーカー等の活用についてのセミナーを実施。

離職の選択？
キャリアアップ断念？
結婚後や子育て期の仕事に
対する不安を解消！

就 職

結 婚

出 産・
子 育 て

継続就労

キャリア・
ア ッ プ

男性の家事・育児参画や上司の理解を進め、
女性の活躍を応援するキーパーソンを増やす！

働く場における女性活躍推進事業

【1,303千円】

●働く女性のキャリアアップ支援セミナー
開催事業

働く女性自身の資質向上、意欲高揚とネットワークづくりを進めるセミナーを開催。

●女性のモチベーションUPセミナー開催事業

働く場における女性の活躍を推進するため、継続就業、仕事への意欲高揚、コミュニケーション能力向上を目的としたセミナーを開催。

●育休後のハッピー・キャリア・カフェ
開催事業

育休取得後の職場復帰に不安を抱える女性を対象に、職場とのコミュニケーションの取り方や、育児、家事をともに担うパートナーとの協力の仕方など、復帰後の働き方をイメージでき、仕事を再開するうえでの心の準備をサポートするセミナーを開催。

仕事と生活の調和推進事業

【486千円】

経済・労働団体や行政等が一体となって、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた機運醸成を図るため、講演会を開催。

仕事と生活の両立支援事業

【2,094千円】

●滋賀のイクボス養成講座開催事業

部下の育児を積極的に応援しながら仕事での成果も上げる上司「イクボス」を養成するため、セミナーや先進企業による研究会を開催。

●滋賀のパパママパートナーシップ応援
プロジェクト

男女が共にワークライフバランスが実現できる環境づくりのため、共働きの夫婦等を対象とした仕事と家庭の両立のための講座を開催。

市町女性活躍推進事業費補助金

【11,520千円】

市町が行う女性活躍推進事業について補助。

滋賀マザーズジョブステーション

29年度予算額：54,280千円（28年度予算額：51,189千円）
（女性活躍推進課：52,000千円、子ども・青少年局 2,280千円）

滋賀県では、結婚・出産・育児期に一旦仕事を辞める女性が多い状況にある。その理由として、子育て期の男性の長時間労働の問題、仕事と子育て、家事との両立が難しい実態、女性にとっては仕事か家庭か二者択一を余儀なくされる状況等が考えられる。



一方で、子育て期の女性（無職）の6割が就職を希望！
仕事と子育ての両立に向けての不安・心配

- ・仕事をしながらの子育ての不安
- ・求職中の託児の問題
- ・勤務時間や条件等の不安
- ・企業とのマッチング など

子育て中の女性に対し、就職活動をスムーズに始めるための支援が必要

滋賀マザーズジョブステーション

出産や子育てによる離職後、再就職を希望する女性、仕事と子育ての両立に悩む女性、社会へ一歩踏み出したい女性等の就労を応援する**ワンストップの窓口**を県内2ヶ所で運営。また、平成29年6月から湖北地域において出張相談を開始。

滋賀マザーズジョブステーション・近江八幡

（近江八幡市鷹飼町 80-4 県立男女共同参画センター内）

滋賀マザーズジョブステーション・草津駅前

（草津市大路一丁目 1-1 ガーデンシティ草津 3階）

- マザーズ就労支援相談コーナー（キャリアカウンセリング、仕事と家庭の両立支援相談）
- ハローワーク職業相談コーナー（職業相談、職業紹介）
- 母子家庭等就業・自立支援センター（ひとり親の方への支援）
- 託児、就職に向けてのセミナーの実施

託児付き

滋賀マザーズジョブステーション出張相談

（子育て応援カフェ LOCO（長浜市八幡中山町 480 1階）との連携）

女性のチャレンジ支援

起業や社会参画したい思いを応援

女性のキャリアアップ支援

働き続けたい思いを実現

女性の多様な生き方を応援し、
活躍の場が広がる魅力ある滋賀へ



男女共同参画センター事業の概要

29年度予算額:55,907千円 (28年度予算額:111,005千円)

マザーズジョブステーション

連携



センター運営の4本柱+1

I. 研修・
講座事業

- (1)人材育成 (地域や職域等において男女共同参画を推進できる人材を育成、学校現場における男女共同参画の指導者を育成)
- ◇さんかく塾
 - ◇教職員さんかく講座
- (2)市町支援 (地域における男女共同参画を推進する取組の支援)
- ◇市町男女共同参画担当職員研修
- (3)啓発
- ★さんかく塾講演会
(県民、事業者、若者、団体等を広く対象として啓発)
 - ◇若年層向け啓発セミナー
(若者対象に男女間のパートナーシップなど身近な問題について学ぶセミナー)
 - ◇デートDV防止啓発セミナー
(PTA、教職員、男女相談員、民生委員・児童委員等の支援者を支援)

II. 相談事業

- ◇男女共同参画相談
(心理相談員3名の体制によりカウンセリングを充実)
- ◇専門相談
(弁護士による法律相談、臨床心理士によるDVカウンセリング)
- ◇男女共同参画相談員スキルアップ講座
(相談の基礎、法律、DV相談等、相談スキルの向上と関係機関の連携を図る講座)

III. 情報発信
・調査研究

- ◇図書・資料室の運営
(男女共同参画にかかわる専門図書を中心に収集、研究者や男女共同参画の推進リーダー等をはじめ、広く県民に資料を提供。ライブラリーツアー、ブックトラック、企画展示の他、大学や市町への蔵書のバック貸出)
- ★男女共同参画センター情報誌「G-NETしが」
(男女共同参画の啓発誌として年2回発行、教育・福祉のエリアも含めて、幅広く配布)
- ◇ホームページの運営、メルマガの発行によるタイムリーな情報発信
- ◇G-NETメイツの登録

IV. 交流・
活動の支援

- 県内の市町、団体、事業者、学校、地域、教育機関等がお互いに連携し、男女共同参画推進の啓発効果を高める
- ★G-NETしがフェスタ(団体、企業等の交流と成果発表の場)
 - ◇5センター連携事業
 - ◇しがWO・MANネット団体との協働・共催事業

女性のチャレンジ
支援事業

- ★女性のチャレンジシンポジウム
関係機関・団体とのコラボによるく女性のチャレンジを総合的に応援する場>
- ◇女性のためのビズ・チャレンジ相談
- ◇女性のチャレンジ「8の日」サロン

連携

市町・商工
団体事業

センター管理運営事業

託児室の運営
貸館運営管理等事業

ミシガン州滋賀県姉妹県州50周年記念事業

新規 29年度予算額:10,700千円

【経緯】昭和43年（1968年）11月、野崎 滋賀県知事とロムニー ミシガン州知事の間で、湖を有する県・州の特性を生かした自然環境の保全・保護に重点を置き、経済・生活文化を中心とした住民相互の友好親善の推進を目的として、姉妹県州協定を締結

【成果】

- ・ミシガン州立大学連合日本センター設立（平成元年）
- ・マイヤーガーデン滋賀プロジェクト（滋賀特別展開催）（平成25年）
- ・（株）琵琶湖汽船のミシガンポートプログラム（昭和57年）
- ・滋賀県内の市町がミシガン州内で13市と姉妹都市締結
- ・友好親善使節団の交流（延べ3,212人）

【50周年を迎えるにあたって】

2016年、ミシガン州 スナイダー知事と滋賀県 三日月知事の間で、50周年記念事業を実施することで合意。

平成29年（2017年）には、滋賀県で記念式典を、平成30年（2018年）には、ミシガン州で記念式典を開催する。

平成29年度(2017)

●滋賀県では

- ・記念式典、使節団受入れ、交流会
- ・ミシガン大学学生によるモニュメント制作
- ・両知事による記念揮毫
- ・JCMUにおける記念行事

●ミシガン州では

- ・デトロイト美術館ジャパン・カルチュラル・デイズへの出展

平成30年度(2018)

●ミシガン州では

- ・記念式典、使節団派遣、交流会
- ・芸術交流事業
- ・書道協会展示会開催
- ・共同宣言発行
- ・50周年記念誌作成

【目的・効果】

滋賀県とミシガン州が取り組んできた交流は、重層的な構造であり、様々な世代が主体的に取り組んできた。姉妹交流50周年を迎え、次なる50年を見据えて、この交流が、より多くの方に認知され、滋賀県民の誇りとなるべく周知していく。

びわこ観光推進事業



29年度予算額: 17,136千円 (27年度補正予算額: 24,146千円)

これまで

- ・部局や自治体間、官民の連携による取組
- ・官民様々な主体の取り組みにより、びわこ観光推進の機運が醸成
- ・大括りなターゲット設定に基づく情報発信

これから

- ・びわこ推進室設置による一体的な取組推進
- ・びわこ推進総合計画の策定による方向性の共有・役割に応じた取組の推進
- ・ターゲット分析に基づいたきめ細かい情報発信

ターゲットを意識した情報発信

★びわこ観光推進事業

- 実施主体: (公社)びわこビジターズビューロー
- 広報媒体による情報発信
 - イベント出展による情報発信
 - キーパーソンによる情報発信
 - モニターツアーによる情報発信

+

滋賀の魅力を満喫できる体験型観光

★サイクルツーリズム推進事業

- 実施主体: 滋賀プラス・サイクル推進協議会
- サイクルサポートステーションの整備
 - サイクルツアーガイドの養成
 - サイクルサポート情報の発信

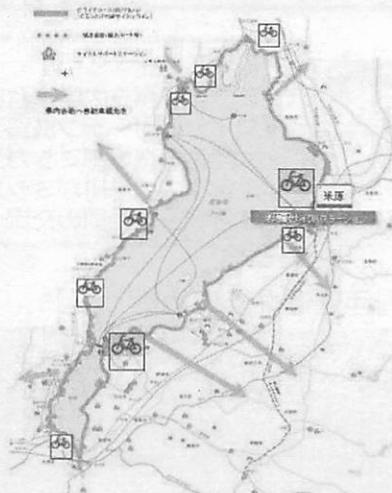
★びわ湖パノラマウォーク開催

実施主体: びわ湖パノラマウォーク実行委員会

+

びわこ推進総合計画

(仮称)びわこ推進総合計画策定会議



「琵琶湖新時代」に対応した「環湖自転車新文化」の創造

■琵琶湖の保全・再生への意識向上

- びわこを通じ、国民的資産と位置付けられた琵琶湖の保全・再生への意識が向上

環境整備との連携 市町・事業者との連携

DMO

安全で快適なびわこを目指して

■自転車の利用を進める

- レンタサイクル利便性向上検討(電アシ導入研究)
- タンDEM自転車の利用に関する研究・検証
- サイクリストやドライバー等への安全利用啓発
- 走行台数等調査・分析

■楽しみ方を広げる

- 「びわこ」レンタサイクル拠点の設置促進
- 湖上交通を活用したショートびわこの提案

■走行環境を整備する

- 走行環境整備・路面表示によるルート案内
- 路肩拡幅等による走行空間確保

■憩いの場をつくる

- 湖岸緑地等における休憩拠点づくり

■健康社会の生涯スポーツとして

- 各種ライドイベントの広報等応援
- サイクルラック等、駐輪設備設置促進

観光キャンペーン推進事業

29年度予算額:75,000千円(28年度予算額:21,148千円)

【趣旨】官民が一体となって、観光交流振興指針の計画期間最終年度である平成30年度を目標に 県域全体で、大型観光キャンペーンの実施に向けた取組を進める。

事業目標(平成30年)
観光客数5,000万人
宿泊者数400万人
観光消費額1,700億円

【目的・効果】

市町・観光協会をはじめとした幅広い主体と協働して、効果的な情報発信により、観光地「滋賀・びわ湖」の認知度を向上させ、本県における大型観光キャンペーン事業の実施に向けた体制を整える。併せて、東京オリンピックや滋賀国体開催に向け、観光地の整備とおもてなし環境を整え、さらに大規模なキャンペーン(JR6社のデスティネーション・キャンペーン)の誘致を目指す。

(参考) 過去のDC事例 ●昭和60年度「だから!滋賀」●平成11年度「いちにのさん 滋賀」

平成27年度

- ・本県観光の現状と課題分析
- ・アンケート実施
- ・県内各市町等と準備会
- ・大型CP基本計画の策定

大型キャンペーン基本計画に基づき、平成30年度の実施に向け、平成28年度から事業を展開

平成28年度

準備会の中で事業目標や役割分担など基本方針を決定

- 受入体制整備事業
 - ・着地型観光整備補助事業
 - ・キャンペーン企画調整(事業計画作成、観光素材磨き上げ支援)
 - ・ガイドブック作成
- おもてなし環境整備事業
 - ・トイレ洋式化等
- プロモーション事業
 - ・公共交通機関における情報発信

平成29年度

H30にむけての“機運醸成”・“盛り上げ”のため、「日本遺産 滋賀・びわ湖水の文化ぐるっと博」を中心とし、県域でのキャンペーンを推進するとともに、推進協議会を立ち上げ、官民が連携した取り組みを開始する。

●大型観光CP推進事業 5,000千円

- ・県内各市町との連携による観光素材の磨き上げや受入体制づくりを支援
- ・新たな魅力あふれる中核事業の創造
- ・平成30年度大型観光キャンペーン実施計画の策定

●大型観光キャンペーンプロモーション事業 30,560千円

- ・ウェブサイトの構築・運用
- ・全国800カ所のJR駅での5連ポスター
- ・JR西日本での交通広告
- ・公式ガイドブック作成

●パブリシティの展開 8,466千円

- ・マスコミ各社を招いたプレスツアー
- ・専門会社による観光情報の提供
- ・プレス各社への訪問営業・取材誘致
- ・旅行商品化にかかる助成

●観光展出版事業 6,734千円

- ・ツーリズムエキスポへの出展
- ・旅まつり名古屋への出展

●映画とのタイアップによる観光PR 13,200千円

- ・映画「関ヶ原」とのタイアップ
- ・映画「曇天に笑う」とのタイアップ

●受入体制の整備 2,500千円

- ・受入体制整備に取り組む市町に対する補助

●事業運営職員費 8,540千円

- ・民間派遣職員および嘱託職員にかかる給与等にかかる人件費

平成30年度

大型観光キャンペーン「虹色の旅へ。滋賀・びわ湖」

「琵琶湖」と「水」を核に、「歴」「食」「遊」「癒」「観」「買」「美」の7カテゴリーにより多彩な魅力を発信

- ・県内各地で多数の特別企画を開催
- ・交通事業者やマスメディアを活用した広報宣伝の充実
- ・プレキャンペーンよりもさらに充実した旅行商品造成を目指したエージェンツ支援
- ・受け入れ環境の更なる整備

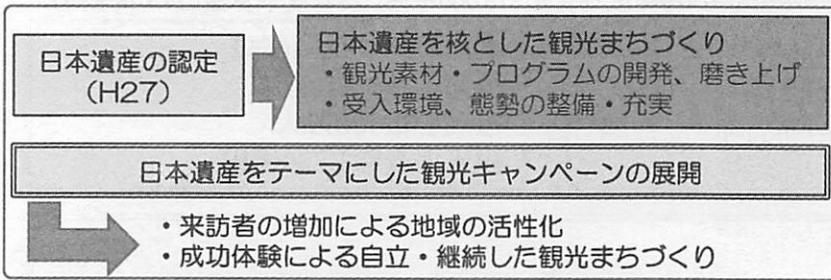


日本遺産・琵琶湖魅力発信事業

（「日本遺産 滋賀・びわ湖 水の文化ぐるっと博」開催）



29年度予算額：45,000千円（27年度補正予算額：20,962千円）



- 1 開催時期
平成29年10月～平成30年3月
- 2 開催目的
 ・日本遺産ストーリーの認知と浸透
 ・水の文化のストーリーを通じて、県内各地域への誘客の促進
 ※日本遺産を核とした観光まちづくりや滋賀を巡る旅の推進

日本遺産滋賀・びわ湖 水の文化ぐるっと博

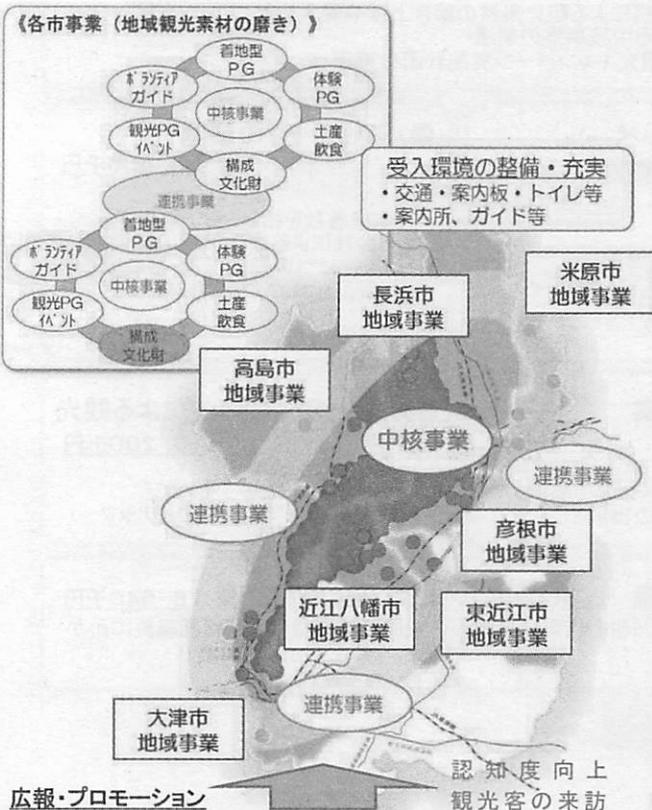
- ✓ 水の文化を通して地域の魅力を体感するツーリズムの展開
- ✓ 地域が主体となって展開する着地型観光プログラムの仕組みの定着化

事業構成（展開イメージ）

- ①コミュニティツーリズム事業
 ・構成文化財を核に、観光素材を周辺地域に点-inさせて展開する取組み
 ✓まち歩きPG/観光・体験PG
 ✓着地型ツアーPG など
- ②中核事業
 ・集客に繋げる核となるイベント等の展開
 ✓オープニング/クロージング
 ✓地域イベント
- ③連携事業
 ・地域内や地域間での周遊を促進する取組

平成29年度の取組（予算額：45,000千円）

- ①PR・プロモーション事業 25,686千円
 - ガイドブック・チラシの作成
 - ・ガイドブック（総合版、概要版）
 - ・PRチラシ
 - PRポスターの作成掲出
 - 媒体等を活用した情報発信
 - ・観光（旅行）情報誌への情報掲載
 - ・旅行（宿泊予約）サイトへの情報掲載
 - ・高速道路県内SAへの配架
 - 旅行AGTへのプロモーション
 - ・都市圏旅行会社へのプロモーション
- ②「ぐるっと博」実施事業 19,314千円
 - 中核事業
 - ・オープニング事業/クロージング事業
 - 連携事業（観光周遊促進）
 - ・水の文化スタンプラリー（仮称）の展開
 - ・特定テーマでの日本遺産探訪（ツアー）の実施



《各地域での取組》

- 「ぐるっと博」実施事業
 - 中核事業（地域中核事業）
 - ・地域でイベントの実施
 - コミュニティツーリズム事業
 - ・まち歩きPG、観光・体験PG
 - ・着地型ツアーPG など
 - 連携事業（共通チケット、OPツアーなど）
- 受入環境整備
 - ・地域（住民）への周知
 - ・受入環境整備（交通、案内板、トイレ等）
 - ・受入体制の充実（案内所、ガイド等）

広報・プロモーション

- ・公式ガイドブック/公式ウェブサイト
- ・告知PRツールによる周知（ポスター・チラシ）
- ・媒体（情報誌/旅行サイト）連携による情報発信
- ・旅行会社へのプロモーション（商品造成促進）
 （大型観光CPのPR事業とも連携して展開）

文化庁：日本遺産魅力発信推進事業

※平成30年度開催予定の大型観光CPへ“機運醸成”・“盛り上げ”

3. 平成29年度制度融資一覽表

滋賀県信用保証協会保証制度

滋賀県信用保証協会は、県内の中小企業の方が金融機関から事業資金の融資を受ける際、借入債務の保証をすることで、中小企業の方の資金調達力を高め、融資の道を開くなど信用補完を通じて企業の健全な育成発展を目的とする公的機関です。

1. 信用保証を利用できる中小企業者等

保証の対象となる中小企業者等は、滋賀県内において商業、工業、鉱業、運送業、サービス業その他の事業を行う中小規模の事業者であって事業の本拠所在地についても次の(1)または(2)に該当すれば保証の対象となります。

- (1) 個人の場合
住居または事業所のいずれかが滋賀県内にあるもの
- (2) 法人の場合
滋賀県内に本店または事業所を有するもの

2. 貸付形式

手形貸付、証書貸付、手形・電子記録債権割引、当座貸越

3. 保証対象業種

次に掲げる業種以外の業種
農業、林業(素材生産業および素材生産サービスマスターを除く)、漁業、金融・保険業(保険媒介代理業および保険サービスマスターを除く)。上記業種以外の中でも保証できない業種がありますのでご注意ください。 (風俗営業飲食業の一部、娯楽業、宗教等) また、許可等を必要とする業種については許可・認可等を受けていることが必要です。

4. 連帯保証人・担保等

次のような場合を除き、法人代表者以外の連帯保証人を徴求しません。

- (1) 実質的な経営者や営業許可名義人および申込人と共に当該事業に従事する配偶者が連帯保証人となる場合
- (2) 本人もしくは代表者が健康上の理由(高齢者も含む)のため事業承継予定者が連帯保証人となる場合
- (3) 当該事業の協力者や支援者から連帯保証の申し出がある場合担保は必要に応じて徴求します。

5. 保証限度額

中小企業振興資金融資制度およびその他の県の融資制度の保証限度額は、各一覽表の融資額と同じです。これら以外の主な協会保証制度の保証限度額はA表のとおりです。

6. 信用保証料

保証料は次の計算式で算出します。

- (1) 一括返済
貸付金額×保証料率(A表参照)×保証期間(月数)×1/12
- (2) 分割返済
貸付金額×保証料率(A表参照)×保証期間(月数)×1/12×
分割返済回数係数(B表参照)

7. 経営者保証ガイドラインへの対応について

「経営者保証に関するガイドライン」は、中小企業の経営者に個人保証に関する関係者間の対応についての自主的自律的な準則を定めたものです。詳細については、信用保証協会までお問い合わせください。

信用保証協会団体信用生命保険制度について

保証付融資のご利用にあたり、希望される方へのプラスワンサービスとして「信用保証協会団体信用生命保険」(以下「保証協会団信」といいます)の取り扱いを行っております。

この制度は、信用保証協会の保証付融資を受けられた個人事業主の方(法人の場合は代表権を有する連帯保証人の方)がその融資の債務全額を返済されない場合に「死亡」または「所定の高度障害」といった不測の事態に陥られた場合に、全国信用保証協

詳細については、滋賀県信用保証協会
(☎077-511-1321・1322)までお尋ねください。

会連合会が生命保険会社から受け取る保険金を金融機関に対する当該債務に充当するもので、後継者の方にとつての事業の維持安定、ご家族の安心を図るものです。

加入資格

保証付融資を受けられる個人事業主または中小企業基本法第2条第1項もしくは信用保証協会法第20条第4項に定める「中小企業者」に該当する法人。

被保険者

次に該当する方で、加入申込日現在満20歳以上満66歳未満の方。
なお、満70歳で自動脱落となります。

- ① 個人事業主の場合は本人
- ② 中小企業者に該当する法人の場合は、代表者であつて信用保証付融資の連帯保証人である方。

加入対象融資

一企業100万円以上1億円以下。
ただし、一被保険者に対し、利用限度額は合計で1億円。

貸付形式・融資期間等

証書貸付に限る。融資期間は1年以上。
返済方法は分割返済(元金均等・元利均等)で一括返済や不均等返済は不可。

(注) ご利用の場合所定の特約料が必要になります。
また、条件を満たされる方でも保険会社の審査の結果、ご利用いただけない場合があります。

(A表) 滋賀県等融資制度以外の主な信用保証制度一覽表

| 種 類 | 保証限度額 (単位円) | | 保証料率 (単位%) | 有担保 認可の 運用 |
|------------------------------|----------------|-------|--|------------------|
| | 個人・会社 | 組合等 | | |
| 全 国 小 口 保 証 | 2億8千万 | 4億8千万 | 0.45~1.90 | |
| 一 般 保 証 | 1.250万 | | 0.50~2.20 | |
| 当 座 貸 越 保 証 | 2億8千万 | | | |
| 事業者カードローン担保証 | 2千万 | | 0.30~1.62 | |
| 小規模カードローンSmile | 300万 | | | 有 |
| 経営力強化保証 | 2億8千万 | 4億8千万 | 0.5~1.15(債権比率有対象) 0.3~2.00(債権比率有対象) | |
| エネルギー対策保証 | 2億 | 4億 | 1.11 | |
| 海外投資関係保証 | | | | |
| 新事業開拓保証 | 2億 | | | |
| 経営安定関連保証1~6号 | | | 0.90 | |
| 経営安定関連保証7~8号 | 2億8千万 | 4億8千万 | 0.80 | |
| 災害関係保証 | | | 0.70 | 無 |
| 流動資産担保融資保証 | 2億 | | 0.68 | |
| 特定社債保証 | 4億5千万 | | 0.40~1.76 | 有 |
| 農業再生計画実施関連保証 (経営改善サポート保証) | 2億8千万 | 4億8千万 | 0.70(債権比率有対象) 0.80(債権比率有対象) | 無 |

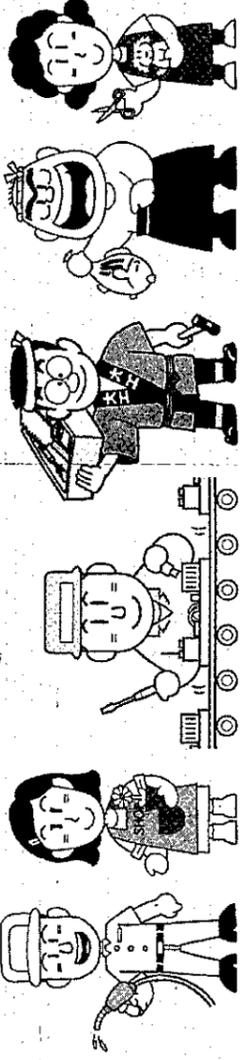
(注1) 上記信用保証は平成29年4月1日現在のものです。
(注2) 中小企業者に従って計時単位で作成している場合は、0.1%の割引を行います。(平成29年6月30日までに保証協会において申込みを受け付けたものに限る。また、一部保証を除く)
(注3) 有担保の場合、0.1%の割引を行います。
(注4) 経営力強化保証は、通常より1ランク低い保証料率を適用します。

(B表) 分割返済回数別係数

| 分割返済回数 | 6回以下 | 7回以上12回以下 | 13回以上24回以下 | 25回以上 |
|--------|------|-----------|------------|-------|
| 係 数 | 0.70 | 0.65 | 0.60 | 0.55 |

平成29年度

中小企業金融のしおり



滋賀県では「滋賀県中小企業の活性化の推進に関する条例」を制定し、中小企業の活性化を推進しております。この事業は、条例の趣旨に基づき実施される中小企業活性化施策の一つです。

平成29年度の主な制度改正

● 開業資金の自己資金要件の緩和

県内における創業を支援するため、開業資金の自己資金要件を緩和します。

● 開業資金(創業サポート枠)の融資対象者の拡大

開業資金の利用者のうち、商工会・商工会議所・産業支援プログラムの経営支援を受けた方も「創業サポート枠」の融資対象とします。

● 政策推進資金(新事業促進枠)の融資対象者の拡大

中小企業の新たな事業活動を支援するため、中小企業等経営強化法に基づき経営力向上計画の認定を受けた方も融資対象とします。

● 信用保証料率の引き下げ

中小企業者の信用保証料の負担軽減を図るため、一部の資金について、引き続き保証料の引き下げを行います。

● 申込書類の様式変更

平成29年4月1日から、申込書類の様式を一部変更します。新様式は滋賀県ホームページからダウンロードできます。

融資利率等の条件は、平成29年4月1日現在のものです。金融情勢等により、融資利率等を変更することがあります。また、融資対象者であっても、金融機関や保証協会の審査により、ご希望に添えない場合があります。

お問い合わせ：滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 TEL (077) 528-3732

滋賀県ホームページ(中小企業者向け金融制度のご案内)から、様式や案内チラシのダウンロードができます。

滋賀県・制度融資



URL : <http://www.pref.shiga.lg.jp/ff/shokokanko/yuusi/index.html>

滋賀県商工観光労働部

ご利用目的別ガイド

- 一般的な事業資金が必要なとき
- 売上の減少など経営状況が厳しいとき、借換により返済を軽減したいとき
- 経営革新、多角化、事業承継、成長分野での事業拡大を図るとき
- 経営力強化、企業再生に取り組みるとき
- 省エネ設備等の導入、CO2削減に取り組むとき
- 空き家・空き店舗を活用して事業を行うとき
- 1年以内の短期の事業資金が必要なとき、手形等を資金化したとき
- 開業前または開業後5年未満のとき

- 1. 経営支援資金(しえん)
- 2. セーフティネット資金(しんらい)
- 3. 緊急経済対策資金(きんききゆう)
- 4. 政策推進資金(すいしん)
- 5. 短期事業資金(たんざ)
- 6. 開業資金(かいざいよう)
- 7. 市町小規模企業者小口簡易資金
- 8. 緊急経済対策資金(きんききゆう)
- 9. 政策推進資金(すいしん)
- 10. 省エネ・再生可能エネルギー
- 11. 空き家・空き店舗再生
- 12. 新事業促進
- 13. 経営力強化
- 14. 省エネ・再生可能エネルギー
- 15. 空き家・空き店舗再生
- 16. 政策推進
- 17. 省エネ・再生可能エネルギー
- 18. 空き家・空き店舗再生
- 19. 新事業促進
- 20. 経営力強化
- 21. 省エネ・再生可能エネルギー
- 22. 空き家・空き店舗再生

滋賀県中小企業振興資金融資制度

(詳細については、各申込先、県中小企業支援課または取組金融機関にお尋ねください。)

◆ 保証料率体系 I 一部の資金については県の保証料補助および保証協会の協力により保証料を軽減しています。(年率・%)

| 融資期間 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 |
|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 保証料率 | 1.90 | 1.75 | 1.55 | 1.35 | 1.15 | 1.00 | 0.80 | 0.60 | 0.45 |
| 保証料率 | 1.20 | 1.15 | 1.10 | 1.05 | 1.00 | 0.95 | 0.80 | 0.60 | 0.45 |
| 保証料率 | 1.20 | 1.15 | 1.10 | 1.05 | 1.00 | 0.95 | 0.80 | 0.70 | 0.50 |
| 保証料率 | 1.15 | 1.10 | 1.05 | 1.00 | 0.95 | 0.80 | 0.60 | 0.45 | 0.45 |
| 保証料率 | 1.15 | 1.10 | 1.05 | 1.00 | 0.95 | 0.90 | 0.70 | 0.50 | 0.50 |
| 保証料率 | 1.84 | 1.67 | 1.50 | 1.33 | 1.11 | 0.90 | 0.73 | 0.56 | 0.39 |
| 保証料率 | 1.40 | 1.25 | 1.05 | 0.85 | 0.65 | 0.50 | 0.30 | 0.10 | 0.00 |

※①～⑨は、軽減した保証料率です。利用者の負担額は、正規の保証料から軽減額を差し引いた額になります。
 ※⑩は、軽減した保証料率です。利用者の負担額は、正規の保証料から軽減額を差し引いた額になります。
 ※⑪～⑬は、軽減した保証料率です。利用者の負担額は、正規の保証料から軽減額を差し引いた額になります。
 ※⑭～⑯は、軽減した保証料率です。利用者の負担額は、正規の保証料から軽減額を差し引いた額になります。
 ※⑰～⑱は、軽減した保証料率です。利用者の負担額は、正規の保証料から軽減額を差し引いた額になります。
 ※⑲～⑳は、軽減した保証料率です。利用者の負担額は、正規の保証料から軽減額を差し引いた額になります。
 ※㉑～㉒は、軽減した保証料率です。利用者の負担額は、正規の保証料から軽減額を差し引いた額になります。
 ※㉓～㉔は、軽減した保証料率です。利用者の負担額は、正規の保証料から軽減額を差し引いた額になります。
 ※㉕～㉖は、軽減した保証料率です。利用者の負担額は、正規の保証料から軽減額を差し引いた額になります。
 ※㉗～㉘は、軽減した保証料率です。利用者の負担額は、正規の保証料から軽減額を差し引いた額になります。
 ※㉙～㉚は、軽減した保証料率です。利用者の負担額は、正規の保証料から軽減額を差し引いた額になります。
 ※㉛～㉜は、軽減した保証料率です。利用者の負担額は、正規の保証料から軽減額を差し引いた額になります。
 ※㉝～㉞は、軽減した保証料率です。利用者の負担額は、正規の保証料から軽減額を差し引いた額になります。
 ※㉟～㊱は、軽減した保証料率です。利用者の負担額は、正規の保証料から軽減額を差し引いた額になります。
 ※㊲～㊳は、軽減した保証料率です。利用者の負担額は、正規の保証料から軽減額を差し引いた額になります。
 ※㊴～㊵は、軽減した保証料率です。利用者の負担額は、正規の保証料から軽減額を差し引いた額になります。
 ※㊶～㊷は、軽減した保証料率です。利用者の負担額は、正規の保証料から軽減額を差し引いた額になります。
 ※㊸～㊹は、軽減した保証料率です。利用者の負担額は、正規の保証料から軽減額を差し引いた額になります。
 ※㊺～㊻は、軽減した保証料率です。利用者の負担額は、正規の保証料から軽減額を差し引いた額になります。
 ※㊼～㊽は、軽減した保証料率です。利用者の負担額は、正規の保証料から軽減額を差し引いた額になります。
 ※㊾～㊿は、軽減した保証料率です。利用者の負担額は、正規の保証料から軽減額を差し引いた額になります。

※セーフティネット資金等一部の融資制度では、上記体系によらず、固定料率が適用されるものがあります。

| No | 資金名 | 資金用途 | 融資対象者 | 融資限度額 | 融資利率 | 信用保証料率 | 融資期間 | 担保・保証 | 申込先 | | |
|----|------------------|---|--|---|------------------|---|------------------------------|---|---|--|--|
| 1 | 経営支援資金(しえん) | 経営の合理化、体質改善を図るために必要な資金 | 次のいずれかに該当する中小企業者、協同組合等 | 所要資金の70%以内で 3,000万円 (旧組織強化等助成金の融資残高含む) | 年1.5% | 年0.45%～1.90% (県融資制度保証料率①を ご参照ください) | 7年(1年) 5年(6か月) | 金融機関所定 | 融資対象者①については 各商工会議所、各商工会 融資対象者②については 各商工会議所、各商工会 または 各中小企業団体中央会 | | |
| | | | 小規模企業者等が、経営の安定、合理化等 を図るために必要な資金 | 2,000万円 (旧組織強化等助成金の融資残高含む) | 年1.45% | 年0.45%～1.20% (県融資制度保証料率②を ご参照ください) | 7年(1年) 5年(6か月) | 則 会 付 保 証 協 会 付 保 証 協 会 付 | | | |
| | | | 小規模企業者の年末年始の資金需要に 対応する資金(申込受付期間は、平成29年11 月1日から平成30年1月15日までです。) | 設備資金、運転資金あわせて 1,500万円 (旧小規模企業者経営安定資金の融資 残高含む) | 年1.25% | 年0.50%～1.20% (県融資制度保証料率③を ご参照ください) | 7年(1年) 5年(1年) | 保 証 協 会 付 保 証 協 会 付 | | | |
| | | | 小規模企業者等が、経営の安定、合理化等 を図るために必要な資金 | 200万円 | 年1.0% | 4.085% | 10年(2年) 7年(1年) 10年(2年) | 保 証 協 会 付 保 証 協 会 付 | | | |
| 2 | セーフティネット資金(しんらい) | 既に借入金の返済負担を軽減し、資金繰 りを円滑化するために必要な資金 (借換資金は元本返済が開始された 後6か月以上経過し、かつ返済額が返済 されているものに限ります。) | 次に該当する中小企業者、協同組合等 | 8,000万円 なお、左記中小企業信用保証法第2 条第5項第1号の場合、再生手続開 始申立等事業者に対する関連債権額 の範囲内(旧経済活動対策資金の融 資残高含む) | 年1.0% (保証必須) | 融資対象者①の場合 年0.85% 融資対象者②、③の場合 年0.30%～1.75% (県融資制度保証料率④から 一律0.15%引き) | 10年(2年) 7年(1年) 10年(2年) | 保 証 協 会 付 保 証 協 会 付 | 中小企業団体中央会 各商工会議所、各商工会 | | |
| | | | 次に該当する中小企業者、協同組合等 | 2億円 (増加分を含む) (旧経営安定借付資金の融資残高含む) | 年1.5% (保証必須) | 4.085% | 7年(1年) 10年(2年) | 保 証 協 会 付 保 証 協 会 付 | | | |
| | | | 次に該当する中小企業者、協同組合等 | 5,000万円 (増加分を含む) | 年1.25% (保証必須) | 年0.45%～1.20% (県融資制度保証料率⑤を ご参照ください) | 7年(1年) 10年(2年) | 保 証 協 会 付 保 証 協 会 付 | | | |
| | | | 次に該当する中小企業者、協同組合等 | 8,000万円 (増加分を含む) | 年1.5% (保証必須) | 年0.45%～1.20% (県融資制度保証料率⑥を ご参照ください) | 7年(1年) 10年(2年) | 保 証 協 会 付 保 証 協 会 付 | | | |
| 3 | 緊急経済対策資金(きんききゆう) | 経済環境の悪化に伴う売上等の減少に 対して、経営の安定を図るために必要な 資金 | セーフティネット資金(新規特)の融資対象者でない者であって、次の①から③のいずれかに該当する中小 企業者(原則として直近2期平均の経常利益が1,000万円以下)の者に限る。協同組合等 | 2億円 (増加分を含む) (旧経営安定借付資金の融資残高含む) | 年1.5% (保証必須) | 4.085% | 7年(1年) 10年(2年) | 保 証 協 会 付 保 証 協 会 付 | 中小企業団体中央会 各商工会議所、各商工会 | | |
| | | | 次に該当する中小企業者、協同組合等 | 5,000万円 | 年1.25% (保証必須) | 年0.45%～1.20% (県融資制度保証料率⑦を ご参照ください) | 7年(1年) 10年(2年) | 保 証 協 会 付 保 証 協 会 付 | | | |
| | | | 次に該当する中小企業者、協同組合等 | 8,000万円 (増加分を含む) | 年1.5% (保証必須) | 年0.45%～1.20% (県融資制度保証料率⑧を ご参照ください) | 7年(1年) 10年(2年) | 保 証 協 会 付 保 証 協 会 付 | | | |
| | | | 次に該当する中小企業者、協同組合等 | 8,000万円 (増加分を含む) | 年1.5% (保証必須) | 年0.45%～1.20% (県融資制度保証料率⑨を ご参照ください) | 7年(1年) 10年(2年) | 保 証 協 会 付 保 証 協 会 付 | | | |

| No. | 資金名 | 資金用途 | 融資対象者 | 融資限度額 | 融資利率 (保証ありの場合) | 信用保証料率 | 融資期間 (償還) | 担保・保証 | 申込先 | |
|-----|------------------|--------------------------------------|---|---|--|--|--|----------------------|---------------------------|--------------------------|
| 4 | 政策推進資金 (すいしん) | 新事業促進枠 | 次のいずれかに該当する中小企業者、協同組合等 ①中小企業等経営強化法に基づく経営革新に関する計画の承認を受けてその計画を実施する者 ②中小企業等経営強化法に基づく経営向上計画の承認を受けてその計画を実施する者 ③融資の新しい産業分野への進出を行う者 ④事業の多角化や新たな事業への進出を行う者 ⑤事業の海外展開を目的とする者 ⑥海外企業への資本参加等を行う者 ⑦海外企業への技術移転等を行う者 ⑧海外企業への技術移転等を行う者 ⑨海外企業への技術移転等を行う者 ⑩海外企業への技術移転等を行う者 ⑪海外企業への技術移転等を行う者 ⑫海外企業への技術移転等を行う者 ⑬海外企業への技術移転等を行う者 ⑭海外企業への技術移転等を行う者 ⑮海外企業への技術移転等を行う者 ⑯海外企業への技術移転等を行う者 ⑰海外企業への技術移転等を行う者 ⑱海外企業への技術移転等を行う者 ⑲海外企業への技術移転等を行う者 ⑳海外企業への技術移転等を行う者 ㉑海外企業への技術移転等を行う者 ㉒海外企業への技術移転等を行う者 ㉓海外企業への技術移転等を行う者 ㉔海外企業への技術移転等を行う者 ㉕海外企業への技術移転等を行う者 ㉖海外企業への技術移転等を行う者 ㉗海外企業への技術移転等を行う者 ㉘海外企業への技術移転等を行う者 ㉙海外企業への技術移転等を行う者 ㉚海外企業への技術移転等を行う者 ㉛海外企業への技術移転等を行う者 ㉜海外企業への技術移転等を行う者 ㉝海外企業への技術移転等を行う者 ㉞海外企業への技術移転等を行う者 ㉟海外企業への技術移転等を行う者 ㊱海外企業への技術移転等を行う者 ㊲海外企業への技術移転等を行う者 ㊳海外企業への技術移転等を行う者 ㊴海外企業への技術移転等を行う者 ㊵海外企業への技術移転等を行う者 ㊶海外企業への技術移転等を行う者 ㊷海外企業への技術移転等を行う者 ㊸海外企業への技術移転等を行う者 ㊹海外企業への技術移転等を行う者 ㊺海外企業への技術移転等を行う者 ㊻海外企業への技術移転等を行う者 ㊼海外企業への技術移転等を行う者 ㊽海外企業への技術移転等を行う者 ㊾海外企業への技術移転等を行う者 ㊿海外企業への技術移転等を行う者 | 融資対象者①、② 年0.77%~1.06% (新事業開拓保険利用で 5,000万円以内0.77%、5,000 万円超1.06%) 融資対象者③、④ 年0.45%~1.90% (県融資制度保証料率①を ご参照ください) 融資対象者⑤ 年0.39%~1.84% (県融資制度保証料率②を ご参照ください)。なお、海 外投資開拓保険利用の場合 は年1.11% 融資対象者⑥ 年0.45%~1.20% (県融資制度保証料率③を ご参照ください) | 10年(2年) | 金融機関所定 | 中小企業団体中央会 各商工会議所、各商工会 滋賀県産業支援プラザ (融資対象者③については、 滋賀県産業支援プラザ) | | | |
| | | 成長産業育成枠 | 成長産業分野の事業を営んでいる中小企業 業者等が事業の拡大のために必要な 資金 | ①環境・エネルギー事業 ②医療・介護・福祉関連事業 ③クリエイティブ事業 ④保育・育児事業 ⑤防災対策事業 ⑥雇用支援・人材育成事業 | 1億円 (旧特定産業特・特定産業振興資金 の融資残高を含む) | 年1.25% | 年0.45%~1.90% (県融資制度保証料率①を ご参照ください) | 10年(2年) 5年(1年) | 金融機関所定 | 中小企業団体中央会 各商工会議所、各商工会 |
| | | 経営力強化枠 (一部責任共有 制度対象外) | 事業計画の策定に必要資金 (借入れ超過額は元本返済が開始された 後6か月以上経過し、かつ返済滞りなく返済 されているものに限ります。) | 中小企業再生支援協議会による経営改善計画の策定を受け、今後の企業再生が見込まれる者 ①融資制度保証料率①、対象外 ②融資制度保証料率②、対象外 ③融資制度保証料率③、対象外 ④融資制度保証料率④、対象外 ⑤融資制度保証料率⑤、対象外 ⑥融資制度保証料率⑥、対象外 ⑦融資制度保証料率⑦、対象外 ⑧融資制度保証料率⑧、対象外 ⑨融資制度保証料率⑨、対象外 ⑩融資制度保証料率⑩、対象外 ⑪融資制度保証料率⑪、対象外 ⑫融資制度保証料率⑫、対象外 ⑬融資制度保証料率⑬、対象外 ⑭融資制度保証料率⑭、対象外 ⑮融資制度保証料率⑮、対象外 ⑯融資制度保証料率⑯、対象外 ⑰融資制度保証料率⑰、対象外 ⑱融資制度保証料率⑱、対象外 ⑲融資制度保証料率⑲、対象外 ⑳融資制度保証料率⑳、対象外 ㉑融資制度保証料率㉑、対象外 ㉒融資制度保証料率㉒、対象外 ㉓融資制度保証料率㉓、対象外 ㉔融資制度保証料率㉔、対象外 ㉕融資制度保証料率㉕、対象外 ㉖融資制度保証料率㉖、対象外 ㉗融資制度保証料率㉗、対象外 ㉘融資制度保証料率㉘、対象外 ㉙融資制度保証料率㉙、対象外 ㉚融資制度保証料率㉚、対象外 ㉛融資制度保証料率㉛、対象外 ㉜融資制度保証料率㉜、対象外 ㉝融資制度保証料率㉝、対象外 ㉞融資制度保証料率㉞、対象外 ㉟融資制度保証料率㉟、対象外 ㊱融資制度保証料率㊱、対象外 ㊲融資制度保証料率㊲、対象外 ㊳融資制度保証料率㊳、対象外 ㊴融資制度保証料率㊴、対象外 ㊵融資制度保証料率㊵、対象外 ㊶融資制度保証料率㊶、対象外 ㊷融資制度保証料率㊷、対象外 ㊸融資制度保証料率㊸、対象外 ㊹融資制度保証料率㊹、対象外 ㊺融資制度保証料率㊺、対象外 ㊻融資制度保証料率㊻、対象外 ㊼融資制度保証料率㊼、対象外 ㊽融資制度保証料率㊽、対象外 ㊾融資制度保証料率㊾、対象外 ㊿融資制度保証料率㊿、対象外 | 年1.25% | 7年(1年) 5年(1年) 10年(1年) | 保証協会 保証 | 取扱金融機関 | | |
| | | 再生支援枠 | 中小企業再生支援協議会による経営改善計画の策定を受け、今後の企業再生が見込まれる者 ①融資制度保証料率①、対象外 ②融資制度保証料率②、対象外 ③融資制度保証料率③、対象外 ④融資制度保証料率④、対象外 ⑤融資制度保証料率⑤、対象外 ⑥融資制度保証料率⑥、対象外 ⑦融資制度保証料率⑦、対象外 ⑧融資制度保証料率⑧、対象外 ⑨融資制度保証料率⑨、対象外 ⑩融資制度保証料率⑩、対象外 ⑪融資制度保証料率⑪、対象外 ⑫融資制度保証料率⑫、対象外 ⑬融資制度保証料率⑬、対象外 ⑭融資制度保証料率⑭、対象外 ⑮融資制度保証料率⑮、対象外 ⑯融資制度保証料率⑯、対象外 ⑰融資制度保証料率⑰、対象外 ⑱融資制度保証料率⑱、対象外 ⑲融資制度保証料率⑲、対象外 ⑳融資制度保証料率⑳、対象外 ㉑融資制度保証料率㉑、対象外 ㉒融資制度保証料率㉒、対象外 ㉓融資制度保証料率㉓、対象外 ㉔融資制度保証料率㉔、対象外 ㉕融資制度保証料率㉕、対象外 ㉖融資制度保証料率㉖、対象外 ㉗融資制度保証料率㉗、対象外 ㉘融資制度保証料率㉘、対象外 ㉙融資制度保証料率㉙、対象外 ㉚融資制度保証料率㉚、対象外 ㉛融資制度保証料率㉛、対象外 ㉜融資制度保証料率㉜、対象外 ㉝融資制度保証料率㉝、対象外 ㉞融資制度保証料率㉞、対象外 ㉟融資制度保証料率㉟、対象外 ㊱融資制度保証料率㊱、対象外 ㊲融資制度保証料率㊲、対象外 ㊳融資制度保証料率㊳、対象外 ㊴融資制度保証料率㊴、対象外 ㊵融資制度保証料率㊵、対象外 ㊶融資制度保証料率㊶、対象外 ㊷融資制度保証料率㊷、対象外 ㊸融資制度保証料率㊸、対象外 ㊹融資制度保証料率㊹、対象外 ㊺融資制度保証料率㊺、対象外 ㊻融資制度保証料率㊻、対象外 ㊼融資制度保証料率㊼、対象外 ㊽融資制度保証料率㊽、対象外 ㊾融資制度保証料率㊾、対象外 ㊿融資制度保証料率㊿、対象外 | 年0.37%~1.82% (県融資制度保証料率①から 一律0.08%引き) | 10年(2年) 15年(2年) | 保証協会 保証 | 取扱金融機関 | | | |
| | | 省エネ・再生可能 エネルギー枠 | 省エネルギー設備や再生可能エネルギー 設備等の導入を図るために必要な設備資 金、およびCO2排出削減に取り組み るために必要な設備資金 | ①省エネ設備(空調設備、給排水設備、照明設備等) ②再生可能エネルギー(太陽光発電、風力発電等) ③蓄電池(リチウムイオン電池等) ④自家発電設備(再生可能エネルギーを除く) ⑤その他の設備(CO2排出削減に係る事業計画を受理機関へ提出すること) ⑥その他 | 1,000万円 (融資対象者①②については、8,000 万円) (旧CO2排出削減枠の融資残高を 含む) | 年1.0% | 融資対象者①~④ 年0%~1.40% (県融資制度保証料率①を ご参照ください) 融資対象者⑤ 年0.37%~1.82% (県融資制度保証料率①から 一律0.08%引き) | 10年(2年) | 金融機関所定 | 中小企業団体中央会 各商工会議所、各商工会 |
| | | 空き家・空き店舗 再生 | 新たに空き家・空き店舗を改修し、事業 を行うために必要な資金 ※改修を必須とする(運転資金のみでの 利用は不可) | 新たに空き家・空き店舗を改修し、事業を行うために必要な資金(運転資金のみでの利用は不可) | ①空き家・空き店舗を改修し、事業を行うために必要な資金 ②空き家・空き店舗を改修し、事業を行うために必要な資金 ③空き家・空き店舗を改修し、事業を行うために必要な資金 ④空き家・空き店舗を改修し、事業を行うために必要な資金 ⑤空き家・空き店舗を改修し、事業を行うために必要な資金 ⑥空き家・空き店舗を改修し、事業を行うために必要な資金 ⑦空き家・空き店舗を改修し、事業を行うために必要な資金 ⑧空き家・空き店舗を改修し、事業を行うために必要な資金 ⑨空き家・空き店舗を改修し、事業を行うために必要な資金 ⑩空き家・空き店舗を改修し、事業を行うために必要な資金 ⑪空き家・空き店舗を改修し、事業を行うために必要な資金 ⑫空き家・空き店舗を改修し、事業を行うために必要な資金 ⑬空き家・空き店舗を改修し、事業を行うために必要な資金 ⑭空き家・空き店舗を改修し、事業を行うために必要な資金 ⑮空き家・空き店舗を改修し、事業を行うために必要な資金 ⑯空き家・空き店舗を改修し、事業を行うために必要な資金 ⑰空き家・空き店舗を改修し、事業を行うために必要な資金 ⑱空き家・空き店舗を改修し、事業を行うために必要な資金 ⑲空き家・空き店舗を改修し、事業を行うために必要な資金 ⑳空き家・空き店舗を改修し、事業を行うために必要な資金 ㉑空き家・空き店舗を改修し、事業を行うために必要な資金 ㉒空き家・空き店舗を改修し、事業を行うために必要な資金 ㉓空き家・空き店舗を改修し、事業を行うために必要な資金 ㉔空き家・空き店舗を改修し、事業を行うために必要な資金 ㉕空き家・空き店舗を改修し、事業を行うために必要な資金 ㉖空き家・空き店舗を改修し、事業を行うために必要な資金 ㉗空き家・空き店舗を改修し、事業を行うために必要な資金 ㉘空き家・空き店舗を改修し、事業を行うために必要な資金 ㉙空き家・空き店舗を改修し、事業を行うために必要な資金 ㉚空き家・空き店舗を改修し、事業を行うために必要な資金 ㉛空き家・空き店舗を改修し、事業を行うために必要な資金 ㉜空き家・空き店舗を改修し、事業を行うために必要な資金 ㉝空き家・空き店舗を改修し、事業を行うために必要な資金 ㉞空き家・空き店舗を改修し、事業を行うために必要な資金 ㉟空き家・空き店舗を改修し、事業を行うために必要な資金 ㊱空き家・空き店舗を改修し、事業を行うために必要な資金 ㊲空き家・空き店舗を改修し、事業を行うために必要な資金 ㊳空き家・空き店舗を改修し、事業を行うために必要な資金 ㊴空き家・空き店舗を改修し、事業を行うために必要な資金 ㊵空き家・空き店舗を改修し、事業を行うために必要な資金 ㊶空き家・空き店舗を改修し、事業を行うために必要な資金 ㊷空き家・空き店舗を改修し、事業を行うために必要な資金 ㊸空き家・空き店舗を改修し、事業を行うために必要な資金 ㊹空き家・空き店舗を改修し、事業を行うために必要な資金 ㊺空き家・空き店舗を改修し、事業を行うために必要な資金 ㊻空き家・空き店舗を改修し、事業を行うために必要な資金 ㊼空き家・空き店舗を改修し、事業を行うために必要な資金 ㊽空き家・空き店舗を改修し、事業を行うために必要な資金 ㊾空き家・空き店舗を改修し、事業を行うために必要な資金 ㊿空き家・空き店舗を改修し、事業を行うために必要な資金 | 年1.25% | 10年(2年) 5年(1年) | 金融機関所定 | 中小企業団体中央会 各商工会議所、各商工会 | |
| | | 通常枠 | 仕入れ、代金決済等に必要の運転資金 | 中小企業者(原則として直近2期平均の経常利益が1,000万円以下である者)および協同組合等 | 1,500万円 | 年2.2% | 年0.45%~1.90% (県融資制度保証料率①を ご参照ください) | 1年 | 金融機関所定 | 取扱金融機関 |
| | | 手形・電子記録 債権引 | 親事業者から下請代金として受け取った 手形または電子記録債権の割引資金 | 親事業者から下請代金として受け取った手形または電子記録債権の割引資金 | 1,500万円 | 年2.2% | 年0.45%~1.90% (県融資制度保証料率①を ご参照ください) | 1年 割引期間 150日以内 | 金融機関所定 | 取扱金融機関 |
| | | 創業 (責任共有制度対象外) (一般保証は責任共有制度対象) | 県内で新たに事業を始めるため、および 県内で創業後、事業基盤を確立するため に必要な資金 | 創業の融資対象者で、次のいずれかに該当する者 ①事業を営んでいない個人であって、1か月以内に新たに創業しようとする者または創業後5年未満の者 ②事業を営んでいない個人であって、2か月以内に新たに会社を設立しようとする者または創業後5年未満の者 ③中小企業者である会社が新たに中小企業者である会社を設立し当該会社が事業を開始する具体的計画を有する者、または会社が新たに設立した会社であって、設立後5年未満である者 創業後の融資対象者で、次のいずれかに該当する者 ①創業後6か月以前から利用可能 ②創業後6か月以前から利用可能 ③創業後6か月以前から利用可能 ④創業後6か月以前から利用可能 ⑤創業後6か月以前から利用可能 ⑥創業後6か月以前から利用可能 ⑦創業後6か月以前から利用可能 ⑧創業後6か月以前から利用可能 ⑨創業後6か月以前から利用可能 ⑩創業後6か月以前から利用可能 ⑪創業後6か月以前から利用可能 ⑫創業後6か月以前から利用可能 ⑬創業後6か月以前から利用可能 ⑭創業後6か月以前から利用可能 ⑮創業後6か月以前から利用可能 ⑯創業後6か月以前から利用可能 ⑰創業後6か月以前から利用可能 ⑱創業後6か月以前から利用可能 ⑲創業後6か月以前から利用可能 ⑳創業後6か月以前から利用可能 ㉑創業後6か月以前から利用可能 ㉒創業後6か月以前から利用可能 ㉓創業後6か月以前から利用可能 ㉔創業後6か月以前から利用可能 ㉕創業後6か月以前から利用可能 ㉖創業後6か月以前から利用可能 ㉗創業後6か月以前から利用可能 ㉘創業後6か月以前から利用可能 ㉙創業後6か月以前から利用可能 ㉚創業後6か月以前から利用可能 ㉛創業後6か月以前から利用可能 ㉜創業後6か月以前から利用可能 ㉝創業後6か月以前から利用可能 ㉞創業後6か月以前から利用可能 ㉟創業後6か月以前から利用可能 ㊱創業後6か月以前から利用可能 ㊲創業後6か月以前から利用可能 ㊳創業後6か月以前から利用可能 ㊴創業後6か月以前から利用可能 ㊵創業後6か月以前から利用可能 ㊶創業後6か月以前から利用可能 ㊷創業後6か月以前から利用可能 ㊸創業後6か月以前から利用可能 ㊹創業後6か月以前から利用可能 ㊺創業後6か月以前から利用可能 ㊻創業後6か月以前から利用可能 ㊼創業後6か月以前から利用可能 ㊽創業後6か月以前から利用可能 ㊾創業後6か月以前から利用可能 ㊿創業後6か月以前から利用可能 | 設備 運転合計 2,500万円 (ただし、創業前まで融資額が1,000万 円を超える場合、超過部分について は自己資金相当額の範囲内) 創業前まで融資額が1,000万 円を超える場合、超過部分について は自己資金相当額の範囲内) (創業前サポート枠、女性創業枠および旧創業 枠の融資残高を含む) | 年1.00% (一般保証を利用する場合 は年0.37%~1.82%、県融 資制度保証料率①から一律 0.08%引き) | 7年(1年) | 保証協会 保証 | 各商工会議所、各商工会 滋賀県産業支援プラザ | |
| | | 女性創業 (責任共有制度対象外) | 女性が県内に新たに事業を始めるため、 および県内で創業後、事業基盤を確立す るために必要な資金 | 女性の融資対象者で、次のいずれかに該当する者 ①事業を営んでいない個人であって、1か月以内に新たに創業しようとする者または創業後5年未満の者 ②事業を営んでいない個人であって、2か月以内に新たに会社を設立しようとする者または創業後5年未満の者 ③中小企業者である会社が新たに中小企業者である会社を設立し当該会社が事業を開始する具体的計画を有する者、または会社が新たに設立した会社であって、設立後5年未満である者 創業後の融資対象者で、次のいずれかに該当する者 ①創業後6か月以前から利用可能 ②創業後6か月以前から利用可能 ③創業後6か月以前から利用可能 ④創業後6か月以前から利用可能 ⑤創業後6か月以前から利用可能 ⑥創業後6か月以前から利用可能 ⑦創業後6か月以前から利用可能 ⑧創業後6か月以前から利用可能 ⑨創業後6か月以前から利用可能 ⑩創業後6か月以前から利用可能 ⑪創業後6か月以前から利用可能 ⑫創業後6か月以前から利用可能 ⑬創業後6か月以前から利用可能 ⑭創業後6か月以前から利用可能 ⑮創業後6か月以前から利用可能 ⑯創業後6か月以前から利用可能 ⑰創業後6か月以前から利用可能 ⑱創業後6か月以前から利用可能 ⑲創業後6か月以前から利用可能 ⑳創業後6か月以前から利用可能 ㉑創業後6か月以前から利用可能 ㉒創業後6か月以前から利用可能 ㉓創業後6か月以前から利用可能 ㉔創業後6か月以前から利用可能 ㉕創業後6か月以前から利用可能 ㉖創業後6か月以前から利用可能 ㉗創業後6か月以前から利用可能 ㉘創業後6か月以前から利用可能 ㉙創業後6か月以前から利用可能 ㉚創業後6か月以前から利用可能 ㉛創業後6か月以前から利用可能 ㉜創業後6か月以前から利用可能 ㉝創業後6か月以前から利用可能 ㉞創業後6か月以前から利用可能 ㉟創業後6か月以前から利用可能 ㊱創業後6か月以前から利用可能 ㊲創業後6か月以前から利用可能 ㊳創業後6か月以前から利用可能 ㊴創業後6か月以前から利用可能 ㊵創業後6か月以前から利用可能 ㊶創業後6か月以前から利用可能 ㊷創業後6か月以前から利用可能 ㊸創業後6か月以前から利用可能 ㊹創業後6か月以前から利用可能 ㊺創業後6か月以前から利用可能 ㊻創業後6か月以前から利用可能 ㊼創業後6か月以前から利用可能 ㊽創業後6か月以前から利用可能 ㊾創業後6か月以前から利用可能 ㊿創業後6か月以前から利用可能 | 設備 運転合計 1,000万円 (創業前まで融資額が1,000万 円を超える場合、超過部分について は自己資金相当額の範囲内) (創業前サポート枠、女性創業枠および旧創業 枠の融資残高を含む) | 年1.25% (保証必須) | 7年(1年) | 保証協会 保証 | 各商工会議所、各商工会 滋賀県産業支援プラザ | |

◆責任共有制度対象外：信用保証協会の保証割合は100%です。
資金名の欄に(責任共有制度対象外)の表示がない資金は、責任共有制度の対象となり、責任共有制度の対象となる場合、中小企業者が保証付き融資を受ける際に保証協会の保証割合は80%です。
融資を行い、両者が連携して経営支援や再生支援といった中小企業者に対する適切な支援を期待するものです。(保証協会の保証割合は80%です。)

◆各資金・枠ごとの利用回数について
同一年度内の各資金の利用回数は、原則として枠ごとに設けられた回数(セーフティネット保証5号認定者、政策推進資金(省エネ・再生可能エネルギー)枠を除く)および短期事業資金は同一年度内に複数回利用可能です。

労働関係制度融資(所管・労働雇用政策課)

(単位:千円)

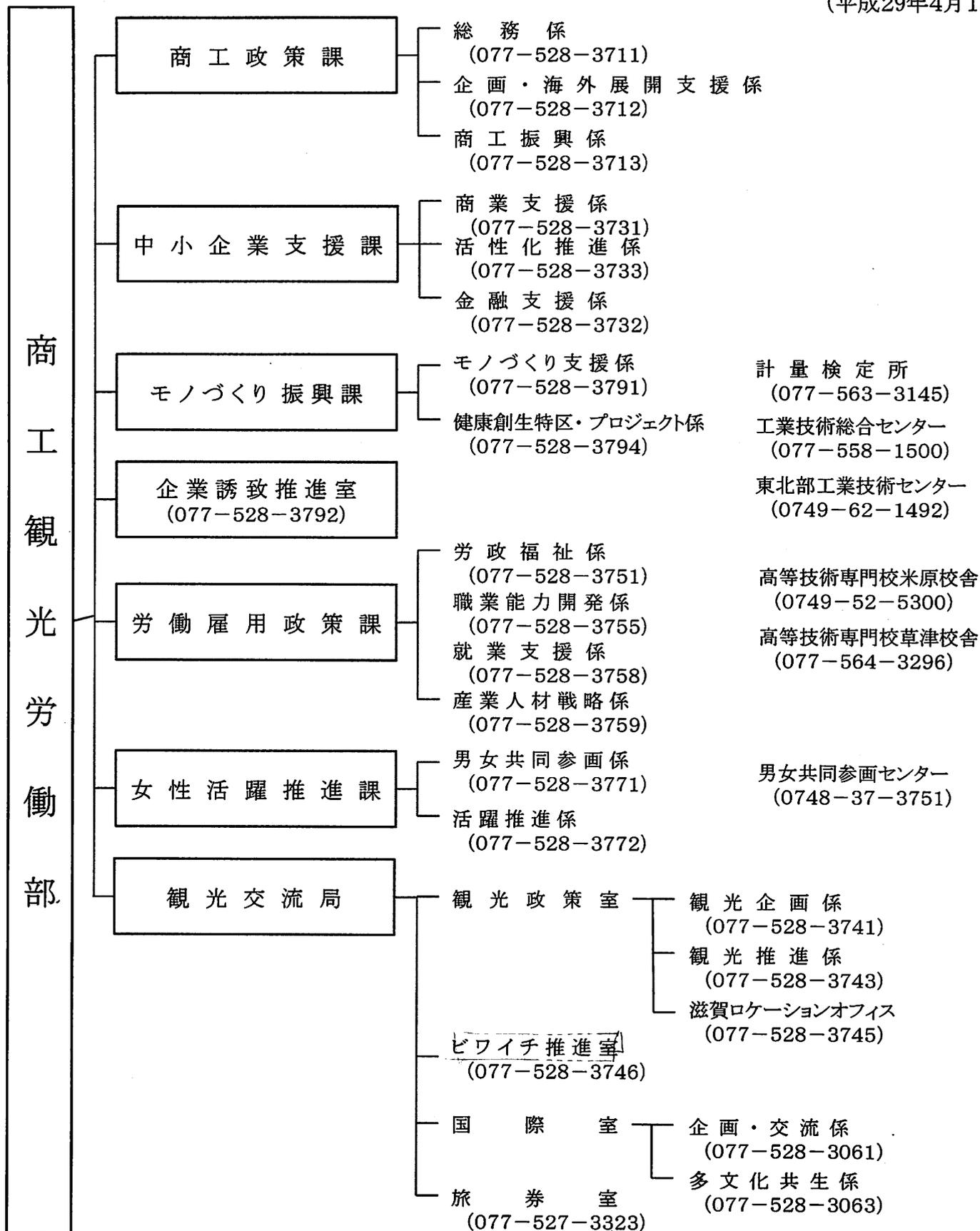
| 資金名 | 資金用途 | 予算枠 | 資金枠 | 新規貸付枠 | 融資限度額 | 融資利率 | 融資期間(措置) | 受付窓口 |
|--------------|------|-------|-------|-------|----------------------------------|------|-----------------------------|---|
| 勤労者住宅建設資金 | 住宅取得 | 195 | 1,396 | 0 | 平成19年度より新規貸付廃止 | | | |
| 勤労者福祉資金 | 生活 | 999 | 511 | 0 | 1,000 | 2.50 | 5年 (2ヶ月以内) | 近畿労働金庫 滋賀銀行 関西アーバン銀行 京都銀行 |
| 育児・介護休業者生活資金 | 生活 | 1,345 | 1,375 | 0 | 1,000 (休業期間が3ヶ月以下の 場合 500) | 1.90 | 6年 (休業期間中を限度として 1年以内) | 信用金庫 (京都、滋賀中央、長浜、湖東) 信用組合 (滋賀県、京滋、滋賀県民、近畿産業) |
| 計 | | 2,539 | 3,282 | 0 | — | — | — | — |

(融資利率は平成29年4月1日現在)

4. 商工觀光勞働部行政機構

平成29年度 商工観光労働部行政機構

(平成29年4月1日)



5. 商工觀光労働部分掌事務

| 課名 | 分掌事務 |
|----------|---|
| 商工政策課 | <ul style="list-style-type: none"> (1)部内の連絡調整に関する事。 (2)課内の庶務に関する事。 (3)商工観光労働行政の総合企画および連絡調整に関する事。 (4)産業振興ビジョンに関する事。 (5)商工業に係る経済対策の企画および連絡調整に関する事 (他の部課の所掌に属するものを除く。) (6)経済情報の収集および提供に係る部内調整に関する事。 (7)産業および企業の経済動向に関する事。 (8)滋賀県産業支援プラザに関する事。 (9)企業に向けた人権啓発に関する事。 (10)水環境ビジネスの推進に関する事。 (11)クリエイティブ産業の振興に関する事。 (12)県内中小企業の海外展開の支援に関する事 (他の部課の所掌に属するものを除く。) (13)行政不服審査法に基づく審査請求に係る裁決に関する事。 (14)その他部内の他の課の所掌に属さない事項。 |
| 中小企業支援課 | <ul style="list-style-type: none"> (1)課内の庶務に関する事。 (2)中小企業の活性化の推進に関する事 (他の部課の所掌に属するものを除く。) (3)中小企業活性化審議会に関する事。 (4)商店街活性化対策の推進に関する事。 (5)小売商業調整特別措置法および大規模小売店舗立地法に関する事。 (6)大規模小売店舗立地審議会に関する事。 (7)家庭用品品質表示法に関する事。 (8)新商品の生産等により新たな事業分野の開拓を図る者の認定に関する事。 (9)商工会議所、商工会および連合会に関する事。 (10)中小企業団体に関する事。 (11)中小企業調停審議会に関する事。 (12)中小企業の振興指導に関する事。 (13)伝統的工芸品産業の振興に関する事。 (14)中小企業の金融に関する事 (他の部課の所掌に属するものを除く。) (15)中小企業高度化事業に関する事。 (16)信用保証協会に関する事。 (17)貸金業法に関する事。 (18)経営承継円滑化法に基づく認定等に関する事。 |
| モノづくり振興課 | <ul style="list-style-type: none"> (1)課内の庶務に関する事。 (2)工業振興の総合調整に関する事。 (3)計量検定所に関する事。 (4)工業技術総合センターおよび東北部工業技術センターに関する事。 (5)陶芸の森に関する事。 (6)技術開発の振興に関する事。 (7)新産業の創造および技術開発の企画に関する事。 (8)産学官連携の推進に関する事。 (9)科学技術政策に関する事 (他の部課の所掌に属するものを除く。) (10)産業財産権および発明考案に関する事。 (11)地域産業振興の総合調整に関する事。 (12)地場産業の振興に関する事。 (13)鉱業法および鉱山保安法の施行に関する事。 (14)砂利採取法および採石法に関する事。 (15)びわ湖環境ビジネスメッセの開催に関する事。 |
| 企業誘致推進室 | <ul style="list-style-type: none"> (1)企業誘致および工場立地の総合調整に関する事。 (2)工業の適正配置および工業基盤の整備推進に関する事 (他の部課の所掌に属するものを除く。) (3)物流基盤の整備推進に関する事 (他の部課の所掌に属するものを除く。) |

| 課 名 | 分 掌 事 務 |
|---------|--|
| 労働雇用政策課 | <ul style="list-style-type: none"> (1)課内の庶務に関する事。 (2)労働福祉団体に関する事。 (3)労働者福祉施設に関する事。 (4)労働者への資金融資に関する事。 (5)中小企業退職金共済制度に関する事。 (6)高等技術専門校に関する事。 (7)労働者の福祉に関する事。 (8)労働教育に関する事。 (9)労働組合の育成および指導に関する事。 (10)労働調査に関する事。 (11)労働協約に関する事。 (12)労働争議の予防および解決の促進に関する事。 (13)労働相談に関する事。 (14)労働委員会に関する事。 (15)職業能力開発に関する事。 (16)職業能力開発審議会に関する事。 (17)技能検定に関する事。 (18)公共職業訓練に関する事。 (19)事業内職業訓練に関する事。 (20)技能士に関する事。 (21)雇用支援施策の連絡調整に関する事。 (22)労働市場の把握に関する事。 (23)雇用の安定および促進に関する事。 (24)労働力の確保に関する事。 (25)企業の事業活動を担う人材の育成および確保に関する事。 (26)就職の支援に関する事。 |
| 女性活躍推進課 | <ul style="list-style-type: none"> (1)課内の庶務に関する事。 (2)男女共同参画および女性の活躍(以下「男女共同参画等」という。)に関する施策の総合的な企画、立案および関係機関等との連絡調整に関する事。 (3)男女共同参画等に関する施策の推進に関する事。 (4)男女共同参画等に係る調査および研究に関する事。 (5)男女共同参画等に係る啓発に関する事。 (6)男女共同参画・女性活躍推進本部に関する事。 (7)男女共同参画審議会に関する事。 (8)男女共同参画センターに関する事。 |
| 観光交流局 | <p style="text-align: center;">観光政策室</p> <ul style="list-style-type: none"> (1)局内の庶務に関する事。 (2)観光交流施策の企画、立案および総合調整に関する事。 (3)観光施策推進本部に関する事。 (4)観光事業審議会に関する事。 (5)国際観光に関する事(他の課の所掌に属するものを除く。) (6)旅行業法に関する事。 (7)観光事業の振興および広報宣伝に関する事。 (8)観光物産関係団体の指導に関する事。 (9)観光資源に関する事。 (10)マリーナ指導要綱に関する事。 (11)観光施設に関する事。 (12)県産品の振興および販路開拓に関する事。 |
| | <p style="text-align: center;">ピワイチ推進室</p> <ul style="list-style-type: none"> (1)ピワイチの推進に関する事。 (2)ピワイチ推進総合計画に関する事。 (3)情報発信に関する事。 (4)市町、関係団体との連携に関する事。 |
| | <p style="text-align: center;">国際室</p> <ul style="list-style-type: none"> (1)国際交流および国際協力の推進に関する事(他の部課の所掌に属するものを除く。) (2)友好州省との交流に関する事(他の部課の所掌に属するものを除く。) (3)多文化共生に関する事。 |
| | <p style="text-align: center;">旅券室</p> <ul style="list-style-type: none"> (1)旅券に関する事。 |

6. 商工觀光労働部關係地方機關等

| 機関名 | 郵便番号 | 所在地 | 電話 |
|-----------------------|----------|---|--------------------------------|
| 滋賀県プロフェッショナル人材戦略拠点 | 520-8577 | 大津市京町四丁目1-1 (県商工政策課内) | 077-528-3723 |
| 滋賀ものづくり経営改善センター | 520-0806 | 大津市打出浜2番1号 コラボしが21 2階 | 077-511-1423 |
| 計 量 検 定 所 | 525-0022 | 草津市川原町149-1 | 077-563-3145 |
| 工業技術総合センター | 520-3004 | 栗東市上砥山232 | 077-558-1500 |
| 信楽窯業技術試験場 | 529-1851 | 甲賀市信楽町長野498 | 0748-82-1155 |
| 東北部工業技術センター (長浜庁舎) | 526-0024 | 長浜市三ツ矢元町27-39 | 0749-62-1492 |
| (彦根庁舎) | 522-0037 | 彦根市岡町52 | 0749-22-2325 |
| 陶 芸 の 森 | 529-1804 | 甲賀市信楽町勅旨2188-7 | 0748-83-0909 |
| 知的所有権センター | 520-3004 | 栗東市上砥山232 (工業技術総合センター別館内) | 077-558-0930 |
| テクノファクトリー | 525-0058 | 草津市野路東7丁目3-46 | 077-511-1416 (公財)滋賀県産業支援プラザ |
| 高等技術専門校米原校舎 | 521-0091 | 米原市岩脇411-1 | 0749-52-5300 |
| 高等技術専門校草津校舎 | 525-0041 | 草津市青地町1093 | 077-564-3296 |
| 滋賀県労働相談所 | 520-0806 | 大津市打出浜2番1号 コラボしが21 6階 | 077-511-1402 |
| ヤングジョブセンター滋賀 | 525-0025 | 草津市西渋川一丁目1-14 行岡第1ビル4階(おうみ若者未来サポートセンター内) | 077-563-0301 |
| ヤングジョブセンター滋賀彦根相談コーナー | 522-0071 | 彦根市元町4-1 滋賀県湖東合同庁舎1階 | 0749-24-1304 |
| シニアジョブステーション滋賀 | 520-0051 | 大津市梅林1丁目3-10 滋賀ビル5階 | 077-521-5421 |
| 産業・雇用創造推進センター | 520-0806 | 大津市打出浜2番1号 コラボしが21 2階 | 077-511-1424 |
| 男女共同参画センター | 523-0891 | 近江八幡市鷹飼町80-4 | 0748-37-3751 |
| 滋賀マザーズジョブステーション | 523-0891 | 近江八幡市鷹飼町80-4 男女共同参画センター内 | 0748-36-1831 |

| 機関名 | 郵便番号 | 所在地 | 電話 |
|------------------------------|----------|------------------------------|--------------|
| 滋賀マザーズジョブステーション ・ 草 津 駅 前 | 525-0032 | 草津市大路1-1-1 ガーデンシティ草津3階 | 077-598-1480 |
| 東京観光物産情報センター 「ゆめぷらざ滋賀」 | 100-0006 | 東京都千代田区有楽町2-10-1 東京交通会館2階 | 03-5220-0231 |
| パスポートセンター | 520-0801 | 大津市におの浜一丁目1-20 (ピアザ淡海内) | 077-527-3323 |
| パスポートセンター (米原出張窓口) | 521-0016 | 米原市下多良二丁目137 (文化産業交流会館内) | 0749-52-5000 |

7. 商工観光労働部関係団体

| 団体名 | 代表者名 | 所在地 | 電話 |
|----------------------|--------------------|------------------------------|--------------|
| 滋賀県商工会議所連合会 | 会長 大道良夫 | 大津市打出浜2-1 (コラボしが21 5F) | 077-511-1460 |
| 滋賀県商工会連合会 | 会長 川瀬重雄 | 大津市打出浜2-1 (コラボしが21 5F) | 077-511-1470 |
| 滋賀県中小企業団体 中央 | 会長 北村嘉英 | 大津市打出浜2-1 (コラボしが21 5F) | 077-511-1430 |
| 滋賀経済同友会 | 代表幹事 大塚敬幸 北二 | 大津市打出浜2-1 (コラボしが21 5F) | 077-511-1450 |
| (一社)滋賀経済産業協会 | 会長 井門一美 | 大津市打出浜2-1 (コラボしが21 5F) | 077-526-3575 |
| (公社)びわこビクターズビューロー | 会長 佐藤良治 | 大津市打出浜2-1 (コラボしが21 6F) | 077-511-1530 |
| (公財)滋賀県産業支援 プラザ | 理事長 田口宇一郎 | 大津市打出浜2-1 (コラボしが21 2F) | 077-511-1410 |
| 滋賀県信用保証協会 | 理事長 羽泉博史 | 大津市打出浜2-1 (コラボしが21 7F・8F) | 077-511-1300 |
| 滋賀県共済協同組合 | 理事長 川瀬重雄 | 大津市打出浜2-1 (コラボしが21 5F) | 077-511-1380 |
| 滋賀県商店街 振興組合連合会 | 理事長 竹内基二 | 大津市打出浜2-1 (コラボしが21 5F) | 077-511-1430 |
| 日本貸金業協会 滋賀県支部 | 事務長 佐野恩 | 大津市京町1-3-44 (イイダビル 2F) | 077-525-3860 |
| (一社)滋賀県中小企業 診断士協会 | 会長 田中清行 | 大津市打出浜2-1 (コラボしが21 4F) | 077-511-1370 |
| (一社)滋賀県発明協会 | 会長 清水貴之 | 栗東市上砥山232 (工業技術総合センター別館内) | 077-558-4040 |
| (一社)滋賀県計量協会 | 理事長 海出美重 | 草津市川原町149-1 (計量検定所内) | 077-567-3978 |
| (公財)滋賀県陶芸の森 | 理事長 川口雄司 | 甲賀市信楽町勅旨2188-7 | 0748-83-0909 |
| 滋賀県職業能力開発協会 | 会長 高谷満 | 大津市南郷五丁目2-14 | 077-533-0850 |
| (一社)滋賀県労働者 福祉協議会 | 会長 山田清 | 大津市打出浜2-1 (コラボしが21 6F) | 077-524-6290 |
| 近畿労働金庫 滋賀地区統括本部 | 本部長 山崎正雄 | 大津市におの浜四丁目5-9 | 077-524-5581 |
| 滋賀県勤労者住宅 生活協同組合 | 理事長 大谷和雄 | 大津市打出浜2-1 (コラボしが21 6F) | 077-524-2800 |
| 全労済滋賀県本部 | 理事長 西村典夫 | 大津市におの浜四丁目5-1 | 077-524-6031 |

| 団体名 | 代表者名 | 所在地 | 電話 |
|-------------------------|----------|--|--------------|
| 滋賀県勤労者互助会連合会 | 会長 永味 義國 | 大津市打出浜1-6 (大津市勤労福祉センター内) | 077-522-6499 |
| (公社)滋賀県シルバー人材センター連合会 | 会長 山中 庄次 | 大津市逢坂一丁目1-1 | 077-525-4128 |
| 滋賀県地域女性団体連合会 | 会長 鵜飼 淳子 | 近江八幡市鷹飼町105-2 | 0748-37-3113 |
| (公財)滋賀県国際協会 (事務局・本部) | 会長 山田 督 | 大津市におの浜一丁目1-20 (ピアザ淡海内) | 077-526-0931 |
| (彦根事務所) | | 彦根市松原町1435-86 (ミシガン州立大学連合日本センター内) | 0749-26-3400 |
| 滋賀県小型船協会 | 会長 竹脇 義成 | 大津市浜大津五丁目1-7 (大津港旅客ターミナルビル内) | 077-525-3374 |
| (一社)全国旅行業協会 滋賀県支部 | 支部長 中河 茂 | 大津市中央三丁目4-28 第貳ワークスワン3階 | 077-526-3213 |
| 滋賀県山岳遭難防止 対策協議会 | 会長 伊藤 克己 | 蒲生郡日野町西大路2092-1 (竹村喜一郎方) | 0748-52-2926 |
| 滋賀県江州音頭普及会 | 会長 佐藤 良治 | 大津市京町四丁目1-1 (県観光交流局内) | 077-528-3741 |
| 淡海観光ボランティア ガイド連絡協議会 | 会長 村田 昌彌 | 大津市打出浜2-1 (コラボしが21 6F (公社)び わこビジターズビューロー内) | 077-511-1530 |
| 滋賀県酒造組合 | 会長 藤居 鐵也 | 大津市打出浜2-1 (コラボしが21 1F) | 077-522-3070 |

商工観光労働行政施策・予算の概要

平成29年4月 発行

滋賀県商工観光労働部

〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号



古紙パルプ100%再生紙を試用しています (本文)